

平成28年第2回（3月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	3	向山 光	1.子宮頸がんワクチン接種による副作用への対応について 2. まちづくりを進めるうえでの辰野町を愛する心の醸成について 3. 主要地方道下諏訪辰野線の改良計画と町の対応について	2
2	4	中谷 道文	1. H 28 年の町の事業展開や第五次総、後期基本計画について	1 8
3	9	瀬戸 純	1.子育て支援について 2. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について 3.障がい者支援について	3 1
4	6	堀内 武男	1.災害に強いまちづくりと対応施策について 2.森林の育成と活用について	4 4
5	1 3	成瀬恵津子	1.「引きこもり」の社会復帰支援について 2.ジェネリック医薬品の利用促進	5 8
6	5	山寺はる美	1.人口減少、更なる子育て支援を 2.旧辰野病院跡地利用の進捗状況について 3.辰野町の観光振興策として荒神山たつの海に釣り堀事業を展開出来ないか	6 8
7	1	岩田 清	1.プレミアム商品券発売後の評価について 2.東京オリンピック「ホストシティ・タウン構想」について 3.教育問題について	7 8

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	1 2	垣内 彰	1.「荒神山スポーツ公園基本計画」について 2.城前、桜並木および櫛について 3.町内小中学校の適正規模と配置について	9 4
9	1 1	熊谷 久司	1.羽場下田踏切拡幅整備について 2.町全体の道路網計画について 3.若者定住促進住宅の建設について	1 0 7
10	7	篠平 良平	1.電力自由化に伴う町公共施設の新電力 (PPS＝特定規模電気事業者)導入計画について 2.「女性が輝き活躍する環境づくり」について	1 1 8
11	8	小澤 睦美	1.教育行政について 2.「観光立国推進基本法」における観光政策について 3.南信森林管理署横川森林事務所の財務省への所管替えについて	1 3 1
12	2	根橋 俊夫	1.辰野病院の今後の経営について 2.地域づくりについて	1 4 3
13	1 0	宇治 徳庚	1.防災・消防・医療の安全安心の現状と対応について	1 5 8

平成28年第2回辰野町議会定例会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成28年3月8日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	飯澤	誠	こども課長	石川	あけみ
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	桑澤	英明	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井	庄治
議会事務局庶務係長	菅沼	由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第2番	根橋	俊夫
議席 第3番	向山	光

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。先週末から気温も上がり、卒業シーズンを迎え春らしくなりました。今、インフルエンザが上伊那管内、また辰野町小学校でも学級閉鎖をされたという報道が出ております。健康管理には十分注意していただきたいと思います。傍聴の皆さん、早朝から大変ありがとうございます。それでは定足数に達しておりますので、第2回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。2日、正午までに通告がありました一般質問通告者13人全員に対して質問を許可してまいります。質問答弁を含めて、一人50分以内として進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席3番	向山	光	議員
質問順位	2番	議席4番	中谷	道文	議員
質問順位	3番	議席9番	瀬戸	純	議員
質問順位	4番	議席6番	堀内	武男	議員
質問順位	5番	議席13番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	6番	議席5番	山寺	はる美	議員
質問順位	7番	議席1番	岩田	清	議員
質問順位	8番	議席12番	垣内	彰	議員
質問順位	9番	議席11番	熊谷	久司	議員
質問順位	10番	議席7番	篠平	良平	議員
質問順位	11番	議席8番	小澤	睦美	議員
質問順位	12番	議席2番	根橋	俊夫	議員
質問順位	13番	議席10番	宇治	徳庚	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席3番、向山光議員。

【質問順位1番、議席3番、向山 光 議員】

○向山（3番）

おはようございます。2日間にわたる一般質問のトップバッターとして、通告に従って質問してまいります。今回は子宮頸がんワクチン接種による副反応にかかわること。第五次総合計画後期基本計画の推進にかかわり、辰野町を愛する心を育てること。

主要地方道下諏訪辰野線の改良計画にかかわることの3点について質問いたします。まず、子宮頸がんワクチン接種による副反応への対応について質問してまいります。子宮頸がんワクチンの接種による副反応が疑われる事例が多く発生したため、その接種を積極的に勧奨、勧めることを差し控えるようになってから3年が経過しようとしています。私はこの接種の是非ということではなく、副反応とされる症状があり、そのことで苦しんでいる方がいるかもしれない、ということに行政としてどう向き合っていくのかという観点から質問いたします。そこでこの間の経過について整理をしておきたいと思えます。子宮頸がんは子宮の入り口の子宮頸部と呼ばれる部分に発生するがんで、国内でも世界的にも乳がんとともにその患者数が急速に増えていること、そして若い女性がかかるがんの中で最も多く、毎年1万人近くが発症し3,000人近くの方が亡くなっているというのが子宮頸がんであります。その特徴はウイルスの感染によって細胞ががん化するというので、このウイルスはヒトパピローマウイルスHPVとも呼ばれ、ウイルスですからワクチンを打って抗体ができれば感染してもがんに進むことを抑えることができるというわけで、ワクチンの接種が行われるようになりました。このウイルスは100から200種類あり、中でも特にがん化しやすい、少なくとも15種類が高リスク型HPVと言われ、性行為を通じて女性の50～80%が一生に一度、あるいは何回かHPVに感染するとされています。一方でウイルスに感染しても2年以内に90%以上のウイルスは自然に対外に排出されること。更に、感染が持続して前がん病変の軽度異形成になっても90%は自然治癒するために子宮頸がんに進むものは約0.1～0.15%と極わずかで、また子宮頸がんになるまでには数年から20年くらいかかるということでもあります。ワクチンは欧米製のもので高リスク型ウイルス15種類の内、2種類のウイルスに効くものと4種類のウイルスに効くものと2つのワクチンが認可販売されています。全てのウイルスに効くわけではなく、また欧米人が感染しやすいウイルス向けのため日本の女性が感染しやすいウイルスとタイプが異なり、有効性が低いことも指摘されています。一方で、ワクチンが抗体を作り出すまでの間、そのワクチンが長く子宮頸部に留まる必要があるのですが、血流の関係で子宮頸部にはワクチンが留まりにくい、したがって3回に分けて接種しなければならない。また、成分にも「アジュバント」と呼ばれる免疫賦活剤、免疫増強剤としてアルミニウムが他のワクチンよりも高濃度に使わざるを得ず、これの人体への影響を指摘する意見もあります。また、このワクチン接種による効果は臨床試験データでは6.4年、推定では20年程度とされています。ワクチンと検診で予防が期待

できる唯一のがんと謳われたものの、効果は限定的と言わざるを得ないようです。いずれにしても子宮頸がんの発生を予防することができるということで、我が国では諸外国に遅れながらも平成21年にワクチン投与が認可され、翌22年、国は子宮頸がん等ワクチン接種緊急対策推進事業を設けてヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン等とともに自治体が接種事業を行う場合には国も助成をすることになりました。更に予防接種法を改正し、25年4月からは定期接種に指定され、広く接種が実施されることになりました。しかし、接種のあと、原因不明の身体中の痛みを訴えるケースが多数報告され、回復していない例もあることから国ではわずか2ヶ月で定期接種としての公費補助を維持しつつ、積極的な接種の呼びかけを中止するよう自治体へ求めました。そして検証の上、早急に方向性を出すということでしたが3年を迎えようとしている今なお、方向性は明らかになっていません。この間、辰野町では平成22年の3月、6月、12月議会において町独自にでも公費負担をするように提案がありましたが、議事録によれば当時の矢ヶ崎町長は「1人5万円くらいかかり対象者が400人以上いる。費用が多額になる。町が3,000円とか1,000円程度の一部補助をしても追いつかないだろう。国は事故が起きることを恐れているのではないか」という内容の答弁をしています。その後、先ほど申し上げましたとおり、緊急対策推進事業として国が公費補助を始めたことに合わせて、町も負担をすることになり、更に定期接種となったわけであり、前置きがかなり長くなりましたが、まず、定期接種について自治体の責任、保護者の責任、費用の負担、副反応に関する救済という点で任意接種や緊急対策推進事業とどう違うのか、お聞きいたします。

○町 長

それでは一般質問のトップということで向山議員さんにお答えをしたいと思います。子宮頸がんワクチンの関係でありますけれども、そういった事例が非常にとって言うんですか、大きく報道されたりして私もテレビを見て苦しんでおられる方、見たわけですが、いろいろの経過等もお話いただいてそういった面では勉強になりました。自治体の責任とか定期接種、それから任意接種の違いでありますけれども、定期接種の関係でありますから自治体って言うんですか、国が奨励をして市町村は政令で定められてその人たちに予防接種を行わなければいけないということで自治体は決められております。任意接種につきましては、どちらかという自分自身の予防のために個人防衛としての予防接種とそんなふうに分類されておるか、こんなふうに思います。保護者の責任で

ありますけれども、定期接種になりますと受けるように努めなければならないと、こういうふうな規定がされているわけでありまして。それから費用負担でありますけれども、任意接種の普通は予防、インフルエンザとかそういうこともありますけれども、個人だとかそういったことで完全公費ってということではないと思っておりますけれども、現在は両方とも公費接種、こんな形であろうかと思っております。それから救済の関係でありますけれども、定期接種では予防接種健康被害救済制度っていうのがございます。任意接種につきましては医薬品医療機器総合機構による救済とそんなことのようにあります。それについては、事故後5年間というようなことであるとこんなふうにお伺いしております。細かい内容については担当課長の方から申し上げたいと思っておりますが。

○保健福祉課長

私の方から細かい部分でございますけれども、今、町長が言ったとおりでございますし、自治体の責任は法律で決まって適切に行わなきゃいけないというようなことでありますし、救済制度につきましては予防接種健康被害救済制度、これについては時効がございませんけれども、そちらの方で救済、任意接種につきましては医薬品の医療機器総合機構による救済ということとなっております。今回任意接種でありましたけど、それにつきましては、今回ですけれども、行政の方で一応通知を出して接種ということを行っているというような形になっております。以上でございます。

○向山（3番）

それでは研究対策推進事業から定期接種に至り、更に積極的勧奨がなくなって今日に至っているわけですが、この間、接種の対象者と接種を受けた件数、その接種率について推移をお聞きいたします。

○保健福祉課長

それでは接種の関係について数字的なものをお示ししたいと思います。まず、緊急対策推進事業の関係でございますけれども、通知の発送を22年度でございます。中学1年生から高校1年生相当の方に345名発送をしております。23年度でございますけれども、中学1年生の方に104名の方に通知を発送しております。それから24年度でございますけれども、同じく1年生の方に103名通知をしております。合計で552名の通知の発送を行っております。その中で接種ですけれども、接種1回でも受けた方の人数ということで22年度が258名、23年度が92名、24年度が74名、合計424名の方が接種を受けております。あと、定期接種の関係が25年の4月の1日から定期接種になったわけでございます

けれど、この時には中学1年生84名の方に通知を出しまして、接種の開始者が12名という形になっております。定期接種後、1回でも接種された方は $12 \div 84$ ということで14.3%ということがございます。通知、それ以降は副反応等の関係がありますので、通知はしておりませんが、24年の4月時点で中学1年生の方が87名、27年は中学1年生の方が88名ということで、この方たちには通知をしておりませんが、その中で受けた方、25年6月15日以降でございますけれど10名の方が接種を受けているというふうに一応、把握しております。以上でございます。

○向山（3番）

それなりの接種率ってということだと思います。それですね、これらの接種者に対して子宮頸がんワクチン接種による副反応があったのかどうか、その実態の把握を行ったのか、行ったとしたらどのように行ったのか、その結果はどうであったのかお聞きいたします。

○保健福祉課長

はい。ただ今の質問にお答えします。一応ですね医療機関へ随時、国とか県から来る情報提供等は私どもの方で行っております。医療機関からの報告は現在のところございません。ただし、町の方へ直接、保健師への健康相談ということでご相談がございました。協力医療機関への受診を勧めたことはあります。その関係につきましては「ワクチンとの直接的副反応ではない」という結果というのをご両親の方から伺ってはおります。以上でございます。

○向山（3番）

この後の質問とも関係しますので、その保健師への相談があったっていうのはいつごろでしょうか。

○保健福祉課長

昨年ということがございますけれど、ちょっと数が少ないものですから、あまりはつきりしたお答えをしますと、ちょっと秘匿と言いますかね、秘密のことがございますので、そこらへんまでということをお願いをしたいと思います。

○向山（3番）

中学の方ではですね、こういう当時、実態の把握というのがあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。その前に中学校ですけれど、中学校の方には保健室の養護の先生にですけれど、「この接種を受けた方が良いですか？」という質問が2、3件あったということは聞いております。それに対して養護の先生は「これは任意だから、ご家庭の判断で良いですよ」と「ただ副作用もあるということも聞いていますので、お医者さんとよく相談してください」と、そのような回答をされたということです。それで中学生、受けた中学生ですね、どのくらいの副反応が出たかというのこれ具体的に調査を行っておりません。それから保健室にも相談という事例も1件もないという報告を受けておりますので、中学生においては副反応はなかったのではないかと推察できます。以上ですが。

○向山（3番）

学校の現場が一番、状況把握できているのかなと思うのですが、この副反応の把握というのは医師が国へ報告することになっているわけでありまして。しかし、副作用の現れ方は非常に多様で判断が難しいというふうに言われております。例えば「胃が痛い」「ストレス性胃炎だ」、あるいは「頭痛がある」ということで脳外科へ行って写真を撮ってもらっても「異常がない」。頭痛が続いて学校を休むと「心の病だから」と診療内科へ行き、そこでは「適応障害だ」と言われる。あるいは「胃が痛い」「頭が痛い」ということで「脳外科だ」、「胃腸科だ」、最後は「月経前症候群ではないか」ということで婦人科まで行っても「異常がない。心の問題だ」と言われてしまう。副反応という診断がなければ副反応として国へ報告されないわけでありまして。副反応だと、判断できる医師が当時極めて少ないという事情もあったかと思えます。そして原因が分からず、理解されずに孤立し、どうすることもできない。そういう潜在的な副反応者が当時の中学生くらいの若い女性が、町内にいるのかもしれない、そこをどうするかという課題であるかと思えます。子宮頸がんワクチンの副反応というのはどんなものなのか、先ほど町長もテレビでご覧になったようでありますけれども、例えばNHKでは昨年10月「おはよう日本」で、今年の1月に「クローズアップ現代」で、そのほか週刊誌や新聞などでも取り上げられていますが、本当に大変であります。症状としては頭痛、それもハンマーで殴られたようながんがん来る頭痛、腹痛、全身の倦怠感、手足の痛み、手足の脱力、手足の震え、それも突然襲って来て激しく震え、親が押さえつけても治まらない。あるいは歩行困難、起床困難、血圧が100なくて起きられない。立ち上がって3分もし

ない内に失神してしまう等々、学校にも行けず一生を棒に振ってしまうようなケースもあるわけです。信州大学の副学長で医学部長でもある池田修一先生が厚生労働省の2つある研究チームの内の1つの班の班長をされているわけですが、昨年12月に松本で講演をされています。今、申し上げたような症状を説明されるとともに、子宮頸がんワクチンの副反応の場合はこれらの症状が単独ではなく、複数出て来るのが特徴だとのことあります。それから症状が出て来るのは接種後、平均3ヶ月から6ヶ月で1年経ってから出て来る場合もある。一方で接種しなくなっていますから、これから新たな患者は出てこないだろうとおっしゃっています。昨年8月、日本医師会と日本医学会が共同で副反応に関する診療の手引きを作りました。こういったものです。この作成にも池田先生は参加されています。問題が顕在化してから2年、ようやくであります。もし副反応による症状ではないかと疑い、心配がある場合には、この手引きに基づいてもう一度、診察し直してもらい必要があるのではないかと思います。先ほどの例は昨年ということですから、間に合ったのかどうかですけれども、定期接種は自治事務であり、町の責任と判断で行うものです。その前に行った公費補助の場合も国や自治体が補助を行うわけですから、国や自治体としての責任があります。副反応があった場合、医師から国へ報告するという制度に基づく枠組みだけでなく、町が責任を持って把握する、あるいは把握するのが難しいのであれば医療機関に相談するよう情報発信をする。しかも今度は手引きもあって、その作成に当たった数少ない専門的な先生が近くにいるわけですから、そういう情報を積極的に出していく必要があると思います。実際に接種を行うように決めたのは本人や保護者ですが、国から勧められているので、信頼しているわけです。したがって国による救済制度もあるわけです。また、町で言えば町当局の責任だけでもないと思います。補助を要望してきた議会、そして全会一致で予算を議決したのはこの議会ですから、議会としても責任を持つべきと考えます。しかし議会には執行権がありません。したがって町が行うことについて提案し、チェックをしていくわけです。そこで副反応に悩んでいる方がいるのかどうか、改めて実態を把握したり、副反応について積極的に啓発することが必要と考えます。接種者全員に通知を出す等、すべきと考えますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

ただ今の質問にお答えいたします。一応ですね、開業医との連携は常に行っております。その中で医師からの報告等は現在いただいております。救済制度等は広報等によ

り周知を行っていければと思います。個人通知につきましては現在のところ行う予定はございません。相談があれば、その都度、相談を受けて医療機関等を紹介するというような形にしていきたいと思います。以上でございます。

○向山（3番）

おそらく辰野町にはいないだろうという前提での答弁だと思いますが、例え1人でもあるいは、1人いないかもしれない。しかし悩み苦しんでいる人がいる可能性があるわけですから、その場合、受けさせた親も悩んでいるかもしれません。副反応者がいたとすればそれは行政が勧めて予防接種を受けた、その結果であるわけですから自治体の責任としてそういう方へ寄り添うという姿勢で取り組んでいただきたいと思います。個人宛の通知が難しいということであれば、回覧等でもう一度啓発する等、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。信州大学医学部は全国で初めて厚生労働省からの委託で子宮頸がんワクチン全国電話相談センターを設置しています。こんな情報も活用いただければと思います。子宮頸がんについてはワクチン接種に頼らなくても検診が極めて有効であり、適切な治療によって前がん病変の段階でほぼ100%完治すると、これは厚生労働省の局長が国会で答弁しています。ただ、課題は検診のやり方です。欧米に比べて受診率が非常に低い、女性の看護師や女性の検査技師が検査できるような費用だけでなく、精神的にも受診しやすいようにしていくこと。これは国が考えていかなければいけないことではありますが、そういう課題があることを指摘しておきたいと思います。

2つ目の質問に移ります。28年度から始まる第五次総合計画後期基本計画では、まちづくりの合い言葉を「住みたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」として、その基本的な考え方は「辰野町を愛する人を大切にし、今、住んでいる人や町外に転居した人、辰野町民以外の人も誰もが住みたくなるまちを、みんなが参加して創ります。」と記しています。全くそのとおりだと思います。「辰野町を愛する人」を大切にしなければいけないわけですが、その「辰野町を愛する人」をいかに増やすのかということが重要だと考えます。教育基本法や学校教育法では「我が国と郷土を愛する態度」を育てることが定められています。いわば「愛国心」「郷土愛」ということだと思いますが、何をもって愛国心とするかは、議論が分かれるところでもあります。ただ、郷土愛ということ言えば、郷土、すなわち、ふるさとを好きにならなければ愛も生まれてこないと思います。ふるさとを好きになるには、ふるさと、その風土・風景・歴史や人々から受ける愛情を感じ取ることが大事だと思いますし、まずは、ふるさとをよく知るこ

と。良いところも、劣っているところも、まずはよく知って、そこからふるさと辰野町を好きになるということだと思います。まあ、ひとめぼれ、ということもありますが、一方、町民の皆さんの中にも「辰野はどうも……」と言って、マイナスイメージで語る方もいらっしゃいます。とても残念に思います。学校教育の中でも、社会の中でも、辰野町の良さをどう発信し理解していただくか、感じていただくかということだと思います。そこでまず、小中学校の教育課程の中で、ふるさと教育はどのように取り組まれているのか、ということからお聞きいたします。

○教育長

議員の質問にお答えしたいと思います。まず、議員が言われるようにふるさとを愛する心を醸成するには、まず、ふるさとを知らなければいけない。学ばなければいけないというのはこれは当然のことです。小学校でも中学校でも主に、これは総合的な学習の時間を中心に地域を学ぶ、地域から学ぶ活動、あるいは学習を行っているところでございます。例を挙げますと中学校では城前の清掃だとか、桜の保護活動などが挙げられると思っております。また中学校で実施しております強歩大会もただ単に走れば良いじゃなくて、走ることを通して地域の豊かな自然の中を走ることをとおして、改めて地域を知るという目的をあえて挿入してございます。生徒たちも実際に走る中で、大自然の変化、あるいは色の微妙な違いなんかを感じ取っている、そんなことを感想に載せている生徒もおりますし、地域住民や保護者へのボランティアがかなり出ますのでね、感謝の心も育っているようなそんな気がしております。今年度の例ですとミヤマシジミの生態や保護活動についても取り組んだ学級がございます。コマツナギの移植後も個人的に荒神山へ出かけてその様子を確認している、そんな生徒もいたと報告を受けておりますし、2年生は職場体験学習を行うわけですが、これもただ単に働くということじゃなくて、辰野町の地域産業を知るということを目的に入れていただいております。また、18年度の豪雨災害ですが、これも風化させないということで全校で確認をしている、学んでいるということのようですし、一部の生徒ではありますけれど、先日出されました、たつのこども広報『SCOPE』この取り組みもふるさと学習の一例かなと思っております。小学校の方で言えば全校で緑の少年団、これに取り組んでいる学校もおりますし、地域の特産や農産物について学ぶために農家へ出かけて収穫体験をした

り、あるいは地域と連携をして農産物ですね、お米だとかサツマイモだとかを栽培をするというような体験をしている学校もございます。更には辰野町の文化財を中心に地域めぐりをしたり、ふるさと学習と称して地域の自然、産業、文化、歴史に関わる学習を行っている、そんな学校もございます。各学年ごとテーマを決めて、ふるさと学習を行っている、そんな学校もございます。これらの教材はいずれも担任が準備をしたり、あるいは地域のボランティアの方に作っていただいたりっていうものを使っているところがございます。それからふるさとを学ぶということになりますと、来月に迫ったこの御柱っていうのも、小学生、中学生にとっては非常に大きな教材だろうなと思っております。7年に一度、実際には6年に1度ですけど6年前の前回の御柱っていうのは小学生、中学生の記憶にほとんどないだろうと思います。6年後の次回の御柱となりますと中学生はまず、都会の大学に出ておりますとおりません。そうしますと一生の中で一番、感受性豊かな小中学生のこの時期に御柱というのを、心へ身体に刻むのは今回が最初で最後であるということになります。再びまた戻って来て御柱を支えていただくためにも、今回のこの御柱は大事な教材として扱おうと考えております。それに関わって学校ではこの3日間は部活動だとか、クラブ活動等は一切やらないようにしていただきたいと。そして25日に月曜日については、町内全校お休みにしていただいて、御柱に関わっていただきたいということを既に決めてございます。以上です。

○向山（3番）

ありがとうございました。御柱のない地区もあるので、そこも全体で共有できるような形でぜひ進めていただきたいなと思います。ところで、今、中学の強歩大会の中でも少し触れられましたけれども、小学校の遠足ですが、野外での集団活動の体験という目的だけでなく、まさに、ふるさと教育の1つであると思います。しかし、小学校の遠足が高学年において行われなくなった学校があると聞いております。具体的に、どのような場所が遠足の目的地から外れたのかについてお聞きいたします。

○教育長

はい、お答えをしたいと思います。実施状況は学校によって異なりますけれど、場所

ですね、ほたる童謡公園だとか荒神山、大城山、それから桑沢山、しだれ栗、霧訪山、あるいは長田自然公園、やまびこ公園、平出遺跡などとありますけれど、昔からの町の史跡であるような蛇石だとか、しだれ栗ですね、これを地元の小学校以外はあまり行かなくなっているというのは確かに事実としてございます。高学年の方で社会見学などが、あるいは臨海学習が入って来ているというようなことで、どうしても低学年中心の遠足というふうに今、町内の小学校はなっけてきております。以上です。

○向山（3番）

私の育った50年前には臨海学校もなかったわけですから、授業時間の確保とかそういう点で遠足がなくなってきたという、このことには理解できます。問題は今お話のあったような蛇石とかしだれ栗ですね、生まれ育った地域の良さにどこで触れ、感じ、理解していくのか、そういったカバーをしていくのかということだと思えます。ふるさとを知ってもらうための機会、教育材料、教材はどうなっているのかということだと思えます。先ほど、お話も出ましたけれども今回、たつのこども広報『SCOPE』が発行されました。中学1年生が仲間と相談して、自分たちで作上げた広報です。そこに従事した生徒には大変貴重な経験、財産となったものと思えますが、そこに留まらずせつかくのこの広報をどう活用していくのか、そういったことも大切だと思えます。町内の小中学校における副教材にどんなようなものがあるのかということでお聞きしたいと思えますが、例えば「わがまち たつのの ホタル」が10年ほど前に各クラスへ配布されていると思えます。引き継いで勉強するようになっていくことじゃない、もう10年も経っていますから現在の活用状況はどのなっているのか。それからですね、各学校の先生に頼るだけでなくて要はこういった統一的な教材みたいなものですね、あるのかどうかということについてお尋ねしたいと思えます。

○教育長

まず、たつのこども広報『SCOPE』ですけれど、これ中学1年生がね10人ほどで作ったものでございます。これ大変中学生には反響がありましてね、非常に興味深く見ている、「来年はもし来年もこれを作るならば来年は僕も作りたい」というかなり、反

響を呼んでいるようでございます。小学校では6年生を中心に配布したり、あるいは図書館の先生と協力をして掲示したりということをしているようですが、まだ配布して日が浅くて十分に活用はされておられません。それから辰野のホテルですけれど、10年も経っているというようなことで、なかなか活用されていないという学校があることも事実でございますけれど、学校によっては辰野町を紹介するパンフレットの中でこれを生かしているというようなことも聞いておりますし、統一した副教材っていうものはないわけですが、先ほども言いましたどうしても各担任の先生だとか、関わっている地域ボランティアの方から資料を出していただくというようなことが主かと思っておりますけれど、現在町内の小中学校で独自の教材として使用しているものは、辰野町の文化財、のびゆく郷土、赤羽の歴史、それから役場で発行しております辰野町の各種のパンフレットがございませぬ、非常に分かりやすいきれいな写真の付いたパンフレットですけど、そのあたり。それから辰野町の民話、川島の民話、平出区史等が挙げられております。ですが、中には非常に小学生にとってもあるいは中学生にとっても難しい内容がありますので、担任の方で読み砕いたり、地域のボランティアの方に説明をしていただくなんていうことをやっているわけでございます。これらのデータはまた次年度の副教材になっていくわけですが、今、議員指摘の住民参加で副教材を作るという提案でございますけれど、やはりこれは興味ある意見だなと思っておりますし、これらがまとまってできるようになれば、新たな副教材としてまた活用できるのではないかなと思っております。今年度各区にお願いをして収集しました各区に伝わる文化、伝承行事、風習などというものですけれど、一通り1年経ちまして一通り教育委員会で整理することができましたので、この辺りも地域の方と協力をして何らかの形のものができそうな気がしております。以上です。

○向山（3番）

ふるさと教育を進める上で、私が言おうとしたところでもありますけれども、当然、辰野町出身の先生ばかりではありませんので、また、その経験、知識、意欲においてもさまざまな差があります。そういう個人差があるのは当然のことですが、一部の熱心な先生だけでなく、どんな先生が担当しても一定の水準で辰野町の魅力を取り上げてもらうことが大事で、そのための1つの方法としてふるさと教育のための教材・副教材を充実

する必要があるのではないかということでもあります。例えば、辰野高校では「辰高検定」が行われ、そのためのテキストとして大変立派なものが生徒の取り組みとしてつくられました。今、教育長の答えの中に住民と参加して、そういったものを作っていくということを検討したいというような答弁でありました。そういったものができあがればですね、学校でも、あるいは一般町民の皆さんにも、更には転入者や、ふるさと寄付金をしていただいている方々への辰野町の魅力発信にも使うことができ、そういった場合、更に継続して寄付を期待することもできると考えます。そういう意味では教育委員会の方だけでなく、まちづくりという視点でも一緒に考えていくことが良いのではないかと考えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

平成27年度、転入者につきましては591人おります。また平成27年度の3月3日現在でふるさと寄付金の寄付者数につきましては2,917名。リピーターが96名いらっしゃいます。リピーター率にしますと3.3%になります。平成25年度までは寄付者が20名ほどだったので、ぴっかり水と広報1年分、町のカレンダーをお礼の品として送っていました。平成26年度からお礼の品をリニューアルしまして、品数を増やしたものですから、増えまして希望者には広報を送ることにいたしました。平成27年度からは更に品数の方を増やしまして、またますます寄付者の方が増えましたので、辰野町にしてくれたことに対して更に辰野を応援してもらうための手段としまして、寄付のお礼に返礼の時期に合わせた辰野町の景色などを載せたポストカードを入れております。また、寄付したことを広報たつのに掲載を希望された方にはお名前の記載された月の広報を届けております。以上の方法で辰野町を知ってもらおうとしていますが、リピーターを取り上げての策というのは現在はまだ講じてはいません。今年度構築中のふるさと寄付金管理システムにおいては、過去からの寄付者をデータとして取り組んでいますし、また、ふるさと納税を辰野町にした動機などもアンケートで聞いていますので、これらの集計データを利用して辰野町へのふるさと愛を醸成するものがないかを検討していますが、転入者も含めましてそういった教材ができてきましたら、活用していけば良いかなと考えているところであります。以上であります。

○向山（3番）

これから分析をしてということでもありますから、その先にですね、私の言ったような教育委員会だけでなく総合的な観光パンフレットでない、辰野町を紹介するきちんとしたデータベースになるようなものができれば良いのかなと思います。さて、時間もなくなってまいりましたが、辰野町を愛するという点では町の職員にも、是非そのようにあって欲しいと思います。そこでまず、最近の若手職員の動向ですが新規採用職員の出身地別、町内出身者と町外出身者の状況について、どのように推移しているか、お聞きいたします。

○総務課長

はい、それではですね平成21年度からのですね職員の採用状況、一般行政職でありますけれども、町内、町外に分けてですねご報告をさせていただきます。まず平成21年度は1名の採用でございました。その方は町内の方でございます。それから平成22年度は7名の採用がございまして、4人の方が町内でございます。平成23年度は9名の採用で3名の方が町内。24年度は6名の内、1名の方が町内。25年度は4人の方の内、半分の2名が町内。それから26年度は4人採用しまして1名の方が町内。それから27年度は6名の方を採用し、町内の方は2名です。また来年度、28年度の採用は5人でありまして、5人全てが町内でございます。なお、また出身地別でありますけれども、町外の方はですね概ね、辰野町に接しているような郡内、あるいは松塩地区の職員であります。以上です。

○向山（3番）

新年度は別として町外からの職員がかなり多い傾向を示しているということだと思います。もちろん応募条件を満たし、採用試験で優秀な成績で採用されたわけですから、町の発展のためにぜひ活躍することを期待するところであります。一般的な資質向上という観点からは、これまでも同僚議員から既に質問がされておりますけれども、私は町の職員にも町を好きになって職務についていただきたいと思うわけです。そのために、辰野町のことを知ってもらいたいと思います。例えば、辰野町の境界が、有賀峠や善知鳥峠やもっとレアな部分で言えば牛首峠ではどうなっているのか。身近なことで言えば、「マグロ」「カンゴサワ」「サスコ」「キノザワ」というような地名が地元の皆さんから出た場合に、対応できないようであれば町の職員として寂しいことですし、その方に不愉快な思いをさせることもあるかと思えます。辰野町のシンボルであるゲンジボタルの生態や、しだれ栗、蛇石、小野宿の歴史等々、あるいは辰野駅を中心とした町の発展

など、さまざまな観点から辰野町のことを知り、そこから辰野町を好きになってもらうということが大事ではないかと思えます。職員としての行政実務の能力とは別に、これらの素養は大事なものと思えます。私が昨年まで勤務していた職場の関係でいってもですね、町外の職員に限らず町内の職員にも実はこれらの素養ともいべき部分において自信がなかったり、不安を持っている職員もいるわけです。これらは仕事をしながら覚えれば良いという形もあるかもしれませんが、一定水準を早く習得してもらうこと、あるいは自分で学ぶためのきっかけ作りとしても、町の方からそういう機会を作ることが必要だと思えますが、こういった職員教育の必要性、実情、これからの取り組みについてお聞きしたいと思えます。

○町 長

職員の資質向上の件であります。まさに、そういうふうなことをですね目標に行っておりますけれども、考えてみれば私自身も役場へ入ってから知った地名だとか、初めて行った所も実はあるような関係でありまして、職員の皆さん方もきっとそういう人もまだいるとは思うんですね。そういったことに対応できるような仕事の上で、覚えるってこと以外にですね、できるだけそういった活動を通じて教育をしていく、こういうこと大事なことだと思えます。消防団に皆さん入っていただくとか、そういうふうなことにしても地域との繋がりもできますし、いろいろの面でぜひ、そんなものを進めていきたいって、こんなふうに思っています。内容等につきましては総務課長の方から申し上げたいと思えます。

○総務課長

それでは私の方から取り組みの状況ですとか、それから今後についてちょっとお話をさせていただきたいと思えます。まず、新規採用職員へのふるさと教育につきましては、大変重要だというふうに考えております。町としては十分ではありませんけれども、機会を捉えてそういった教育を行うようにしております。少し事例を挙げますけれども、例年3月に採用内定者の研修会を実施しております。今年は既に3月2日に実施をしておりますけれども、その際に『町勢要覧』ですとか町に関わる資料配布をしております。また、1時間程度の町長講話を通じまして町の現状ですとか、目指すべき将来像を聞いていただいております。また、新規採用試験の集団討論というのをしておりますけれども、事前に辰野町のことを知らないとその討論に参加できないような課題を出しております。新規採用職員全員にふるさとに関わる教育をすることは、理想ではございます

けれども配属後、機会あるごとに同僚ですとか、上司、それから所属長が町の文化、特産品、産業、企業、施設等に触れさせているところがございます。過去においては、教育委員会等で町の自然、歴史、文化、伝統行事等の現地研修を行っていた経過もございます。向山議員が町職員であった時には、町の文化財等を巡ったというようなお話も聞いております。なにより自らふるさとを感じる事が大切であると思います。そのためには、町や地域の行事に積極的に参加するよう促しております。かつては採用後、1週間程度、町の施設、パークホテルですとか、クリーンセンターでの研修なども実施をしましてまいりました。現在では新規採用職員が一堂に会して、ふるさとを勉強するそういった機会が持てない現状でございます。一昨年、開催いたしました、よりあい会議には多くの新規採用職員を参加させたり、また新町発足60周年記念事業にあたっては若手職員から多くのアイデアを募りまして一定の成果が出たところがございます。そのほか町外にも「ふるさと辰野」を発信してもらっております。例えば鋸南町での辰野特産品の販売ですとか、どんぶり祭りでの「ほたる井」の販売などに新規採用職員を派遣をしております。町のことを知らないと外に出て行ってもPRできないという視点から行っております。新規採用職員全員で町の歴史、文化財、名称、施設、企業等を巡ることが理想であります。向山議員が現職の時に取り入れた手法を含めまして今後、辰野町を自ら誇れる教育が必要であると考えておりますし、少し工夫をして研修をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○向山（3番）

時間がありませんので、一言だけ最後の質問をしておきたいと思います。県道下諏訪辰野線の改良計画が進んできていると思います。非常に課題の大きい部分ではありますが、現在の計画の進行状況だけ、端的にお答えいただきたいと思います。

○建設水道課長

それでは下諏訪辰野線の平出上町地区の今の概要と進捗状況について簡単にお答えします。平出の交差点から北側、高德寺までの間、約240メートルの区間において平成26年から県の事業により両側の幅員2.5メートルの歩道整備に着手しております。昨年27年6月には県の方から買収単価の提示がありまして、その後、個々の物件調査を行いましてその結果を含めて昨年10月から個別に用地買収に着手しております。一部は買収済みとなっておりますけれども、引き続き28年度も残りの用地買収を進めていく予定となっております。以上です。

○向山（3番）

時間過ぎましたので、細部についてはまたお聞きしていきたいと思います。課題も、県道の工事、着手したからといって課題がないわけではございませんので、また改めて質問していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席4番、中谷道文議員。

【質問順位2番、議席4番、中谷 道文 議員】

○中谷（4番）

それでは、2番目の中谷でありますけれども、質問させていただきたいと思います。私は常々観光事業と産業振興で町の発展や活性化を図ったらどうかと常々考えておりますので、そんな観点から今、3月定例議会の一般質問をお伺いしてまいりたいと思います。平成28年度の町の事業の展開や、第五次総合計画後期の取り組みについて中心に質問をさせていただきます。なお、多少、夢のようなところもあったり、現実離れたところも出てくるとは思いますけれども、そのところはお容赦いただいております。また、後段、委員会や本会議等でのこともありますので、事前審査にならない範囲で結構ですので、よろしくご回答の方をお願いいたします。それでは質問に入ります。現在、国では人口減少克服と地方創生で活力ある元気な地域づくりを進めているところであります。当辰野町においても総合戦略推進会議を立ち上げ「住み続けたい町、帰りたい町、住んでみたい町」を目標に掲げ17地区の地域計画を盛り込み「町に仕事と働き場所の確保、町に新しい人の流れをつくろう、また、結婚、出産、子育てのできる町、安心して暮らせるまちづくりを目指す」としています。国の地方創生事業の補助金や町独自の予算、基金を投入して人口減少化に歯止めをかけるべく取り組みを強化しております、その方針がひしひしと感じられているしだいであり、そこで、これらの課題の具体的な解決方策として、町では人口減少対策、福祉・医療・介護、また道路対策、協働・住民力・地域力活用の4つの大きなプロジェクトを立ち上げ、問題解決と推進にあたりと発表されております。すばらしい後期5ヵ年計画や、28年度の事業展開、並びに予算編成ができあがったと思、私は大変評価をしているしだいであり、そこで私の考えや地域の皆さんの考えを一言添えますけれども、私は人口減少、低下が郡下一と。また、高齢化比率が郡下1、2を争う町となってきております。町の将来について大変危惧をしているものの一人であります。国や県の予算の付きしだい

事業の展開の早晩はあるにせよ、全ての事業についてももう少し全体的にスピード感をアップしていただいて早期に事業を進めていただきたいと、こんなことを強く要望して質問させていただきたくてあります。また、なお、後期5ヵ年計画も5ヵ年というような期間はありますが、この期間内には概ね計画が達成されるように大いに期待をしているところでございます。そこで、今回一般質問では4つのプロジェクトで取り決め内容や28年度事業展開、特に新規事業を中心に町の考えや私個人、または地域の皆さんの声をお伝え、提案し、要望をさせていただきたいと思っております。質問の順序は28年度主要事業一覧の順序で質問を進めますので、よろしくお願ひします。まず1点目は「豊か自然を守るまち」の取り組みの中からお尋ねしたいことは辰野町のホタルやほたる祭りに関連した質問であります。「ほたる祭りで町おこし」と、もと聞きなれた話題ではありますが、よろしくお願ひします。今、辰野町といえばホタルの町と言われるくらい、テレビ放映や宣伝が功を奏して大変有名になってきております。そこでほたる祭りは多い年では15万人もの人が観客として来町し、町の観光の一大イベントとなっております。ところが近年はホタルの発生が減少気味になってきているとお聞きして、大変心配をしているところであります。積極的に原因の調査や水路回収等にもっと積極的に投資を行い、辰野町の宝であるホタルを守っていただきたい。またこのホタルによってその効果を活用するような方策をもっと真剣に考えてほしい、こんなことが私の提案する内容であります。さて、質問事項であります「ホタルで町おこし」と題してホタルで町の観光振興と町への経済波及効果をもっと考えてほしいということで提案をします。本年はホタル祭りも、はや68回を迎えようとしております。この対応につきましては既に各部署部署で準備が進められています。このほたる祭りが単なる町のお祭りやホタルを見せる観客だけで終わるのではなく、長年の町の努力や町民の協力、また投下された資本がいかに経済的に我が辰野町に還元され、経済効果波及が大なることを願ってやまないものであります。また、これは長年の課題であると思っております。町長並びに担当課長の考え方についてお聞きします。まず町長については、ほたる祭りや観客事業についてどのように今後考えていくか、もっと評価をしていくとか、現状、町の情勢からそれ以上は無理だとか、「いや、中谷さん言うようにうんと大々的にホタルも宣伝したいよ」と何か町長としてのほたる祭りやホタル事業についての思いがきつとあると思っておりますので、その点をお聞きしたいと思っております。また、担当課長には経済効果波及具体策についてお伺ひいたします。5点ほどありますが、1つはほたる祭りの中で昼間の観光をも

うちよっと強化して、夜はホテル、昼は辰野町内の観光事業。このセット化を早く進めてほしいと思います。また2番目はこれは私の仮称でありますけれども、ホテル会館と勝手に付けたわけでありまして、そんなようなものを造りまして、町民や地区外から辰野町に観光に来た皆さんが、いろいろと要望をしている事項でありますけれども、もうちょっと辰野のお土産を買っていきたいけれど、売る場所がないとか、特産品が欲しいとか、農産物の直売もやって欲しいとか、いろいろの要望があります。また、辰野へ来てもほたる祭りに来ても食事もとれないし、ものすごい混雑で食事が困ったなあというも思っただけ帰るといような指摘もいただいておりますので、辰野の特徴のある食事、また松尾峡まで大変な距離がありますので、休息する場所を去年はベンチ等を付けていただいたわけですが、もうちょっとそんなような会館みたいなものを造って休める所をつくってあげたら良いんじゃないかと、こんなふうに思います。それから3つ目ですが、ほたる祭りの期間中にバスや列車を東京や名古屋から乗りつけるような企画はどうかと、いうことでふるさとのお出身の皆さん方を中心にいたしまして、バスや電車に来ていただいてそれぞれの自分の出身のお宅へ泊まらせていただくと。こんなようなことが例え1本でも2本でもできれば、また1つこの事業が大きく拡大をしていくんじゃないか。またふるさとを思う心が強くなり、また子どもたちもまた辰野町に帰って来たり、普通、田舎から都会へ出て都会の子どもたちはもうそこがふるさとでありますので、辰野へはなかなか帰って来れないとこういうことでもありますので、そういう地元を思ってもらう教育と合わせて、そんなことを検討されたらどうかと、こんなことを提案します。4つ目でありますけれども、ほたる祭り期間中の宿泊関係でありますけれども、これは上諏訪や岡谷、あっちの方が良い温泉もあったりいいというような気持ちとして分かりますけれども、このほたる祭りと宿泊関係、また辰野の観光事業と宿泊関係をドッキングして何とか旅館業者との提携や民宿事業を今後考えて、ほたる祭りの期間だけでなく、辰野の観光の発展に繋がるような仕組みを何か考えていただければ、非常にありがたいなというように思っています。豊かな自然とホテルや温泉をイメージし、宿泊対策の推進は考えられないかどうか、ここらもうちょっとお話を聞きたいと思えます。また、5番目にこれは前回もちょっと申し上げましたけど、経済波及効果についての策でありますけれども、関係組織やコンサルタントの導入でもっと検討できることではないかと、こんなふうに考えております。少なくとも70回のほたる祭りまで3回ありますけれども、それなりには構想ができ前に進むようなことを真剣に考えてほしいこと

を提案いたします。事前に関係課長には質問内容を提示してございますので、よろしく回答のほどをお願い申し上げます。

○町 長

中谷議員さんにお答えをしたいと思います。ホテルを核とした町の産業振興だとか、いろいろについてご提案をいただきました。町長、どんなふうにかってことでありますけれども、私もいろいろの何かあると「あんなふうにしたらいいな、こんなふうにしたらいいな」って思いを巡らせているわけでありまして、なかなか進んでいかなって言うんですか、思いどおりにいかないっていうのが現実でありますので、非常に何て言うんですかね、歯がゆい思いもしているわけでありまして。ホテルがまず地域の人たちに喜んでもらえるって言うんですかね、町の自慢できることでみんなが祭り自体を楽しんでいただくっていうのがもとであったし、これからもそうでなくてはいけなかってこんなふうに思っていますけれども、今お祭りを支えていただいている人たちがですね、多くの住民の皆さん方でありまして。期間も長いわけでありまして運営等も大変皆さん方に担っていただいている、そんな感じでありまして。そういった多くの人たちが支えていただくって言うことでありますので、ああしろ、こうしろってこういったことがなかなか難しい所もあるわけでありまして、そういった組織の中でこんなふうをしたいとか、ああいうふうにしたいっていうような中で動いてきたんではないかと、こんなふうに思います。段々にそういったものを支えるって言うんですか、事務局としての支えるそういった人たちもですね、人員的にも減ってきたりですとか、なかなかそういったことで忙しい中、どういうふうにしていくかって非常に大きな課題もまだあるわけでありまして、そういったものも今後しっかり考えていかないといけない、こんなふうに思います。お祭りって言うんですか、あそこのほたるの童謡公園へ「ほたる会館」を造る場所も確保しながらそういった計画も進めてきたんですけれども、いろいろの世の中の状況もあつたらうし、選挙の公約もあつたでしょうし、いろいろの面で最初の計画が進んでこなかったって言うことで、今ほたる祭りにある程度、集約されたホテルっていうものになっているっていうのが現実だろうと、こんなふうに思います。ここで、また初心に帰ってそういったものをやっていくっていうのに、今の状況の中でご理解が得られるかどうかということもありますので、このところはそういった大きな目標もありますけれども、ちょっと今、それを踏み越えていけない、こんな状況ではないかとこんなふうに思います。ただ、そこのところをですね、どういうふうに活用してこれからも、

そういったものができるかっていうことでずっと考えて、花を作ったりですとか、いろいろのことをやったり、いろいろしてきたわけでありましてけれども、そういったまだ、十分なものができていない。併せて道路等もですね、あそこの所が思うように広くないというようなことで、そこらへんのところで何とかしたいっていうことで、一昨年予算を補正で付けたんですけれども、理解が得られないで結局流してしまったって、そんなようなこともございます。思いはあるわけでありましてけれども、なかなか進んでこなかったっていうのが現状であります。さて、いろいろご提案いただいた中にもですね、町の全体のホタルの時の宿泊能力ですとか、来ていただく人たちがどういうふうにご覧していただくかって非常に大きな課題でありまして、町ができることもありますけれども、多くはやっぱり民間活力だとか、そういった皆さん方がそういったものができるかどうかにかかっているっていうことだろうと、こんなふうに思います。特に何て言うんですかね、商売としてやっていくっていうことになると、そのほかの時期はじゃあ何をしているかっていうことになりますので、そういった点を線で結んでいくっていか、いろいろのものと複合していかなきゃいけないってことでありますので、仕掛けはいろいろ今、言われたような内容をしていくっていうことになろうかと思っておりますけれども、そこらへんのところがなかなか点が線で結んでいかないっていうことありますけれども、少しでもそういったものが解決できるような、こんなことを模索をしていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。夢に近いものもあるわけでありましてけれども、そういったものができれば本当に良い祭りになると言うんですかね、皆さんの印象に残るすばらしいものがこれからもできていくんではないかと、こんなふうに思いますので、ご意見をまたお寄せいただいて、そういった中でできるものは積極的に手をつけていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。どうぞよろしく申し上げます。内容については課長の方から申し上げます。

○産業振興課長

ほたる祭りの誘客につきましては昼間の観光や広域観光も含めました滞在観光のコースの開発というものが重要だと思います。これによりまして従来以上の経済波及効果も見込まれますので、モデルコースですとか観光イベントの創設をしております。具体的に3点ほど紹介したいと思いますけれども、まず1点は信州シルクロード広域観光周遊ルートの開発会議、これは駒ヶ根市が事務局で行っておりますけれども、今、ルート開発をしております。辰野もシルクの関係がございますので、岡谷の蚕糸博物館を見学し

いた後に駒ヶ根市のシルクミュージアムを見学して、ほたる祭りの見物をしていただいて辰野の宿泊施設にお泊りいただいて辰野美術館を観ていただくとかですね、そんなような提案もしております。それから2番目には、昨年もやっております来年は4回目になりますけれども「飯田線と天竜まったり散歩」というイベントでございます。これも町内への宿泊は少ない状況なんですけれども、ウォーキングと飯田線の組み合わせによりまして伊那北部地域の景色を楽しんで、夜のホタル観賞と組み合わせていくと。ほかにはない当地域ならではのイベントではないかと思えます。28年度には飯田線の魅力を県内外に発信しまして広域観光を推進するために広域支援で広告宣伝、地域食、地域の特産食ですね、それから特産品のアピールみたいなものも強化して関東圏、中京圏からも誘客が計れるような募集をしてまいりたいと思っております。それから3点目ですけれども、辰野の地酒と塩尻市のワインですけれども、これを楽しむ会というようなものが民間主導の実行委員会で今、計画されております。町も観光協会も商工会等も今、一緒になって練っております、ほたる祭り実行委員会ともですね一緒に考えております。辰野のほたる祭りに合わせて開催する、この昼間のイベントとして辰野町の地酒と広域連携している塩尻市のワイン、そして上伊那地域の食文化を県内外に紹介しまして、関東圏、中京圏からも誘客を計るような形で、夜はホタル観賞をして、上伊那地域の宿泊施設に泊まってもらうような滞在型観光というようなものを考えております。それからホテル会館等については今、町長申し上げたとおりでございます。第4期計画が開催された時にですね、そういったものも検討をしてまいりたいと思えます。当面は昨年秋から開催しました上平出のふれあい市場、こういった取り組みも進めまして観光と営農センター等の組織で支援をしてまいりたいと思っております。それから休憩施設というようなことでありますけれども、昨年も空き店舗を2店舗改修をしまして休憩場所を設定したわけですけれども、本年はその中の1店舗がトイレ等も改修して町も補助する中でですね、観光協会の認定特産品も継続的に販売していただけるというようなお話もいただいておりますので、何とかそんな形でご協力いただければお土産にもなりますので、そんなことも考えております。それから、宿泊の関係でございますけれども、パークホテルを利用しましたほたる祭りとのコース設定ですが、そういったものをふるさと納税のふるさと寄附として商品化をいたしまして現在、募集をしております。1週間ですけれども既に6組の応募があるということでもあります。農家民泊等については川島地域で以前、取り組んだところもでございます。そういったものが体験型観光だとか、

移住定住施策にも繋がりますので関係した皆さま方にも、更に相談して研究をしてまいりたいとそんなふうに考えております。以上です。

○中谷（４番）

ありがとうございました。町長の思いや課長は既に取り組んでいる課題もありますので、課長が積極的に取り組んでいる課題もありますので質問は以上であります。私のちょっと思いを述べさせていただきます。ただ今、町長や課長より取り組みや状況、考え方についてお聞きしましたが町の財政状況や優先順位、あるいは集中と選択で進めるというような町長の考え等もありまして、なかなか思うようには進まないと思えますけれども、ある地域では地方創生事業でロケットまでも打ち上げるという計画を立てていると聞いておりますし、地域が行政の枠を越え移住定住や医療福祉、子育て支援を推進していくというような新聞記事も見ております。また、豊岡や飯島でも道の駅、先ほど申し上げたホテルに関わる会館みたいなものですが、道の駅を造る構想が着々と進んでいるということをお聞きしています。私も長年スマートインターの開設について提案をしてまいりました。それも全くそうでありますけれども物事には実施の時期とタイミングが大切だと感じております。スマートインターもしかりでありますし、道の駅もそうだと思います。あまり乱立したり設置しても全く意味がないとこういうことでございますので、そんなことを申し上げておきたいと思えます。後期５ヵ年計画の取り組みの中で先ほど課長の話にもありましたけど、直売所については終わりの方に少し期されておりましたので、大いに期待をしているところでございます。地方創生事業推進の真っ只中であり、またこの時期なら国の施策も導入しやすいかと思ひ、早期に取り組むことを提案してこの項の質問は終わります。

続いて２番目の質問事項、「健やかな笑顔あふれるまち」福祉・保健・医療の取り組みについて質問したいと思ひますが、先ほど申し上げたように新規事業についてであります。辰野町病院改革プランについてお尋ねをいたします。私は「住み続けたい町、帰りたい町、住んでみたい町」づくりには医療は避けて通れず、重要な部分と考えております。とりわけ辰野病院は辰野町の医療事業の砦であります。われわれ町民の多くは辰野病院を誇りに思っているものと信じております。また、私はその一人であります。日ごろ病院の先生方や関係する職員の皆さんが大変ご苦勞をいただいて、頑張っている状況については十分理解しているつもりでおります。また、開業医の先生も「辰野病院に頑張ってもらわないと辰野町の医療は守り切れないよ」と話を聞かせてくれます。

そこで質問をいたします。28年度に新規事業として取り組む計画の新公立病院の改革プランについて少しお尋ねをいたします。なお、業務に差し支えない範疇で結構でありますので、よろしくお願ひします。この策定開始や策定終了予定、また2番目として地域に必要な医療を安定的にかつ、継続的に提供していくために抜本的改革を進めるとしてあります。その内容の一部と支障のない範疇で結構でございますので、お聞かせをいただくと大変ありがたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

○辰野病院事務長

それでは中谷議員の新公立病院改革プランについてお答えしたいと思います。最初に改革プラン策定の経過について説明します。国は平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを策定しました。それに基づき各公立病院でプランの策定を行ってきました。辰野病院では平成20年度末、平成21年の3月ですが21年度から25年度までのプランの策定を行ってきました。その後、移転新築の件もありまして平成22年度末、実際平成23年の3月ですが一次の改定を行っております。今回、国は新たな公立病院改革ガイドラインを策定しました。今回のガイドラインは前回と大きく変わるものではありませんが、厚労省で行った医療制度改革において策定された地域医療構想と関連づける必要があります。各都道府県も平成28年度末までに策定しなければならず、長野県でも長野県地域医療構想を現在策定中です。医療構想においては各地域の医療提供体制の将来目指すべき姿を明らかにするもので、それに沿った改革プランを策定していかなければなりません。今回の改革プランの策定の期間は策定年度から平成32年度とされています。また、大きな項目として地域医療構想を踏まえた役割の明確化。再編、ネットワーク化。経営の効率化。経営形態の見直しの4項目となっております。現在、上伊那の方につきましても地域医療構想の調整会議が行われており、今年度、また来年度にかけて各医療圏ごと策定していく予定です。それに合わせまして公立病院の改革プランの方も策定していく予定ですが、状況としましては現在のところは、まだ未着手です。来年度から早々に手をつける予定ではありますが、地域医療構想ともありますのでそれと並行しながら策定していきたいと思っております。また、その過程におきましては院内のみならず、前回同様、外部の方の意見と住民への説明とを行っていききたいと思っております。以上です。

○中谷（4番）

はい、ありがとうございました。辰野病院については大変ご苦勞して頑張っていたいただいと十分理解しておりますので、ぜひ立派な計画を策定し、前向きな推進をお願い

いをしたいと思います。そこで1つ補足をさせていただきますけれども、私の思いでありますけれども、お願いします。医療、とりわけ病院問題については新築移転したばかりであり、かつ医師不足、また関係する職員不足の中であり、われわれ議員としても質問は聖域として質問も少なくしていた現状にあります。今回、第五次総合計画の後期の第1年目ということでスタートに当たるわけでありまして、あえて質問をさせていただいたと思います。ありがとうございました。経営問題については、町の支援は当然でありますけれども、医師の確保が絶対条件とお聞きしております。また国や県の方針では医師は中核都市から順次、計画的に補充強化をしていくというような方針を出されているようでありますし、また辰野病院の経営安定までには、まだ5年ぐらいはかかるだろうというような話も漏れ聞いていると思います。広域医療体制の一翼を担う意味での支援体制や方策は十分検討をされていると思いますが、よろしく申し上げます。また、運営方法では何か妙案はないものかとわれわれ町民や議員は何をどう応援し、協力すれば良いかと日夜、考えているものであります。早く機会を作って病院との懇談会をしたいと、こんなことで私個人としては福祉教育常任委員長をお願いをしていると思います。ぜひ、そんな機会がもててお話ができれば幸いですので、よろしく願いしてこの項の質問を終わります。

続いて第3番目の「安全・安心なまち」防災・防犯・都市基盤整備、そして移住定住の取り組みの中で特に道路網の策定と移住・定住対策の2件についてお伺いをしたり、提案をしたいと思います。まず1点目の道路計画策定の件であります。国道153羽場四つ角周辺の拡幅整備や春日街道と地辰野線の起工式等も先般、行われ近く宮所地籍の改修も近いとお聞きをしております。地元の協力や町当局の大変な努力もあったと思います。私は辰野町の泣き所である道路問題が、かなりのスピードでピッチで進行しつつあると感じて大変うれしく思っているものであります。しかし、道路についてはまだまだ地域の多くの皆さんは生活道路の整備改善を望む声が多く私の所へ寄せられております。28年度の事業展開をみたところ、道路補修工事、町単道路新設工事、町単道路舗装工事等、数々の道路に関わる事業について前年に比し、大幅に予算化された点は大いに感謝し好感を持っているところであります。引き続き道路対策については配慮されるよう提案をいたします。さて、核心の質問に入りますが今年新規に取り組む事業として道路網設定事業がありますが、その取り組みについて事業の内容、効果、またそれに連動した施策等、ごく簡単で結構でございますのでご紹介をいただければ、ありがたいと思

います。よろしく申し上げます。

○町 長

道路網の関係でございますけれども、本当に多くの皆さん方がですね、切実に道路ということでご要望いただいておりますし、本当にそのとおりだと、こんなように思います。しかしながら、国もですねご承知のとおり予算が、道路関係の予算が半分ぐらいになるというような形の中でできていますし、リニアですとかオリンピックだとか、いろいろの関係で集中的に予算がそこへ特化されるというようなこともありまして、なかなか厳しい状況であります。特に町では県道だとか国道ばかりでなくて、町の事業もですね社会資本整備の事業、国の補助事業を取り入れて行うわけでありまして、その採択がどうしても半分近くになってしまうと、こういうふうなのが現実でありまして、予算はかなり積極的に盛ってもですね、予算の付き具合でできたり、できなんだりすることが多いわけでありまして。何とかそういったこともお願いをしながら多くの所をつけていただいてやっていただく、その態勢を整えているとこういうことではあります、なかなか思うようにいかないのが現実だろうとこんなふうに思います。特に国県道の場合もですね、スピード感をもってというような形の中で今、お話をいただきましたけれどもなかなか同時にいくつも進められない、あっちが終わったらその次ぐらいにはと、こんなようなことが多くてですね、実に歯がゆい思いをしているわけでありまして、そういうことで、なかなか厳しいものがあるってことは皆さんのご承知のとおりだと思います。そこで、町の関係の道路でありますけれども、そういったものに付随したもの、特に今取り掛かっているような道路はですね、できるだけ早くに集中的にやっていきたい、こんなことでこの2年間進めてまいりました。緊急的にですね28年度、小横川の関係の道路はですね、まごまごすると通れなくなってしまうってというような事態を何とか避けなきゃいけないってことでありますので、そういったものをどうしても優先してやっていってしまうと、こういうことではありますので、将来にわたっての道路網の計画でもなかなか目先のことに目が行って進んでいかないって、こんなのが現実かと思えます。そういった中でですね、どうしてもある程度、先を見てやらなきゃいけないってということもありますので、そういったことを進めていくそんなことであろうかと思えますけれども、これからどういうふうになるか分からない、そういった状況の中で今、全てを決めてしまうということとはとてもできないことではありますので、選択肢を残しながらそういったものも考えていく、そういうことでなかろうかとこんなふうに私は

思っています。そのお尋ねの関係については建設課長の方から申し上げたい。こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○建設水道課長

それでは私の方からですね、道路網を策定するという計画の経緯等を説明させていただきます。皆さんご承知のとおり昨年度開設されたよりあい会議ではですね、17区全てで道路問題について重要課題であるということが挙げられまして、またアンケートをとってもですね、辰野町は道路事情が悪いというアンケート結果が出されております。それを受けて辰野町の五次の総合計画の後期基本計画の重点プロジェクトの1つに道路対策が盛り込まれたわけでございますけれども、1番はやはりメインであります国県道を中心とした通勤時の渋滞解消と円滑な交通を目指すということで、先ほど町長が言ったようにですね県と協力しながら事業を進めていくわけなんですけれども、そんな中で町の基本構想の審議会において、都市計画道路の見直しとそれから町全体の道路網の計画の必要性を指摘されました。確かに今までそういう全体の道路網計画というのができていないのが状況ですので、予算的にはゼロでございますけれどもどんなようにこの道路プロジェクトを推進していけば良いかというのを考えながら、1つの叩き台になるように道路網計画を作っていくように推進していくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○中谷（4番）

町長、課長のお話も十分理解をいたしました。ぜひ、道路問題には力を入れて一つ取り組むことを提案いたします。そこで私の思いを申し上げますけれども、私は思います。本年から工事が開始されたリニアについて国や県はリニア新幹線開通に向け、そのアクセス道路として伊南バイパス、松島バイパス、また先だってルートを決めた伊駒バイパスと急速に速度を上げ、北上してくる道路問題は避けて通れない町の大きな課題と思っています。生活道路はもとより、春日街道の先線、国道153の拡幅整備、辰野地区交通緩和のためや、それから災害時のルート確保のためのバイパス等の検討、それから近隣町村との提携等、道路対策には十分配慮し、協力に推進されることを提案してこの項を終わります。この項の2番目の移住定住についての支援策等についてお伺いをいたします。特に今年強化された補助金の内容とか、また地区支援員制度というようなものを設置されて、これから事業を盛り上げていきたいとか、いろいろと施策が提示されております。私は5年間でも1年でも良いんですけれども、どのくらいの世帯が落ちると

か人口を期待しているとかそんなことがもし、教えていただけるようならその点を、3点をお願いしたいと思います。また1つ、私の提案であります、この移住定住される皆さんが農地をほしい、あるいは野菜等を作ってみたい、花を作ってみたいというようなことで土地を確保したいというような要望がありますれば、今、私たち仲間の中では移住定住者のために農地の確保をして、また荒廃する農地を守るために仲間では将来は町民菜園にしたいというようなことで仲間では土地造成、耕起したり、荒れている所を整理して取り組んでおります。またこんなことが少しでも移住定住促進になるかどうか等や町のお考えをお聞きして、もしよければ積極的に取り組みたいと思っていますので、お考え等聞かせていただければ大変ありがたいと思います。

○産業振興課長

時間の方が少なくなっておりますので、端的に申し上げたいと思います。まず、後期基本計画の中で移住の検討に着手した世帯数というものを定めておきまして、平成26年度の3世帯がございますけれども、平成32年度までに20世帯というような目標を立ててございます。そのために何点か取り組みをしていきたいということで申し上げたいと思いますけれども、まず現在もやっておりますが空き家バンクの登録件数を増やしていく。そのために田舎暮らし情報ですとか、辰野の魅力を発信を積極的に進めてまいりたいとそんなふうに考えてます。それから本年度から始めております「地域おこし協力隊」の積極的な活用をしていくということで、来年度は2名増やしまして行っていきたいと思っております。それから今、議員から仰せのとおり28年度から新規事業でありますけれども集落支援員の活用をしてまいりたいと考えております。これは総務省の事業を活用して特別交付税の措置されたものでありますけれども、設置の目的だとか、対象となる人材ですとか任務については今回の全員協議会の方で説明を申し上げたいと思います。今、各区の方にご案内をしてありまして、12月の17日の区長会で提案して「要望してほしい」という区の方は、産業振興課の方に申し出ていただくようお願いしてあります。それから空き家を利用した移住体験用住宅の運営整備ということで、空き家をですね町が借り受けましてそれを改修して、転入者に貸しまして辰野町で体験していただく。家賃についてはその集落の方に交付をして、集落に交付するわけですね、地域に。で、地域で運営支援をしていただくってというような仕組みも考えております。それから、農地付きの空き家、これは空き家は欲しいけれども農地が付いているわけですが、そういった場合に現在、農地法の制約があるものですから権利移動できないというようなこ

ともありますので、農業委員会の方でそういった面積の緩和については検討してまいりたいと考えております。それから市民農園の設置というようなことでありますけれども、今、中谷議員のご提案については大変ありがたいと思っております。移住者への農業支援につきましては協働のまちづくり支援金事業みたいなものもございますので、そういったものも含めまして積極的に相談に応じてまいりたいと思います。それから今、建設水道課の方で定住促進奨励金事業をやっておりますので、それについては建設水道課長から申し上げます。

○建設水道課長

それでは若者を対象にした定住促進奨励金事業について、今の現状についてだけ説明させていただきます。28年の1月の4日より施行しているわけなんですけれども、先週現在です。3件の申請がありました。問い合わせも数件ある状況でございます。その3件の内訳は、土地を購入し住宅を新築する方が2件。それから中古住宅を購入する方が1件でございます。こまかな対象はちょっと省かせていただきますけれども、定額で50万円以下、加算として町外から転入なさる方は5万円加算、申請者が町内の企業に勤務就職予定の方は5万円を加算。申請者及び同一世帯に属する家族が4人以上いる世帯は5万円を加算ということで、最大で65万円の奨励金になるような状況でございます。この奨励金、まだ告知が足りないといけませんので建設の方に回ってくる建築確認や工事届けで年齢等を確認して40歳未満の方には、内容を説明して推進している状況でございます。以上です。

○中谷（4番）

ありがとうございました。時間が迫っておりますので、まとめをさせていただきたいと思っておりますけれども、大変重要な事業を迎えておりますので移住定住からの事業についても積極的にやりまして、よそに負けられないように一つ、豊かな自然を売りにして教育の町、文化の町をアピールしてぜひ、移住定住が促進するようご協力をお願いしたいと思います。4番目の事業の企業訪問の関係でありますけど、これは私が大変すばらしい事業で川口市のサービスプロモーション事業の取り組みを研究した時の考え方と全く同じで大変感激をしまして、今後の副町長の活躍を期待して終わります。それから5番目の教育問題については弁士があと何人も揃っておりますので、私の方からは提案事項だけ申し上げ、時間で終わりたいと思います。1つは保育園や学校施設の統合整備の方針を早く提示して進めるように。2つ目は小規模でも存続できる一貫校制度等も早期に検討

してほしい。また3つは高校、短大については、かつて昔の先人が誘致した計画もありまして、今の少子化の中で子どもの関係については非常に苦慮して今後大きな課題に発展する可能性があるのではないかと危惧していますので、町との連携プレーを強化して、できるだけ支援をするような方策を今後行っていくように希望して、私の一般質問を全てを終了します。皆様のご協力に深く感謝申し上げますと終わりといたします。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は12時00分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始	11時	44分
再開時間	12時	00分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席9番、瀬戸純議員。

【質問順位3番、議席9番、瀬戸 純 議員】

○瀬戸（9番）

それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。はじめに子育て支援についてです。子どもの貧困問題がテレビのニュースや新聞などでも取り上げられない日はないくらい大きな社会問題になっています。日本では6人に1人が貧困家庭の子どもという数字をよく目にしますが、単純計算で考えると30人のクラスに5人の貧困の子どもがいることとなります。県でも子どもの貧困対策推進計画を立てるなど、対策に乗り出しています。最近では児童扶養手当の増額を決定するなど、子育て世帯の経済的な負担を軽くして少子化に歯止めをかける狙いで国は対策の強化に乗り出しました。2月中には超党派の議員連盟も発足しました。しかし、子どもの貧困解消への動きが広がっているように一見、見えますが、消費税引き上げによる影響を緩和するという理由で2014年度から始まった簡素な給付措置、臨時福祉給付金、支給対象者1人に対して6,000円支給が来年度より1人3,000円に引き下げられます。そして同じ理由で始まった子育て世帯の負担軽減策の子ども1人当たり1万円支給の子育て世帯臨時特別給付金は今年度、平成27年度は3,000円に減らされ、そして来年度から廃止する方針を国は決めました。子どもを産み、育てやすい環境づくりを目指すはずが、消費税10%を前に削減されているのが現状です。「子どもはほしいがフルタイムで働いても生活できる収入が得られない。非正規夫婦の給料では2人目、3人目の子どもは考えられない。1人でも精一杯だか

ら」という声をお聞きしました。産みたいけれど産めない現実があります。近年は、働く貧困層、非正規雇用が増え、正規の雇用がなかなかなく給料も上がらない。ボーナスも出ないなど、貧困層が増大し、社会問題化する中、経済的な貧困が教育や児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く環境に影響を及ぼし、新たな課題となっています。辰野町第五次総合計画でも子育て世帯への経済的支援が示され、多子世帯の保育料の減免を重点的な取り組みとして位置づけています。子育て世帯の親御さんたちの要望で、一番多くお聞きするのが、やはり子どもの医療費窓口無料ですが、その次に多いのは保育料の軽減です。現在、辰野町での保育料軽減としてどのような軽減を行っているのかお答えください。

○町長

瀬戸議員さんにお答えをしたいと思います。子育て支援という形の中でこのところ「保育園を落ちた、日本死ぬ」なんていうメールのって言うんですか、中で、国中がいろいろの物議を醸している、こんなことがありまして実情がかなり難しい、そんな状況にあってですね、いろいろ考えられることあるわけでありまして、おかげさまで辰野は待機自動ゼロってそういったことをずっと続けてきておりますし、そういった面ではまだ状況の悪い所もあって、これからまだまだ改善していかなくちゃいけないところあるなってこんな思いがあるところであります。保育料の軽減でありますけれども、町はですね、国が設定している保育料の基準額より軽減した保育料を設定しているわけでありまして、保育料総額でおよそ5,478万円、およそ33%軽減した保育料を設定して行っておりますので、総体的に見ればかなり3分の1を軽減していると、こんな形になろうかと思えます。制度的にですね、国が思い切った施策をやってこない、やっぱり町村単独ではなかなかそういったものが進めることは今のこの状態でもアップアップだろうなあ、こんなふうに思いながら更に、何かできることはないかとこんなことも考えているところであります。内容につきましては課長の方から申し上げたいと思います。

○こども課長

ただ今、町長の方からお答えいたしましたとおり、総体としますと保育料基準額、国の基準額よりも軽減をしております。また、国の基準のとおり同時に同時入園の場合には第2子が半額、また第3子以降無料という軽減は行っております。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、辰野町も国の基準よりも低く保育料を設定して負担をかけないようにというこ

とでしていると思うんですけれども、現在の軽減措置の町の負担額と、そして子育て少子化支援として、現在国で多子世帯、1人親世帯への保育料軽減措置が検討されています。この措置が行われた場合、町負担金額の軽減額をそれぞれお答えください。

○こども課長

平成27年8月時点の試算でございますけれども、該当者が84人で198万円の負担軽減ということで町が負担を行っているということでございます。また、第3子以降でございますね、無料にした場合、今申し上げました198万円の町の負担を引きまして、そして1,366万9,800円という金額が町の負担になるというふうに試算をいたしております。以上です。

○瀬戸（9番）

もう1つなんですけれども、国の新しい措置ですね、が行われた場合、多分予測という金額でしかないと思うんですけれども、その町が今負担している金額からどのくらいその新制度が始まれば軽減されるのか、その金額も教えてください。

○こども課長

ただ今、国で検討をしているところでございまして、それが実施されるかどうかというのは非常に微妙なところでございます。本日朝、確認をいたしましたけれどもまだ、この動きについては、はっきりしたことは言われていないわけですけれども、一応国の方で言っていることを申し上げたいと思います。まず、夫婦で年収360万円未満相当の世帯についてでございますけれども、この世帯についての変更点でございますが、従来の多子軽減における年齢の上限、保育園については5歳です。5歳、これを撤廃いたします、ということになりますと、同時入園でなくても上に例えば小学生なり、中学生の子どもさんがいて、第2子が保育園に入れば保育料は2分の1、そして第3子は無料となるわけです。そして、また年収360万円未満相当の一人親世帯についてでございますけれども、第1子については半額、第2子からは無償化する、というふうに言われております。保育料を決定する場合には町民税の所得割課税額で決定いたしますので、年収、約360万円未満というのは非常に雑駁な数字でございます。それで夫婦で年収360万円未満を町民税所得割課税額5万7,700円未満、また一人親世帯は同じく町民税所得割課税額を7万7,101円未満というふうに計算をしましたところ、該当が町で73人いらっしゃいます。そして282万9,300円の軽減になるという想定をいたしております。つまり、この金額の軽減になるということは、そこに該当する世帯が比較的少ないというふ

うに想定をいたしております。以上でございます。

○瀬戸（9番）

想定の中、お答えいただきありがとうございます。本当に今、国のことを言うのは何ですが国の360万円以下というのはあまりにも低すぎる、本当にそう思うんですが、その中でやはり、今町が負担している部分も国の方からということもあると思います。そして辰野町の総合計画では国とやはり連携を図りながら子育て世帯の経済的支援を行って児童の健全育成を即していくとっております。そんな中で、平成28年度事業において子育て支援、少子化対策として多子世帯への現在以上の保育料軽減、拡大を実施しようとしている市町村が新聞報道でも示され、増えています。辰野町はいつも後追いの実施になっているように思えてなりません。働きながら子育てをしている親御さんの支援、子どもを育てやすい環境を1つでも多く、ほかの市町村と違ったより大きな支援を早い段階で打ち出すことが「辰野に住むと子育てしやすい、子育てしたい」と辰野町に暮らしてもらえるような大きな利点になると私は考えます。まずは第3子以降の保育料の無料化を早い段階で打ち出すことが必要ではないかと考えます。誰もが子育ての喜びを感じることができる社会づくりのためにも、まずは経済的負担の軽減が重要であり、そのことが少子化をストップさせる近道だと考えます。そこで大きな子育て支援、少子化対策として、よりいっそうの保育料の軽減についての町の考えをお答えください。

○こども課長

先ほど町長から答弁させていただきましたとおり、既に33%国の基準額よりも軽減をしました保育料設定をさせていただいておりますので、第3子以降の保育料につきましては国の動向などみながら今後、検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○瀬戸（9番）

確かに軽減策やっているんですけども、本当にいろんな各市町村、この保育料には力を入れているということをお聞きします。本当にこの上伊那の中でも飯島町、第3子無料になっております。そしてほかの市町村も同時入園の枠を外して第3子を無料にしようというようなことも考えられている市町村もあるようです。ぜひとも子育て支援、さまざまな支援があると思いますが、ぜひとも子育て世帯の経済的負担軽減策として早急の第3子以降の保育料無料化を要望して次の質問に移ります。

次は小学生、中学生への子育て支援について質問をしていきます。先ほどから子どもの貧困についても述べてきましたが、生活保護の収入以下で暮らしている世帯を貧困層

と考え、全世帯の18.3%、子育て世帯の13.8%が生活保護基準以下の収入で暮らしていると研究結果が出ています。年齢が上がるにしたがい貧困は目に見えづらくなってきます。子どもは必死に隠そうとするので、チラッと外見を見ただけでは分かりません。分かりやすく貧しいとそれだけで攻撃対象にされ、いじめの対象になってしまうこともあります。主要先進国の中でも日本は子どもの教育費、教育予算がとても少なく、そして子どもの貧困は先進35カ国中、日本は第4位です。日本独特の我慢が美德、世間体、自助努力、受給資格がないと思いつく誤解など、子どもには全く責任がないのに経済的貧困が悪いことだ、という価値観が当事者、保護者、子どもを苦しめています。だから見えないようにして「助けて」と言えない、孤立した世界、貧困世帯を増やしてしまうと私は考えます。憲法第26条で「義務教育はこれを無償とする」とあります。しかし、現実とは違います。それでも就学援助という形で経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して援助を行っています。就学援助受給者の5年前、平成22年度から27年度の受給者の割合、そして受給世帯割合の変化。もう1つ、受給者の要保護者及び準保護者の割合と変化をそれぞれお答えください。

○こども課長

就学援助費の受給者の割合でございますけれども、町全体、小学校、中学校、一緒という数字がちょっと統計上、難しい状況でございますので小学校と中学校に分けて説明をさせていただきたいと思っております。まず、小学校でございますけれども平成22年度で受給者割合が8.1%、世帯割合では7.9%。そしてその間、22から27というふうにご質問いただきましたけれども、毎年毎年と申しますとちょっと時間かかりますので、あと25年度、27年度を参考に申し上げたいと思っております。25年度ですと、11.7%、世帯割合では9.3%。そして27年度でございますけれども受給者割合では9.6%、世帯割合でも9.6%。これが小学生でございます。中学生でございますけれども、22年度では受給者割合が7.2%、世帯割合では7.9%。25年度では11.7%、世帯割合で10.8%。27年度では10.9%、世帯割合でも同じく10.9%という数字となっております。受給者、年々増加をしている状況となっております。また、要保護者、生活保護の受給者でございますけれども、国から支給されています保護費に就学に関する費用が含まれております。しかしながら修学旅行費はその保護費には入っていない該当外ということで、支給されておりませんので、保護費制度を整備いたしまして修学旅行費のみを支給することといたしました。これが平成24年度からでございます。該当者でございますけれども、平成

24年度で3人、25年度で1人、26年度で1人、これらは全て中学生が該当で支給をいたしました。また、今年度27年度は小学生が3人、中学生2人、計5人に修学旅行費を支給をさせていただいている状況でございます。以上です。

○瀬戸（9番）

すみません、要保護者というのは生活保護世帯ではないと私は理解しているんですけども、準要保護者というのは各自治体で決めた該当する保護者ということで、要保護者というのは国が生活保護ではないんですけども、とても生活が困窮しているということとを理由に何項目かで要保護者というものをつくっていると思うんですけども、その生活保護以外の方たちの受給ですね、何%ぐらいになるか教えていただければと思います。

○こども課長

はい、この制度におきましては要保護者は生活保護の受給者、そして準要保護は生活保護は受給していないけれども、生活保護者に準じるくらい生活が困窮しているという者のことを言って、この支給制度を行っている状況でございます。

○瀬戸（9番）

私の認識不足でした。ありがとうございます。今、お答えいただいたやはり支援を受けている保護者、年々増加している、この辰野町でもやはり日本全国同じように苦しい生活をされているという方たちが増えているということが分かりました。そんな中でもやはり受給申請は本人申請です。消費税が上がって給与が上がらない中、支援を受けずに頑張っている家庭、受けられることを知らないでいる家庭もあります。一番お金がかかるのが入学前です。ランドセルや制服、運動着など購入しなければならないものがたくさんあります。喜ばしいはずの子どもの入学や新生活は、貧困家庭にとっては入学準備が経済的負担になっています。希望に胸を膨らませた新しい学校生活をスタートしようとしている子どもや保護者を悩ませ、悲しい思いをしていることをお聞きしています。そこで、新小学1年生、及び新中学1年生の保護者に対して就学援助制度の説明の時期及び方法と申請時期、及び支給時期はどのようになっているのか、それぞれお答えください。

○こども課長

新小学1年生、中学1年生というご質問でございますけれども、辰野町はこの新1年生だけにこの制度をお知らせをしているわけではございませんで、年度当初にこの申請

の用紙、並びに説明書を全児童生徒に配布をいたしております。そして申請でございますけれども、4月下旬に家庭訪問があります。その際に家庭訪問の際、担任に提出をしていただくというようにいたしております。また、年度当初だけではなく、年度の途中でも申請は随時受け付けております。例えば年度の途中で離婚された、また離職した、そういうことで生活が困窮した場合も申請をしていただくことができます。また、学校では給食費ですとか、学年費、PTA会費などの集金があるわけですが、その集金の納入状況が悪いというようなご家庭の場合ですね、生活が困窮しているのではないかというふうに思われるご家庭につきましては、こういう就学援助制度があることを個別に「こういう制度がありますよ」ということを説明をいたしまして、申請を促す、そういうことをいたしております。また、支給についてでございますけれども年3回に分けて7月、12月、3月に行っている状況でございます。

○瀬戸（9番）

はい、確かに就学援助金、小学1年生から中学3年生まで9年間、申請をして支援ができるという制度があると思います。けれど、この議会でも本当に毎年、いろんな議員が様々な議員が質問、そして要望を出してきたと思います。この新小学1年生、中学1年生に対しては本当に買うものがたくさんある。早い段階で説明をしてもらって、そして7月では遅い、ということでもっと早い説明の時期とそして支給をお願いしたいということをこの議会でも発言され、そして要望されてきた議員の方も大勢いらっしゃいました。そんな中でやはり、以前から社協等の貸付制度など、そういうものを利用して、まずは購入してから申請を出し、そしてその後、支援金を貰えば良い、援助金を貰えば良いというお話を説明を受けてきました。けれど、お金を借りられるということはお金を返すことができるということなんです。就学援助金に利子分を上乗せして支給があるわけではありません。借りたとしても早くに返済ができるよう方法を考えるべきだと私は思います。例を挙げますと、福岡県のだいぶ遠いんですが筑紫市という所では新小学1年生、新中学1年生の子どものいる世帯に対して早期受付、1月ですね。そして4月中に支給を実施しています。そういう貧困家庭に寄り添った政策を行っている市町村も日本の中にはあります。本当に寄り添った施策だと、素晴らしい施策だと私は思います。辰野町でも遅くとも4月に支給できるようにしてもらいたい。そのためにはやはり入学説明会、1月にあると思います。その時にまずは全校の保護者に対して全参加者の保護者に対して説明をしていただき、その後、3ヶ月かけてでも相談などを受け付けてもら

い、申請をしてもらい、そして4月の終わりまでには援助の支給があるというようなことをしていただきたいと思いますが、その件についてお考えお答えください。

○こども課長

参考になるご意見をいただきまして、ありがとうございます。辰野町では1月説明、4月支給というようなことはいたしてはおりませんが、例えばですね、修学旅行費などにつきましては、4月に中学、修学旅行に行くわけですが、その修学旅行費については個別に相談をいただければ早い時期で、例えば4月なり、5月に支給をしたという例もございます。ですので今後、そういったふうに新入学児童の学用品費ですね、そういったことができないかどうか今後、検討してまいりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

○瀬戸（9番）

はい、今修学旅行費の件を初めて私お聞きしました。本当は新1年生、新3年生に対しては早い時期の支給できる方たちには全ての支給を4月にしていただきたいんですけども、そうやって臨機応変に本当に困っている人には早くという部分もあると思います。なので、ぜひ、まずは説明を。学校に入ってからではなくて、学校に入る前、保育園の時、そして小学校6年生の時に、まずはしていただきたい。その点についてお考えをお聞かせください。

○こども課長

はい、今年度はもう3月ということで時期が過ぎております。来年度に向けて検討をしてまいります。ありがとうございます。

○瀬戸（9番）

はい、ぜひ来年度に向けて早い段階での説明お願いいたします。そして次にですが、保護者に対しての援助金の説明ですが、援助を受けられる対象者に「その他」という所が入っているということを私も子どもを3人育てておりますので、変わってなければその用紙、やはり「その他」という部分があります。とても分かりづらい表現だと思います。全世帯の収入の合計額が限度額以下になる世帯などをあらわした表を表示している市町村もあります。自分の家庭が対象世帯になるのか、保護者の説明を行う時は分かりやすい表現で説明すべきと考えますが、町としての考えをお答えください。

○こども課長

はい、この「その他」に該当するご家庭といいますのは、前年の所得と生活需要額と

の比較ということで非常に分かりづらいということはお指摘のとおりでございます。ただですね、就学援助を受けているご家庭の7、8割が「その他」の要件の児童扶養手当受給ですね、もしくは住民税非課税世帯の要件に該当されている状況でございます。ですので7、8割の方はもうご自分のご家庭が受給できるかどうかというのは見ただけで判断いただけるかと思えます。残りの「その他」に該当するご家庭ですけれども非常に複雑な計算が伴ってくるわけなんです。ですので、まず、こちらの方にお問い合わせをいただきたいと思えます。そして、個別で相談をさせていただきたいと思えます。ぜひそんな対応でさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○瀬戸（9番）

今、児童扶養手当などを受給している方たちがほとんど対象になるということですが、そのほかにも対象になる方たちはいる、ということなんですよね。そのためにやはりこういう所得制限の所得の限度額が分かる表を作っているという市町村があります。これはもう予算に関係なく、すぐできることだと思います。ぜひとも次回ね、そういう説明をする時などにそういう表現の仕方、分かりやすい表現の仕方していただければと思います。要望いたしまして次の質問に移っていきます。次はですね、辰野町で現在、就学援助補助対象品目というものが学用品費、通学用品費、郊外活動費、就学旅行費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費となっています。けれど、国の補助対象品目の中にはクラブ活動費、生徒会費、PTA会費も対象に含まれていますが辰野町はなぜ、この活動費などのものが対象になっていないのかお聞かせください。

○こども課長

はい、今、議員さんのおっしゃいましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、これは辰野は該当といたしておりません。それは、児童生徒さんたち全員が該当する費用ではないということで負担、不公平を生じるというような観点からこれを対象といたしていないわけでございます。

○瀬戸（9番）

ということになりますと、国は不公平なものを対象にしているということになるんですけれども、その点について、すみませんお願いします。

○こども課長

先ほど、申し上げました観点からこの郡下でも近隣の市町村でも、ほとんどが町で支給している品目の支給状況となっております。ですので、そのへんにつきましては現状

の支給ということでお願いをしたいと思います。

○瀬戸（9番）

時間も少し延びてしまいます、予定時間より延びてきましたので、ぜひともこの支援項目ですね、やはり生徒会費、PTA会費等もそういう品目に入れていただいて、少しでも生活が楽になる、経済的負担が少なくなるという、そういうようにしていただきたいと思います。次に質問を移りたいと思います。

12月議会で質問した平成28年度より本格実施される介護予防・日常生活支援総合事業、新総合事業の内容についてお聞きしていきます。さきの議会での答弁で新総合事業の現在の訪問介護相当のサービスは「訪問介護Aサービス」、現在の通所介護相当のサービスは「デイサービスあゆみ」だと答弁をいただきましたが違うようなので、その点について確認させていただきます。現行相当のサービス、多様なサービスはどのようなものがあるのでしょうか。サービスの基準をお答えください。

○保健福祉課長

それではただ今のご質問にお答えいたします。訪問系のまずサービスということでございますので、訪問系の現行相当サービスにつきましては基準ということですが、町が指定した訪問介護事業者が実施いたします。「訪問介護サービスA」につきましては町が指定した事業者がやはり実施するということでございます。内容につきましては現行の相当サービスが身体的な課題により日常生活を送る上で、自分一人ではできないことを訪問介護員と一緒にやることにより自立した生活が送れるようにするサービスでございます。具体的には掃除、洗濯、料理、服薬支援、ごみの分別、入浴、排泄等の見守りでございます。訪問介護サービスAにつきましては今、申し上げました現行サービスの内容とはほとんど変わりはありません。以上でございます。

○瀬戸（9番）

私、前回聞いた時に通常の本当に、「現行相当の通所介護はデイサービスあゆみだ」とお聞きしたんですが、ケアマネさんや、今要支援1、2の認定者の方に説明をされている文書などを見ますと、デイサービスあゆみ、通所介護でしたらデイサービスあゆみとミニデイサービスよつば、それとリハビリ教室しかないんです。しかし、「通所介護という現在の通所介護相当のものがある」ということをこの前、お聞きしました。そしてこれは国がこのサービスですね、総合事業をやるにあたって通所介護、現在の通所介

護相当のサービスと、多様なサービス、緩和されたサービスですね、を行うことということになっているはずですが。現行相当のサービスを行い、プラス、多様なサービスを取り入れなさいと言っていると私は理解していますが、現行相当のサービスはどのような運用になるのか。説明ですと、これからこの現行相当のサービスを利用する方がいなくなる、名前だけのサービスになると私は理解しますが、その点についてお答えください。

○保健福祉課長

はい、今度は通所介護の関係でございませけれども、現行サービス相当、現行サービスにつきましては認定が1年間でいきますので、その認定ごとで多様なサービスですね、デイサービスあゆみとかミニデイサービスの方へ以降していただくということで、どんどんこれからは減っていくような形になるかと思えます。現行サービスの内容についてご説明申し上げますと、現行サービスは運動機能、口腔機能や栄養の改善、生活不活発病の改善、うつ病の重症化防止、認知症重症化防止など明確な目的を持ってサービスに参加することによって本人の自立を促進していきます、が現行サービスで、デイサービスあゆみについてはその現行サービスと同じような内容のものでございます。ミニデイサービスよつばにつきましては住み慣れた地域で地域の人々と交流しながら介護予防に取り組んでいくという概要でございます。以上でございます。

○瀬戸（9番）

今、答弁いただきましたようにミニデイサービスあゆみと通所介護、現行の通所介護とは同じような内容だと言われました。ということは、事業所に支払われる報酬ですね、も変わらないのかと言え、これは大きく変わってきます。今年度介護報酬が2.27%引き下げられる中で介護事業所は運営が本当に大変だと聞いています。そして、そんな中、多様なサービスの名の下で報酬が引き下げされた事業を行わなければなりません。伊那市では報酬の低い通所介護Aサービスへ参加してもらえない事業所がなくて困っていると聞きました。報酬が下がった分、どこを削ればよいのか考えている事業所は多くあると思います。削るとしたら人件費です。資格を持った職員ではなく無資格の職員やサーポーターさんを活用し、今まで有資格者が行ってきたサービスを無資格者が提供せざるを得ない状況が生まれてきます。利用者にとってとても危険なサービスを提供することになると私は考えます。そして今、答弁の中にもありました入浴サービス、ほかの市町村ではこれは多様なサービスの中に入れていく市町村は本当に少ないです。それが辰野町は多様なサービスの方に、デイサービスあゆみに入っております。その分やはり介護

施設の方たちが報酬が少ない中で専門的な支援をしなければいけないということになっています。現在の介護予防給付対象の報酬よりも報酬が下がらないようにすることで、サービスの低下等にストップをかける働きがあると考えますが、町の考えをお答えください。

○保健福祉課長

今のご質問でございますけれど、町の方で国の定めたサービスの人員等が現行は決まっておりますけれど、そこらへんのところを多様なサービスということで人員等の基準、それから面積の基準とかそういうのを緩和していきたいと思っております。その上で報酬等の検討はこれから行っていければというふうに考えております。以上です。

○瀬戸（9番）

本当に問題は国が介護保険利用を抑制するために現行相当のサービスをできるだけ行わないように報酬を上限を決めるなど、利用を控えさせるような仕組みを作っている。介護予防を地方自治体に丸投げしていることが大きな問題だと考えます。新総合事業で利用者負担が減ることは、利用者にとっては良いことだとよく言われますが、専門の職員がサービスを行わないから安くなるんです。確かな介護予防をしない代わりにお金が安く済む、これが本当に介護予防になるのか、ならないと私は考えます。利用者の要望とは何でしょう。介護度が進まないようにしたい、一日でも長く、これからも自立して自宅で暮らしたい、それが大きな要望ではないでしょうか。政府は平成29年度以降に向け、要介護1、2の人を介護給付から外す検討を始めています。介護度の低い人、そして要支援の人こそ、しっかりした介護予防をして介護度を上げないようにする、毎日の生活の中で訓練をしていくことが大切だと考えます。ぜひとも引き続きこの現行相当のサービス、利用ができるよう、あえて緩和したサービスに利用者を行き移すことがないよう要望して次の質問に移ります。

障がい者支援について質問していきます。この春、各地の養護学校の高等部から多くの子どもたちが社会へ巣立っていきます。多くの子どもたちが就労支援施設への通所希望があると聞いています。また社会との繋がりをつけるためにグループホームで生活しながら就労支援施設へ通い自立しよう、させたいと子どもも親御さんも考えている方が多いと聞いています。しかし、施設が足りません。入所することができない。9月一般質問で辰野町内で就労支援事業所、及びグループホームの整備計画をお聞きしました。

「就労支援施設やグループホームが上伊那圏域の中では少ない方、町としては新たな事

業所の設置や事業展開をしていただく事業者に働きかけていきたいと思う」と答弁いただきました。その後、懇談はされてきているのかお答えください。

○保健福祉課長

ただ今の質問でございますけど、具体的にはちょっとどことは申し上げられませんが、事業所との懇談等は行っております。そこで事業展開、拡充等のお話し合いも行いました。しかし、事業所等の都合等もあり、まだ具体的進展には至っておりません。更に働きかけていければと思います。以上です。

○瀬戸（9番）

懇談がされているということで安心はしましたが、ただ第五次総合計画でも障がい者の福祉の充実が示されています。第五次、平成32年度までの計画です。障がい者施設は新規に新しく建てようと思うと大変時間もかかる事業だとお聞きしています。来年度からは第五次総合後期計画として行っていますが、就労支援事業所、及びグループホームの整備計画、構想ですね、大まかで良いです。いつまでに何をするのかお答えください。

○保健福祉課長

いつまでに、何をするのかというご質問ですが、現在はそういう形にはなっておりません。施設整備につきましては市町村が事業者に依頼して、その事業者が採算と条件等を満たすかを判断してから整備が可能になることでありまして、整備していける事業者との話し合いが第一と考えております。広域につきましては、例としましては箕輪町のほっとワークス・みのわが移転するという話がございました。その時には辰野町、箕輪町、南箕輪村で共同して補助金の要望を県に出しておりますので、そんなような事例はございますけれど、具体的なちょっとあれにはまだ進展はしておりません。以上です。

○瀬戸（9番）

本当にこの計画はあるんですが、構想がない。本当でしたらこの計画、終わる最終年度、平成32年度には何か施設ができてほしい、できているはずと私は思うんですが、構想、まず構想、この最終年度までに何をどこに設置しよう、造ろうというような構想をしっかり立てていただきたい。本当に机上だけの計画になってしまう。それはとても悲しいことだと思います。養護学校もいっぱいです。そこから巣出つ子どもたちの行き場が足りない、障がいを抱えた方、そして保護者の高齢化が暮らす場所を見つけ

るのも大変な中、グループホームも足りない、障がいを抱えた方が地域で自分らしい生活と社会参加をしていくためには働きながら社会と繋がりを持てる場所としての就労支援施設、安心して生活できるグループホームの早急の実現を要望し、全ての質問を終わりにいたします。

○議長

ただ今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 49分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席6番、堀内武男議員。

【質問順位4番、議席6番、堀内 武男 議員】

○堀内（6番）

それでは先に通告しました2件について質問させていただきます。1件目は災害に強いまちづくりと対応施策について質問いたします。辰野町は地域防災計画を策定し、風水害対策、震災対策、原子力災害対策等に対する計画を策定しております。神戸淡路大震災から早いものでもう21年を経過し、その後、東日本大震災、集中豪雨災害、あるいは火山の噴火等、多くの想定外の自然災害に見舞われております。今後予想されるであろう東南海トラフ地震等も踏まえてその整備を万全にしておく必要があると思います。ここで、冒頭、町長に質問いたします。防災対策に対する町長の考えと辰野町の取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

○町長

それでは堀内議員さんにお答えをしたいと思います。防災に関して町長どんな考えかということであります。災害って言うんですかね、災害で私自身にしてみれば忘れられないという大きな経験は38災害で川島の奥の水害って言うんですかね、土砂崩れだとか人が亡くなって、同級生の親が亡くなったり、そんなことで非常に印象に残っておりますし、平成18年のこの辰野の災害、非常に大きなものがありまして、何人かの方が亡くなられて本当に災害の怖さ知ったわけでありまして、また同時に我が家でも多くの人においでいただいてって言うんですか、応援に駆けつけていただいて掘り出させていただいたってこんな経験もありまして、多くの人たちのそういったもので災害だとかそ

ういったものの後って言うんですかね、そういったものが守られているんだなってそんなことも感じたところでもあります。災害はまさに防災って言うんですかね、出ないようにするっていうことはまず不可能な話ですので、いかにそれを少なくするかとか、そういった対策が必要だろうとそんなふうに思います。ただ、限りあるわけでありまして、そういったものが起きない保障はないわけでありまして、大変なんですけれども、その災害がですね、言い方悪いんですけどもなかなか「災害待ち」とかっていう言葉も昔はよくありまして、なかなか手立てできない時にそういうのを利用させてもらったりとか、橋を折ったやつを架けかえるとかってそんなことで必ずしもですね全てっていうことではないですけども、それは別問題としてですね、できる限り多くのものをしていきたいってこんなふうに思っています。まだ18災の続きでって言うんですか、後始末で沢底の砂防ダムの所も造っておりますし、そういった面ではなかなか時間のかかるものであちこちの災害見てもですね、さっき想定外っていう話が出ましたけれども、前は何か起きると想定外っていう話したんですけども、最近はその言葉があまり使われなくなりました。だんだんにそういったことも当然、想定に入れて計画、そんなことになってきましたので前よりは十分そういった面では防災意識が進んできたかと、こんなふうに思います。そうはいつでもですね行政ができることっていうのは限りがありますし、やっぱり先ほども言ったように地域の皆さん方、住民の皆さん方がですね、お互いに助け合って早くにそういったものを発見し、目を摘む。それから起きてしまったらそれをいかにして広がらないようにするとか、何かあった時には皆で協力して助け合ってやっていくんだって、こういったことが防災っていうより先に大きくしない、非常にこれから大事なことだと思いますので、今回も4つの重点の中に地域力だとかその協働の活動だとかそういったことも重点事項でありますけれども、そういったものも含めてですね、いくつもの中からそれぞれ複合的にやっていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。特に高齢者が増えて一人住まいが増えるとか、そういったことになった時にですね、ご近所さんだとかそういった方たちがお互いに助け合ってやっていく、そういったマップづくりだとか、そういったこともこのところ一時ちょっとありましたけれども、進んできていますし消防の資材の更新だとか、防火水槽の新設とかそういったことも行っておりますし、できるだけ施設だとかそういったものも耐震化を図るとかそういった面では町の取り組みとしては、かなりの優先順位でやっているのではないかと、こんなふうに思っていますのでこれからもそういった面で頑張っていきたい、こん

なふうに思っています。以上であります。

○堀内（6番）

ただ今、町長より考えと辰野での取り組みをお話いただきました。順次その取り組みについてお尋ねをしていきたいと思いますが、まず第1番目はですね施設、家屋の耐震化状況、その実態と整備計画についてお話をさせていただきます。まず、一般家屋の耐震化ですが、防災計画によりますと震災対策偏の中で現建物、木造建てっていうのは1万3,227棟、非木造建物が3,246棟あるということで、今回の予想される糸魚川静岡構造線であるとかを想定しますと、全壊がその内1,400棟、10%にも当たると。半壊をしますと30%の家屋がその被害を被るのではないかということをおっしゃっています。ということをお考えますと、非常にその多くの人命がその被害に遭うということが非常に想定されるんじゃないかと。昭和56年6月に建築基準法が改正されて、その後、耐震改正促進法ということで耐震化率を目標設定して行えという指示が多分出ていると思います。ここで質問いたしますけれども、昭和56年以前に建てられた建物は何棟あるのか。辰野町における耐震化率の目標値はどうであり、その耐震状況を含めて現状はどうであるのか。最後に今後の補助制度の関係の現状についてお考えを伺いたいと思います。

○建設水道課長

それでは私の方から一般家庭の耐震化の状況についてお答えしたいと思います。4点ございます。まず1点目に昭和56年以前に建てられた家屋は何棟あるかということで、今、議員述べたようにですね平成20年度に町の耐震改修促進計画というものを立てております。その時の調査になってしまいうんですけれども、56年以前建築された建物が3,222戸というふうに明記されております。約全体の3割になっております。やはりその時に耐震化率の目標も立てておりまして、平成27年度までに90%の耐震化目標を立てております。じゃあ、どのくらいの耐震診断とかですね、耐震化されたかということになるんですけれども、ちょっと私たちの方で持っているのが補助金のベースで耐震の補助、補助金を使った戸数しかちょっと分かりませんので、ちょうど27年度目標ですので建替えた家と考えてですね27年度にまとめを行いたいと思っておりますけれども、その補助金ベースで平成16年から行ってございまして、住まいの安全倒壊防止対策事業で簡易診断を264戸、それから精密診断を21戸、耐震改修は2戸でございます。それから25年度からまた違う補助金と言いますか事業を使いまして、精密診断を12戸、耐震改修は1戸ということで非常に少ないわけなんですけれども、実際には先ほど申し上げましたとお

りに建替えた家も何軒かあると思いますので、また27年度末でまとめていきたいと思
います。もう1つ最後の補助金の関係ですけれども精密診断につきましては国、県、町で
負担いたしますので精密診断を申請される方の負担はございません。改修費については
2分の1補助で最大60万円までの補助を受けられることができます。以上です。

○堀内（6番）

今の話ですと、まだまだ一般家庭は耐震化について進んでいないというのが現状なの
かなというような気がいたします。今後、そのへんは解消を含めた内容で安全な住まい
ということを確認するということしていかなければならないのかなと。続きまして公共
施設の耐震化についてお尋ねしますが、人が集まる公共施設について現在、保育園、学
校、体育館、町の庁舎等々ですね年々、耐震化を進めているというのは現状だと思いま
す。非常にお金がかかりますので、すぐに云々というわけにはいかないと思えますけれ
ども、この内容につきましてちょっとお話をさせていただきますが、辰野町における今
後耐震化に要する公共施設はどのくらいあって、現在耐震化実施率はどうか。今
後、どのような計画で整備するのかお尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

それでは町が所有する公共施設について説明申し上げます。町が所有します公共施設
189棟ございますが、この中で新耐震の基準導入前、昭和56年の5月以前に建築された
施設は57棟ございます。その内、12棟につきましては調査によりまして基準以上の耐震
性能が認められておりまして、残りの24棟については耐震化が完了しております。12と
24を除いた残りの21棟につきましてが耐震化の検討が必要な施設となっております。21
棟であります。耐震化の実施率でありますけど88.9%になっております。耐震化の検討
が必要な施設の内訳でありますけど、地区の公民館だとか、集会所が12棟、体育施設が
4棟、その他の施設が5棟となっております。体育施設につきましては社会体育館と荒
神山のスポーツ公園内の町民体育館、武道館、弓道場であり、社会体育館と町民体育館
につきましては平成24年度に耐震調査を行った結果、一部改修が必要という結果が出て
おります。その他施設でありますけど、川島診療所と第一診療所、小野の図書館、文化財
の調査センターとして今、利用しております旧の新町の保育園、それと小野保育園です
ね。小野保育園につきましては平成28年度に一般会計の当初予算案に耐震補強及び改修
工事の方を計上させていただいております。今後どのような計画で整備を行うかであり
ますけれども、今言いました残った施設については、それぞれの施設ごとに検討してい

なければいけないかなと思っております。特に地区公民館だとか集会所については地元区と言いますか、地元との調整が必要であろうと思えますし、体育施設につきましては現在の利用状況や将来の需要見込み、また必要な改修費用と財源などを踏まえまして対応を検討していきたいと思っております。その他施設については今後の利用も含め検討していかなければいけないかなと思えます。言い忘れてましたが、学校施設につきましては西小学校の体育館改修工事、この前竣工いたしました、これをもちまして全て終了しております。以上であります。

○堀内（6番）

後、残21棟という形ですが用途に合わせて検討していくということですので、この計画に則った推進をいただく状況だと思います。それで今、ちょっと一部話がありました災害時の避難設備の耐震化ということが次の項目にあります。現在、辰野町は第一次避難場所として各地区に80ヶ所、これはマップから私取ったんですが、80ヶ所の家屋が指定されていると私は確認しました。これは多分、管理は各地区に委ねていると思えますけれども、少なくとも避難所っていうのは地震に被害を受けない状況でなければならぬということになります。さっきの説明の中で全てになるのかちょっと分かりませんが、避難設備の耐震化状況はどうであるかということと、それが不十分な場合にはどういうことで考えているかお答えを願いたいと思えます。

○総務課長

避難施設の耐震化の状況でございますけど、まずは町内には83ヶ所の指定避難所がございます。こちらにつきましては今年度、地震、洪水、土砂災害など、災害の種別ごとに避難場所の指定を行っております。この指定避難場所につきましては、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間、滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民の方を一時的に滞在させる場所をいうわけでありましてけれども、そういったことで一応、地震、洪水、土砂災害の3つの区分に分けて指定避難場所を設けさせていただいております。その中で、耐震性のある施設でございますけれども65ヶ所が耐震性があります。耐震診断の未実施、あるいは耐震性のない施設につきましては18ヶ所となっております。なお、役場の庁舎をはじめとしまして小中学校施設ですとか町民体育館などの公共施設の耐震化については済んでおります。耐震性のない18の施設につきましては多くが地域の公民館にあたっております。今のところ耐震化の予定はございませんけれども、先ほどまちづくりの課長も言っておりましたけれども、

地域と調整、並びに協議をさせていただきたいというふうに考えております。また、大地震が発生した場合は町民の皆さん方には耐震性の施設に避難していただくように、防災無線等で告知をしてまいる予定でございます。それから今、申しあげました指定避難場所につきましては『広報たつの2月号』に掲載をさせていただいてもありますし、またホームページでも公開しておりますので、ぜひご覧いただきたいというふうに思います。以上です。

○堀内（6番）

ただ今、18棟がちょっとまだ耐震不完全な状況であるということですが、少なくとも今、PRを含めて行っているということですので、それに基づいて皆さん方も「ここがちょっとまだ危ないよ」ということも含めた内容での動きをしてもらえれば良いと思います。次の内容では交通確保のための耐震対策、孤立防止対策計画ということについてお尋ねします。橋梁の耐震状況の実態ということでお話させていただきますが、震災で大きな問題になった事例を見ますと橋梁の崩壊により交通が遮断されたとか、救援活動とか情報収集、生活物資の流通が止まる等、非常にいろいろの住民生活に大きな支障を来たしております。町道においても全く同じ状況であろうと思いますので、橋梁超寿命計画により点検作業が実施されて5年ごとに行うようです。そんなことで質問いたしますが、幹線道路としての国道、県道、及び町道における橋梁耐震強化対策状況、保全状況についてお尋ねいたします。

○建設水道課長

それでは橋梁について耐震状況をお答えいたしたいと思います。まず、国県道についてですけれども橋梁数が全部で42橋ございます。それで1回目の点検が終わってこれから2回目の点検ということで26年に15橋、27年度に7橋、それから28年から30年にかけて20橋ということで引き続き点検をしていくようになっております。また、耐震の補強状況ですけれども1次、2次の緊急輸送路につきまして4橋を実施済みでございます。引き続きまして町道についてですけれども町道については橋梁数が283橋ございます。点検についてですけれどもやはり2巡目になりまして26年に47橋、27年に10橋、28年に76橋、29年に75橋、それから平成30年に74橋ということで、1橋については27年度に架けかけ実施をしたため30年度に点検予定になっておりますけれども、耐震状況については昭和56年以降に架けられた橋梁については79橋ございますので、それについては対応済みということで町は2次緊急輸送路について今、1橋を実施した状況でございます。

以上です。

○堀内（6番）

かなりの橋梁があるようで、思ったより多いなという感じがしました。いずれにしても橋が落ちてしまいますといろいろの点で支障が来たしますので、非常に長期にわたった内容での計画と総合点検で確実に補強していくことをお願いをしたいと思います。続きまして道路の耐震化状況についてお話させていただきますが、辰野町におきましては多くの山林、山間地区、あるいは急傾斜地等を控えており、震災によって土砂崩れ、路肩の崩落等、交通網が寸断されそうな形のもの非常にあります。寸断されますと孤立集団が多く発生するだろうと懸念されますが、計画の中で町道等は地域の当然、生活道路であります。孤立集落防止のための道路災害対策を推進することが謳われておりますので、それなりの動きをしていただけたと思います。これは平成26年9月一般質問でも取り上げておりますけれども、先ほど言ったような形で5年に1回の点検を実施するという中でありますけれども、点検結果については先ほど報告ありましたので問題ないと思いますが、特に前回雨が降って道路が、木が倒れて云々という話がちょっとあったと思います。そんな形で、道路の封鎖防止の啓発は非常に大事だと思いますが、結構道路の所に木が立っていてそれがもとで、道路が封鎖されてしまうことがありますので、これが孤立防止に繋がる内容での道路を確保するという考え方についてお答えを願いたいと思います。

○建設水道課長

それでは道路封鎖等についてですけれども、やはり国県道につきましては車両数も多いものですから県と連絡を取り合いながら、町としては今のところ防災無線で告知する方法を取っている段階でございます。しかし、来年国道153号線につきましては塩尻の善知鳥峠で事故や通行止めがあれば電光掲示板をですね、旧辰野病院付近の国道脇に設置して告知する事業を行うという予定になっておりますので、そういう意味での告知はできるかなと思って考えているところでございます。以上です。

○堀内（6番）

その中で、先ほどもちょっと町長お答えになったことありましたが町道61号線、小横川地区の関係につきましては、前回も行いましたが非常に危険箇所があつて暫定措置が行われて非常に現状ではとりあえず状況確保されていますけれども、その時に平成26年度社会資本整備総合交付金事業において道路ストックの総点検調査が行うことがあつた

と思います。いずれにしてもこの地区につきましても、非常に危険な状況であることと、そこが落ちてしまいますと本当に孤立してしまうという現状です。そんな形で総点検結果と今後の対応はどのような考えがあるのかお答えいただきたいと思います。

○建設水道課長

小横川地区のストック総点検では、穴倉山登山口横のコンクリート吹き付け法面を実施しております。コンクリートの浮きや鉄筋露出があるかということで補修を行いながら経過観察し、コンクリートの吹き付け直しも将来の目標としてやっっていなかついけないう結果が出ております。それから1番の今、暫定的に簡易土留工と区でシートを張っていただいて応急処置している町道61号線ですが、28年度から社会資本総合整備交付金事業の採択を受けられましたので、早々に着手したいと思います。4月から着手できるように特別措置を県の方に先日申請しましたので、予定を言いますとボーリング調査を平成28年の4月に発注いたします。その調査結果を受けて、路線測量、それから詳細設計、用地測量を順調にいけば28年8月ごろ発注できるかなと考えております。その次に用地の補償等ございますので、秋口にかけて交渉して工事は年明けて、どうしても29年の1月から3月の工期になってしまいますので、ちょっと冬、冬季間の工事になってしまうということで繰越を視野に入れて実施する予定になるかなと思っています。いずれにしても地元の人たちと協議をしながらなるべく早いスピードで進めたいと思います。以上です。

○堀内（6番）

非常に前向きに検討していただいてありがとうございます。いずれにしても地元の人でもこの状況を確認できれば非常に大喜びじゃないかと思っていますし、安心して生活できる状況になるのかなという気がいたします。続きまして、迂回路の必要性ということで大きな問題ですので、非常に難しいかと思いますが、いずれにしても防災の関係の中で迂回路等も十分考慮するというので、早期復旧のための緊急輸送、業務等も含めて確保したいと願っています。ここで質問いたしますが緊急輸送用としての幹線道路の指定があると思いますし、特に塩尻方面、岡谷方面、諏訪方面においては1本の道しかないということで迂回的な考え方というのはどういうふうにご考えているのかお答えを願いたいと思います。

○建設水道課長

まず最初に町内における緊急輸送路の指定状況ということですのでけれども第1次として

中央自動車道の西宮線、それから国道 153 号線、主要地方道下諏訪辰野線、第 2 次として主要地方道伊那富辰野停車場線、それから町道 12 号線、東西線になります。町道 1 号線、城前線が指定されております。町議さんのおっしゃるとおりですね、先ほども出ましたけれども、1 月の雨氷災害によって思ってもみないような善知鳥峠の通行止め等ございましたし、雪が降ると高速道路が通行不可能になるっていうようなこともございますので、良い意味で辰野はよく言われる 3 方に繋がる土地柄ですが、道路の本数が少なくバイパスや迂回路の必要性は十分感じているところでございます。全てにおいて塩尻松本、それから岡谷、諏訪については期成同盟会が全部できておりますので近隣の自治体と協議しながら国道道のバイパス事業化に向けて引き続き要望活動をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○堀内（6 番）

この迂回路の関係については災害が起きた時にどうするかという内容で、非常に長期的なビジョンを含めての内容になると思いますので、辰野町としてもどうするかというのを、現状の道路の整備とのほかにそういう検討もぜひ行っていただきたいと思っております。次の質問になりますが、受援関係、ちょっと難しい内容ですが支援を受ける態勢をどうするかという内容があります。時間の関係がありますのでこれはそのまま述べるだけにいたしますけれども、やっぱり応援物資の関係であるとか受け入れ態勢の方法をあらかじめやっぱり決めておくということも必要であるということで、そのためには受援計画が必要であるということをおっしゃっております。なかなか災害が起きた時に助けていただくというのをどうするかっていうのは決めてないという所が非常に多い。現状でも大体 5.8 % くらいの所しか決めてないですが、実際に災害を受けた所については非常に大きな要素であるということをおっしゃっております。そんな形で、今後の中でこの受援態勢の計画を、多分、私、見た感じではよく分からなかったので今後計画をしていただくことを要望して、その要望だけにしておきます。続きまして災害対応時の情報伝達の確保体制と難聴対策について質問いたします。告知システムについてお尋ねいたします。告知システムは、残念なことに加件数が当初よりも大幅に下回っているというのが現状だと思いますけれども、情報の手段として大きな役割を果たしていますし、災害予想情報であるとか、避難指示であるとか、登録者においては安否確認も含めてできるという形で多岐にわたっていると思います。また、家庭の端末は停電しても充電電池があって受信できますし、NHK の FM 85.7 MHz につきましては、非常に鮮明に聞くことが

できるという状況で、私もここで改めて認識させていただきました。ここで質問いたしますが、各家庭端末は停電してもどのくらいの時間聞くことができるのか。また、充電電池の寿命はどうであるのか。ラジオを聞いている場合には緊急情報が受信可能であるのか。ラジオを選局、6局ありましたが1からずっと選んでいかなきゃいけないということで、やっぱりその都度選択しなきゃいけないということありますので、これを固定化することはできないかどうか質問いたします。

○まちづくり政策課長

各家庭の端末であります。充電電池により概ね1時間の稼働ができます。電源を外してもですね。充電電池の交換時期ですけれど電池メーカーの保障が2年となっておりますが、2年以上利用した場合は停電時の継続稼働時間が減っていくけれど、緊急時には市販の電池ですね、充電式じゃない電池でも対応ができますので、それを単三電池3本になります。はめていただければと思います。ただ、残念なことにうちも試してはいるんですが、普段から画面の液晶が出ているもんですからそれで電池の容量を取られて、約3時間から4時間くらいの、市販の電池だと耐用かなと思いますので、ちょっと電池の本数はいるのかなと思っています。また、2年以上経過しても通常の使用では極端な劣化がないことは確認してはいますが、充電電池が劣化し不具合がある場合は推奨の電池の方を紹介しております。また広報センターでも販売を予定をして今います。ラジオ視聴時も情報の受信の方が優先されるような仕組みになっておりますし、連絡先を登録すると、そこに通報できる、例えば消防署だとかご家族に通報できるというような緊急通知も付いておまして、そちらの方も可能になっておりますのでお願いをしたいと思います。ラジオの設定なんです。議員おっしゃるとおり6局が設定されております。ただ、6局のうち辰野町で視聴できるFMがFM長野とNHK-FMとLCV-FMですので、その3局の方を登録されております。メニューからラジオを選択した際にすぐに辰野局どれかが視聴できるというような端末にするにはちょっと改修の必要がございます。ちょっとお金の方がかかってしまいますので現在はラジオの選局をその都度行っていただくというような仕組みになっておりますのでよろしくお願いたします。以上であります。

○堀内（6番）

私もやってみました。6局あってほとんど私の所では1局、さきほどの85.7MHzしか入りませんでした。その災害が起きた時にこうやって選んでいくっていうと結構時間か

かっちゃって、大変だと思いますのでぱっと出られるようにした方が私としては良いかと思いましたが、そんな事情もあるようですのでしょうがないかなという感じをしております。あと、いずれにしても今、電池の寿命分については私も改めて電源抜いてみてやってみましたら1、2分でだめだったんです。全部、もう一回セットしなおして充電してやったら多分、30分とか40分全然問題なかったのもう1回その確認をしてもらうことは必要だと思いますし、電池の寿命、耐命等も含めてPRは少ししていただいた方が良いかなというような気がいたします。続きまして、防災無線の関係につきましてはいろいろの点で現在、難聴地区解消対策が今行っていると思いますので、いずれにしても告知システムと、メール配信等の複合活用という形の中で大きな要素、特に外に出ている場合には非常に良い状況だと思いますので、これはそのまま今後継続してやっていただくことで質問としては割愛をさせていただきます。続きましてラジオの難聴状態についてお伺いいたしますが、停電時、及び屋外での情報入手手段としてのラジオの役割は大きいです。しかし辰野町は山に囲まれて電波受信が困難な地域が非常に多くあります。町民からは改善要望も多く聞くというのが現状です。特に私が今回調べたのは小野地区から羽場の地区までというこのラインの中でやったということですが、特に山沿いの関係の影響は顕著ですし、建物があると聞こえない状況も顕著であります。特にNHK-FMの関係については辰野局がありますのでほとんどの所で、一部小横川の奥へ行ってみましたらちょっと聞こえなかった所がありましたけれども、ほとんどがカバーできるだろうと。川島の方は私はやっておりません。という形とNHKの第1は比較的各局でカバーできるということですが、私は第2とFM長野があんまり聞こえなかった状況とSBCにおいては非常に建物の周辺、山際は聞こえないという状況でカーラジオをつけても動かしてみても、どんどんどんどん寸断されてしまう状況で、通常に聞くことはできませんでした。ここで質問いたしますが、停電時、屋外での情報確保にはラジオ活用は非常に欠かせないですし、作業をやっている時も非常に聞いている方は大勢いらっしゃいます。そんな形でラジオの難聴に対する把握、過去の対応状況がどうであったかという内容と補助制度がある、中継局の塔を建てることも可能であるという話も聞いておりますし、SBCさん等も含めて全国的にFM化ということで要請すると、そういう動きも今後できるという話も聞いております。その内容についての見解をお尋ねいたします。

○総務課長

それでは、まず過去の状況をお話をさせていただきたいと思います。最近では平成26年の5月に宮木の城前地区の防災関係の方から当地域におきましてNHKのラジオの音声聞き取りづらいと、災害時にあってはこういう状態ではまずいのではないかということから、難聴解消に向けた要望書が提出をされたところでございます。町としましては、その要望書を受けて、職員がある程度確認した上でNHKに対して、町として要望を上げてございます。同年の秋になりますけれどもNHKの方が2名当町に来町していただきまして城前地区を含む、町内10ヶ所の地点で受信状況の調査をしていただきました。その結果につきましては町内の所々においては受信感度の悪い所が確かにあるけれども、概ね問題ないのではないかというような報告を受けております。また、辰野地区におきましては松本ラジオ中継局、これ島立にありますけれどもここからの電波を受けているようであります。また中継局につきましては南信地域においては松本、伊那、諏訪地域に既に設置をされておまして現時点では新たに、新しいものって言うんですか、新たに造るのは難しいという回答をいただいております。それが経過でありますけれども、今後に向けて議員のご指摘と言いますか、ご提案がありました中継局等の設置ですか、こういったことについては国の補助事業もあるわけでございますけれども、いかにせん金額がかなりのすものですから、町の方としてやるわけにはなかなかいかないなと思っております。したがって、こういったような状況下であればもう少し調査をさせていただいて、逆に放送局の方に対してこういった増設と言いますか、そういったような働きかけはできるかなと思っております。またSBCがFM化に向けた動きがあるようでございますけれども、こちらちょっと私ども把握してなかったわけでありまして、こういったことについてもまたSBCさんとお話をさせていただく機会を設けながら町も一緒になって考えていきたいというふうに考えております。

○堀内（6番）

ぜひ、検討をしていただきたいと思います。一番最後の質問であります、ちょっと時間追っております。火災防止の感震ブレーカーということで、この感震ということは震度を感知してブレーカーが落ちるという設備です。阪神淡路震災の関係を見ますと、震災が起きて火災が起きたっていうのは、すぐに起きたということは非常に少なく、大体10分後から1時間くらいを経て火事になる、火災になるという事業所が多かったと。これはどういうことかというと当初は電気が切れたので、そのままだったのですが、電気が回復するにつれて火災が発生してきているという状況で、非常にむごたらしい、挟

まれていて火災になって焼け死んでしまったという人もかなりいたという状況も聞いております。いずれにしても通電により火災が発生するというところで今、感震ブレーカーというものの取り付けが非常に今、クローズアップされているのが現状であります。そこで震災における効果が期待される感震ブレーカーの設置の奨励、あるいは補助金を含めての検討があるかどうかお尋ねいたします。

○総務課長

先日もテレビでもって感震ブレーカーのことをやっておりましたけれども、非常に効果があるというふうには聞いておりますし、現に私ども防災担当の方にもこういった器具があるというような報告と言いますか、紹介が来ております。しかしながら、横浜市辺りでは補助制度を設けてはいるんですけれどもなかなか浸透しないということの中で、どうも6%から7%程度の浸透率しかないというような報告を受けております。町も全く考えていないわけではございませんけれども、ようやく動き出した器具でありますので、検討はさせていただきたいとは思っておりますけれどもいずれにしても、すぐに補助制度を設けるかということについては現時点では考えておりませんが、この設置推進については取り組みをさせていただきたいなというふうに考えております。

○堀内（6番）

ぜひ、検討をいただきたいと思います。それでは2件目の質問に入ります。森林の育成と活用についてということですが、全国植樹祭がここで長野県で行われます。これは6月5日を皮切りに長野市をメイン会場に行われますけれども、今現在、山に囲まれた長野県において荒廃しているという現状を見ますと、非常に見直す良い機会ではないかという気がします。ちょっと時間がないので、全国植樹祭の理念を簡単に言っていただければありがたいと思いますが。

○町長

全国植樹祭というのが6月の5日ですか、行われて長野のエムウェーブでその式典があるということになります。町の関係で11名の方が行くようになっていますけれども伊那の方でも行われますのでぜひ、皆さん方もご出席いただければ、こんなふうに思います。理念でありますけれども3つございまして、植えて、育て、利用する森林林業のサイクルを取り戻そう。森林や身近な緑の恩恵をもう一度見つめなおそう。森林とともに生きる人々の思いを伝えよう。ということになります。目指すところは豊かな自然、美しい景観をつくり私たちにさまざまな恵みを与えてくれる長野県の森林を県民一人ひと

りが協働して守り育て、未来に引き継いでいく姿を全国に発信することを目指すと、こういうことであります。よろしくお願いします。

○堀内（6番）

ありがとうございました。いずれにしても、この理念に基づいて動いていくことでお願いしたいと思いますが、続きまして森林材の活用については前回もちょっと話がありました。特に塩尻にできていますバイオマスの関係につきましてはちょっとまだ、そのへんの稼動状況も含めて見えていない状況が今あるのかなと思いますので、現状の状況をちょっとお話いただきたいと思います。

○産業振興課長

新聞報道の状況しか分かりませんが、事業の収益性、それから木材調達の確実性、それからプラントメーカーの変更や出資企業の調整に時間を要しているようでございまして、建設スケジュールに遅れが出ていると聞いております。製材施設については今年度から本格稼動しております、町からもアカマツ、カラマツが供給されております。それから木質バイオマス発電向けのチップ材の供給については未定でございます。また、これに関して製材用に供給した材の端材について、ここの発電施設の方へも持って行くわけですが、それ以外に上伊那森林組合ではペレットに活用されております。カラマツ、アカマツも使用しております。森林組合で生産されているほか、個人ですとか中小企業事業者でも買い取ってもらえますので、そんなPRも合わせてしていきたいと、こんなふう考えております。

○堀内（6番）

それでは最後の質問をさせていただきます。マツタケの関係の育成と松くい虫の被害の関係については同時に質問させていただきますが、非常にこのところマツタケについては天候に左右されているというのが現状です。松の関係も樹齢もかなり過ぎて来ていることと、非常に山が、生産者って言うかによってかなり差が出てきているという現状があります。そんな形で今後のマツタケ産業を考えた時にはやっぱりこの整備ということをもう1回考える必要があると思いますし、現状、松くい虫の関係につきましては非常に、とりあえず箕輪町の所で止まっているというような状況ありますけれども、そのへんの状況も踏まえてちょっとお話をいただきたいと思います。

○産業振興課長

昨年ですけれど、地方創生の先行型事業を活用しまして伊那市の藤原儀兵衛先生を講

師に「ふるさと名物マツタケ増産研修」ということで座学として役場で開催しまして100名ほど受講していただいておりますし、町有林で現地研修を行いまして40名受講しております。来年度も藤原先生のノウハウを学ぶ機会を設けていきたいと考えております。また松くい虫につきましては仰せのとおり辰野町特産のマツタケ林が非常に危機を感じておりますので、重要施策と認識しております。本年度、県にDNA鑑定を依頼した本数ですけれども、13本ありましてその上、抜刀駆除した本数は2本であります。枯損木を見つきましたら速やかに検体検査を行っているところでございます。今後については枯損木の発見に努めるために情報を共有しまして、パトロールを強化していきたいと、そのために来年度は松くい虫の監視員を2名増員をして箕輪境の竜東、竜西に配置をしてまいりたいと思います。現在、樋口の山生産組合では造林補助事業を導入しましてアカマツ林を天然林へ更新伐事業の実施が始まりました。枯れる前に材を売却して緩衝帯を造って松くい虫進入を防いでまいりたいと思います。

○堀内（6番）

いずれにしてもですね、森林行政は辰野町の大きな産業であろうと私は思います。そんな形で確実に見直しながら進めていただけたらと思います。以上をもちまして質問を終わりますが、飯澤課長におきましては、長年にわたり勤務お疲れ様でございました。私が議員になって右も左も分からない状況の時の事務局長でいろいろとそのあり方、詳細、あるいは厳格にお教えいただきました。本日私のあるのもそのおかげと感謝申し上げます。産業振興課に移られてもですね、産業振興に尽くされました。一般質問においても丁寧な答弁をいただきまことに感謝するしだいであります。これから人生長いものがありますが、今までの経験を生かして地域のため、辰野町のために健康に留意されて今後とも活躍されることを祈念してお礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席13番、成瀬恵津子議員。

【質問順位5番 議席13番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（13番）

それでは通告に従いまして2項目について質問いたします。はじめに「引きこもり」の社会復帰支援について質問いたします。近年、引きこもりが全国的に増加傾向にあり、引きこもり始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。さまざまな要因といたしまして人間関係がうまくいかず、家庭内外での交流を回避し続け

る状態と言われております。また、思春期年代の引きこもり者数が高い中、近年ではいったん社会に出てから挫折したことで、引きこもり状態になる人が増え、高年齢化に拍車をかけております。また、引きこもりの年齢が高くなると抱える親が既に高年齢化しており、家庭の負担は重くなり本来、親の世代が年金を需給する等、社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子どもが社会復帰できない、また未就労の状態が続き生活困窮世帯となってしまうのであります。将来を考えた時、本人はもちろん家族の抱える精神的、肉体的な不安、疲労は想像を遥かに超え計り知れないものであります。「暗いトンネルはいつ抜けることができるのか」と泣きながら話してくださった方がおります。こうした中、厚生労働省では各県に引きこもり地域支援センターを設置しております。長野県も長野市に設置されております。ここでは主に引きこもりに特化した第一次相談窓口を設け、支援コーディネーターである社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等が引きこもりの状態にある本人、ご家族からの電話、また来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な自立に向けた支援に繋ぐことを事業内容としております。県の相談窓口は毎日、開いているようであります。それでは、質問に入ります。最初に厚生労働省の調査によりますと昨年時点での全国での引きこもり者の数は約26万世帯に上ると推計されております。更に、増え続けているのが現状であります。町としては実態を把握していくということは正直難しい面があると言われておりますが、全国的にますます増加傾向にある中、やはり実態はしっかり把握していくべきではないかと思っております。辰野町では「こころの相談室」というものを行っておりますが、来年度もまたやる事業となっておりますが昨年1年間での相談者数はどのくらいあったかお聞きいたします。また、その中で引きこもりに関しての相談者数はどのくらいあったかお聞きいたします。

○保健福祉課長

はい、それでは引きこもりの社会復帰支援ということでお答えをしたいと思います。こころの相談室の関係でございますけれど、こころの相談室につきましては昨年27年度から新規事業として始めたものでございます。開催日につきましては5月、7月、9月というように隔月の第3木曜日の午後1時から保健福祉センターの会議室を使いまして精神福祉士や保健師が個別に相談を受けるシステムで行っております。昨年度と言いますか今年度、平成27年の相談者数は現在9件であります。この中の現在、引きこもりの相談者につきましては現在ございません。以上でございます。

○成瀬（13番）

今、9件ということでありまして、その中で引きこもりの相談はないという答弁であります。このないということ自体がちょっと私、ないはずはないと思うんです。町の中で本当に引きこもりに対して悩んでいる人はいると思うんです。その中で町に相談に来られないっていうことはどういう理由で来られないのか、町としてはどのように考えておりますでしょうか。

○保健福祉課長

はい、引きこもりの方は当然、引きこもってしまうので本人が来るということはほとんどございません。親御さんなり、ご親戚の方が民生委員を通じて来たりする場合がありますかどうかということで、引きこもりということなんでみんなやっぱり隠したいとか、そんな面があるかと思いますので、そこらへんを町としても探して引きずり出すと言いますかね、そういうのの相談にのっていくというのは、やっぱり本人から言って来ない限りは、本人かご親戚の方が言って来ない限りはなかなかできないことかなというふうには考えております。以上です。

○成瀬（13番）

隠したいということも実際には、そのお気持ちは本当に分かるんですけど個々には本当にその悩みの心のうちは言っているんですよね。ただ、その一歩、町に行けないっていうそういう態勢っていうのをね、ちょっとまたこのあと出て来ますけど考えてもらえたらと思います。こころの相談室に9件来られているっていうことではありますが、相談に来られた時に町はどのような支援をされているかお聞きいたします。

○保健福祉課長

相談に来られた方につきましては個別に医療とか福祉サービス、通所施設利用、居場所交流の場等のご案内を申し上げます。また、本人、ご家族ともに対応支援を行っておりますので本人ということだけじゃなくて、ご家族の支援も行うようにしております。以上です。

○成瀬（13番）

それはやっぱり専門の方が相談されているんでしょうか。

○保健福祉課長

はい。

○成瀬（13番）

分かりました。次に厚生労働省が各県に引きこもり地域支援センターを設置され、引きこもりに特化した相談窓口が設置されたということは現在、引きこもり支援が全国でどれほど重要かということだと思います。本来でしたら辰野町としてもこの引きこもりに特化した相談窓口を設置していただきたいという思いではありますが、現在辰野町ではこころの相談室を行っております。このこころの相談室というものがあるということも多くの方の皆さんは、ご存知かどうかということをお聞きいたします。こころの相談室、先ほど9件と言いましたが私は9件という相談の数が本当に少ないというふうに感じます。このこころの相談室のアピールというものは、こういうものがありますというアピールというものをどのように今、町はされているかお聞きいたします。

○保健福祉課長

はい、こころの相談室の町民へのアピール方法ということでございますけれど、一応相談日のポスターとかチラシを各公民館、公共施設に掲示をしております。それから地元新聞へも相談室があるということの掲載をお願いしております。相談先の諸機関が記載されましたポケットサイズのカードも作成して町内の医療機関、公共施設、役場とか町民会館とかボランティアセンターとか等々に置かせていただいて、なおかつコンビニにも設置させていただいております。それからあと『広報たつの』への掲載も行っております。それから「ほたるねっと」等で開催日の広報等も行っております。以上でございます。

○成瀬（13番）

今、答弁であちこちでアピールはしているということが伺えましたので、安心はいたしました。こころの相談室の相談日ではありますが、平成27年度は4回、先ほども言われておりましたが4回実施していますが、年に4回ということは私は本当に少ないと思います。もう少し相談日を増やすことはできないでしょうか。この4回というものは適正なんでしょうか、お聞きいたします。

○保健福祉課長

私どもも本年度から始めたことでもございまして、4回というのは年は6回になりますので、隔月ですので2ヶ月に1回ということでございましてけれども、これで状況等も見ながら増やした方が良いのかどうかというところも、必ず精神保健福祉士とかそういう方をお願いいたしますので、そこらへんも加味しながらこれからまた検討したいと思っておりますけれども、一応来年度も6回というふうに一応予定はしております。以上です。

○成瀬（13番）

来年度も6回ということですが、状況に応じて回数を増やしていくということもまた、検討していただけたらと思います。行政としてももっともっとアピールして相談に来やすいような窓口にしていくことが本当に大切ではないでしょうか。窓口に来るといふ態勢ばかりじゃなくて、家庭訪問、家庭に来ていただきたいってそういうような相談というのはあるのでしょうか。

○保健福祉課長

そういう相談は現在のところございませんけれども、保健師がそれぞれいろいろの方からご相談いただきますと、その方のところへ行ってご相談しているという、それは引きこもりだけではございませんけれど、そんなような相談も行っておりますので、そういう方がおられましたら言っていただければ保健師の方で出向いてということもできるかと思えます。以上です。

○成瀬（13番）

次にゲートキーパー基礎講座というのを平成27年度、町は行っておりました1回目が2月25日に開催されたようではありますが、2回目は3月10日に行く予定のようではありますが、ゲートキーパーの基礎講座のチラシを見させていただきますと、本当に悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて必要な支援に繋げ、見守る心の健康づくりへ、ということを目的としてこの基礎講座を行うようであります。これ本当に読みますと、「悩みを抱える家族や仲間の変化に気づいて声をかける。これがゲートキーパーの第一歩です。身近な人の命を守るためにこころの健康づくりに大切なことを学びませんか」ということが、この基礎講座の所に書いてありますが、本当に悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて必要な支援に繋げ、見守る心の健康づくりでそれが目的であります、本当にすばらしい、これ読んでみますとすばらしい講座であります。この1回目の2月25日に行われました時には何人の方が参加されましたでしょうか。

○保健福祉課長

ゲートキーパーのお話でございますけれど、先ほど議員さんが申しましたとおり平成27年は2回の講座を予定しております。1回は2月25日で2回目はこれから、今週ということでございますけれど、1回目の参加者ということでございます。定員が一応30名ということでしたところ、41名の方の参加がありました。それだけゲートキーパーに対する皆さん、あれがあるのかなというふうには思っております。こ

のゲートキーパーの関係も町民への周知方法につきましてはチラシ等を隣組回覧をさせていただきましたりとか、『広報たつの』でお知らせをさせていただいたり、各種団体の講演会等があった時にチラシの配布等を行わせていただいております。以上です。

○成瀬（13番）

先ほども言いましたが、この講座の内容、目的を読みますと非常に大事なことで1人でも多くの方に参加していただきたいと思います。本当に先ほどいろんな所でこの講座について周知しているということを答弁の中でも言っていただきましたが、本当に定数が30人のところに対して41人もの方が参加してくださったということで、本当にすごいことだと思いますが、今度3月の10日にまた第2回目行うようであります。本当にこのすばらしい講座、多くの町民の皆さんに参加していただけますよう、更に周知を徹底をしていただけたらと思います。次に引きこもりの家族は本当にわらをもすがる思いで、どこかに相談したいという思いでいっぱいではないでしょうか。しかし、相談するにもとても勇気がいることでもあります。一歩踏み出して相談したい、少しでも先を見出したい、しかしどこへどのように相談へ行けばよいのか分からない。行政として、もっと手を差し伸べ、分かりやすく相談しやすいところの相談室とはまた別の窓口を、引きこもりに特化した相談窓口の充実、そして本当に悩んでいる人たちのために手厚い支援をやっていくべきではないかと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

○保健福祉課長

引きこもりに特化した相談窓口ということでございますけど、現在のところは辰野町では特化したものはございません。これからも保健福祉課の方の健康相談窓口とか、こちらの相談室、随時、引きこもりも含めて受け付けておりますので、こちらの方を利用しましてこの窓口の広報、チラシ等を作成して周知を徹底をいたしまして、この2つばかりではありませんし、当然、健康相談じゃなくても保健福祉課の方へ来ていただければ相談に応じますので、そこらへんのところでこれからも行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○成瀬（13番）

ぜひ、よろしく願いいたします。この引きこもりに関しましては、新聞にも大町市がこの市の事業として引きこもりの人やその家族の支援に非常に力を入れているということが記事に載っておりました。市内で引きこもりを持つご家族の会を開いてリラックスした雰囲気それぞれの体験、近況を語り合ったということで、そこに参加した引き

こもり者を持つご家族が、本当にそこに参加して心が軽くなったという記事が載ってありました。厚生労働省の補助金事業でこれは行ったそうではありますが、また辰野町もぜひ、こういうことも、また家族会というようなことも、また検討していただけたらご家族の皆さまが少しでも心が軽くなっていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひまたそういうことも検討してもらえたらと思っております。また、ほかの町であります、在宅の引きこもり者に対しての就労支援も、会社へ行って働くとかそういうことではなくても、一歩、就労に向けて踏み出せるそういう状況を行政として考えていっているというところも、この記事に載ってましたので、またそういうことも、ぜひ町として検討していただけたらと思っておりますのでよろしくお願いたします。

次に2項目めのジェネリック医薬品の利用促進について質問いたします。ジェネリック医薬品、後発医薬品であります。新薬の特許期間が切れた後、厚生労働省の承認を得て別の製薬会社が同じ成分を使って製造販売する薬のことでありまして、開発費がかからないので価格が低く設定されており、薬にかかる医療費を低く抑えることができジェネリック医薬品は今では、ほとんどの人に認知されてきております。テレビなどでもジェネリック医薬品のコマーシャルはよく聞きます。全国の自治体の中でジェネリック医薬品の促進に力を入れている所が増えてきておりますが、政府は平成30年度から平成32年度末までの間に、なるべく早い時期にジェネリック医薬品の数量の割合を80%以上とすると言われております。長野県としては医療関係などがセミナーを開催してジェネリック医薬品の使用を促し、現在63.5%になっているそうであります。ジェネリック医薬品につきましては過去に何人かの議員さんが一般質問しておりますが、辰野町の場合、なかなか利用率が上がらないのが現状であります。そこで質問いたします。辰野町は全ての医薬品の中でジェネリック使用が41%であります。今まで町としてジェネリック医薬品の取り組み状況をお聞かせいたします。

○住民税務課長

辰野町では取り組み、事業的には国民健康保険と後期高齢者医療保険の2つを行っております。辰野町国民健康保険では医療費の適正化対策としましてジェネリック医薬品、後発医薬品の使用促進に取り組んでいるところでございます。取り組み状況でございますが、具体的に言いますとジェネリック医薬品を希望することを医師、または薬剤師に簡単に伝えられるようジェネリック医薬品希望カードを総合窓口で配布しております。また、昨年10月に国民健康保険証の更新を行いました。その更新時にジェネリック医

薬品希望を記入されています保険証を入れるケースを同封しまして、国民健康保険証加入者の方にお配りしてございます。これがそのカードなんですけれども、こちらのカードに保険証を入れて常に持っていただきます。病院にかかる時に必ず保険証を持って行くもんですから、これを持って行ってそのまま薬局に行くと。そういうことでこちらを提示していただければ医師または薬剤師に提示していただければジェネリックに変えられる、薬については変えてもらうことができます。そのような取り組みを行っております。また、平成25年の2月から3月にかけてと、昨年27年の8月にジェネリック医薬品の現状と課題を把握することを目的にしまして、国保の加入者を対象にアンケートを実施しました。またジェネリック医薬品を使用の場合と比較できる後発医薬品利用差額通知書というものを年2回、送付してございます。また後期高齢者医療保険につきましては昨年9月に、やはりジェネリック医薬品を使うことによりまして200円以上安くなる方を対象に勧奨通知を出してございます。また、新規加入者の方にはジェネリック医薬品の相談カードも交付している状況でございます。以上でございます。

○成瀬（13番）

先ほどの中にもアンケートのことが出てきましたが、昨年ジェネリック医薬品に関するアンケート調査を町として実施しておりますが、このアンケート結果から町として分かったことは、どんなことが分かったか、お聞きいたします。

○住民税務課長

先ほど申しましたとおり、昨年8月に国民健康保険の加入者のうち、後発医薬品利用差額通知書作成対象世帯、こちら300世帯にアンケートを実施しました。回収数が136世帯ということで回収率は45.3%でございました。アンケート結果なんですけれど、「ジェネリック医薬品を知っている、または聞いたことがある」という方は全体の98.5%ということでほとんどの方が認知しております。また、認知方法ですが薬局での説明が60.4%、また先ほど議員さんが言われていましたテレビ番組やCM等を見たという方が52.2%という状況です。「実際そのジェネリック医薬品への変更を依頼した経験は」という問いにつきましては「口頭で依頼」または先ほどみたいな「カードを提示する」という方が全体の38.8%になります。逆に「依頼しない」という方は60.4%という数字でした。変更依頼に対する医師、または薬剤師の対応につきましては「処方してくれた方」が82.7%でございます。また変更を依頼した経験がない方では「これまでの薬の方が安心だから」と考えている方が37.0%でございます。また、全体を通じまして

ジェネリックの医薬品の使用経験ということは「ある」と答えた方が67.9%とございました。このような状況でございます。

○成瀬（13番）

私もこのアンケート調査の中身を見させていただきましたが、認知しているという方は本当に98.3%で多いんですけど、実際には使っている方が非常に少ないなっていうことを感じました。何でだろうなって、ちょっと私もジェネリックこれだけ認知していても使わないのはどういうことかなって、ちょっと私もアンケートの結果を見て思ったんですけど、このジェネリック医薬品がまだまだちょっと自分の中で怖いというイメージがあるんでしょうか、どうなんですか。本当にこの何で使わないのか課長としてどういうふうに感じているか、何でこの98.3%が認知しているにもかかわらず、依頼しない、使わないっていうのはあまりにもパーセントが少なすぎるっていう、これだけジェネリック医薬品のことを今、言われている中、認知しているにもかかわらず少ないということに対しての課長の考えをお聞きします。

○住民税務課長

先ほどちょっとアンケート結果でちょっとご説明しましたが、ジェネリック医薬品を使わないっていう方が、理由としましてはやはり今まで使い慣れた薬を使っているっていう方が37%っていうことを先ほど申しました。どうしてもジェネリックに対する考え的には同一成分であるということ、同一量を使っているということで全く新薬と同じ成分であるにもかかわらず、若干、副作用が出るというのも聞いているのは確かでございます。このへんのそういう疑問点とかそういうものを払拭するような取り組みがやはり必要だと思っております。また、例えば先ほども話しましたが、希望しても例えば医師の考えで結局変えられない場合とか、例えばジェネリックと新薬と両方ある場合でも、そのものによってはジェネリックにはできないというものもございます。そのへんが結構まだあるもんですから、なかなか伸びないというところにも出て来ると思っております。以上です。

○成瀬（13番）

アンケート結果を踏まえまして、今後、町としての普及、促進にどのように取り組んでいくべきかと考えていますか、お聞きいたします。

○住民税務課長

ジェネリック医薬品のごことは、ほとんどの方が知っている、なおかつ変更依頼すれば

処方してくれるという状況なのでありますので、依頼しやすい方法等を考えていかなければならないと思います。また、先ほどお答えしましたが皆さんの思いですね、もうちょっとジェネリックというものを使ってもいい、というような取り組みをしていかなければならないと思います。先ほど議員さんが言われましたとおりに国では平成32年度までに80%以上を数量シェアとして目標を定めておりますし、かたや辰野町としては現在41%、川島診療所、また第一診療所で55.7%という数字になっております。後期高齢者の方、これは26年度の数字ですが55.8%という数字の中で、徐々に、アンケート結果とかジェネリックの医薬費の数量シェアは毎年増えて来るとい状況の中で言いますと、取り組み自体、今やっている取り組み自体には問題ないと思っております。引き続き取り組みを進めていながら、シェアを伸ばしていきたいと思っております。以上です。

○成瀬（13番）

このジェネリック医薬品に関しましては、しっかりまた取り組み、促進を町としても行っていくべきだと思います。次にこのジェネリック医薬品は新薬と同じ効果、成分でありながら価格は新薬の2割から7割になります。先日、町の国保特別会計で3年ぶりに3,300万円の基金繰入を計上との発表がありました。加入者の高齢化や医療費の高度化に伴って医療費は年々増加傾向で厳しい状態ではありますが、今後少しでも国保加入者の負担を少なくしていくように国保会計、また医療費抑制のためにやれることは何でも町としてやっていくべきと考えます。その1つといたしましてジェネリック医薬品促進を国保加入者にしっかり啓発し、利用率を上げていくべきと考えます。また、町から町内の医師会の皆さま、薬剤師会に対して更に普及の協力をお願いしていくことが大事だと思います。薬屋さんへ行くと書いてあります。「ジェネリック医薬品の利用者は申し出てください」ということも書いてあって、私も必ずジェネリック医薬品があるか聞くようにしております。ぜひ、医師会、薬剤師に対してご協力をお願いしていくことが大事だと思いますが、このことに関しての町の考えをお聞きいたします。

○住民税務課長

ジェネリック医薬品への移行に対しましては国民健康保険加入者、または薬剤師会の意識は高いと思っております。私も先日病院にかかりまして、薬局へ行って薬をもらう時に逆に薬剤師の方から「ジェネリックありますから変えたらどうですか」ということ言われまして変えた経過があります。結構、最近薬局に行けば「ジェネリックどうですか」と進める所が多いというお話は聞いております。県、国の目標値に近づけるために

はやはり今、当面、医師会の方の協力が必要であると今、認識しております。医師会に對しましてアンケート結果を踏まえた中で、ご協力をしていただきたいということでお願いをしていきたいと思っております。以上です。

○成瀬（13番）

医師会のご協力が非常に大事だと思いますが、県の取り組みの中で医師会の方たちが後援をどんどん行って、このジェネリックに対しての啓発を行っているようであります。ぜひ、町といたしましても政府が掲げた80%、この80%を目指してこれに近くなるというのは相当困難なことであると思いますが、できる限りの80%を目指して行政と町民が真剣に医療費の抑制、適正化に向けて全力で取り組めることは全て取り組んでいくことが非常に大事だと思います。それに向けてしっかり取り組んでいくことを要望いたしまして、質問を終わります。以上です。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は15時10分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 14時 56分

再開時間 15時 10分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席5番、山寺はる美議員。

【質問順位6番、議席5番、山寺 はる美 議員】

○山寺（5番）

通告に従いまして3点質問させていただきます。まず1番目、人口減少、更なる子育て支援を。今年の1月に昨年行った国勢調査の速報値が公表され、辰野町は人口1万9,785人で1920年に調査が始まって以来、初めて2万人を割り込み、しかも減少率は5.7%と上伊那で最大の減少率だと報じられました。加率的に進む人口減少に対して町長の所見をお聞かせください。

○町長

それでは山寺議員さんの質問にお答えをしたいと思います。人口減少、更なるって言

うんですか、子育て支援をとということで、本当に子どもが一番悩むと言うか大切にしなければいけない、こんなことであろうかとこんなふうに思います。国勢調査の話がでましたけれども1万9,785人ということで2万人を切るという、そういった事態になりました。予想はしていたわけですがけれども、いよいよその時が来たかなとこんなことであります。前回の5年前の国勢調査と比べて1,124人減ったということでもあります。率にして5.4%ということでもあります。人口が一極集中と言うんですか、東京に集まっているということでもありますけれども、更に地方を見ますと国の政策もそうなんですけれども一極に集まる前に、地方は地方でもってどこかそれを受け止める所をつくって、それでそちらの方へというようなことでもありますので、大都市と言うんですか都市、またその次の大都市、都市ってこういうふうに段々に防波堤じゃないですけども、そういったことから見るとですねかなり、全体的に見れば進んでいるというようなことではないかとこんなふうに思います。前回、5年前の増減率というのは少ない方から辰野は25位で4.1%の増減率で低いころ、低いと言うかたくさんだとあれなんですけど、低い方から25番目だったんですけども、今回は低い方から18番目ということでもありますので、それ自体を見れば順位は上がったということですがけれども、総体的に見ればかなり減っていると、こういうこと。何を言おうかという、かなり平均で見るとより人口の減っている所がもっとたくさんあるという、そういうことでありまして非常に厳しい状況にあるかとこんなふうに思います。特に中心の市の周りを含めてですね、人口が増えたりそういった所もあるわけでもありますので、どうしてもそういった所に商業から工業からいろいろのものがどんどん人も、ところどころに集まっていくということでもありますので、加速度的ということもちょっとどうか分かりませんが、非常に残念なことだと思います。そういったことも前々からそういう話でありましたので、人口減少の対策のプロジェクトだとか、そういったこともやりながらきました。また人口減少のまち・ひと・しごとといった総合戦略、そういったものを立てながら多くの皆さん方のご意見を聞き、一般質問の中でもいろいろの多くの意見も出されましたので、そういった提案を受けながらこの対策等も進めてきたわけでありまして、これと言って絶対的なものがないですけども、少しずつそういったものが、できてきているのではないかと、こんなふうに思います。果たしてこれが大きく結果に結びつくかどうか分かりませんが、これからもそういったことを進めていく、そういった覚悟を新たにしたらこんな状況ではないかとこんなように思っています。以上であります。

○山寺（5番）

私は悔しかったです。近隣の市町村に比べても辰野町は、いろんな施策をいち早く取り入れて頑張っていると思っていました。しかし、その施策がしっかり生かされているのか、空回りはしていないか、一度しっかり検証してみる必要があると思います。その中で子育て支援の病児病後児保育は名ばかりの施策に終わっていないでしょうか。この問題は、私は6月の一般質問でもしました。その時の答弁は「町は病児病後児保育を箕輪町の生協病院のいちごハウスにお願いしている。1年間の利用率もたった54名でした」ということで「町にはその施設をつくるということは考えていない」という返答でした。箕輪町の外れの生協病院までは片道20分かかります。往復で40分、私は26年度の利用率が辰野は54に対して箕輪は441名利用人数があったので9ヶ月ばかりですがちょっと調査というかあれをしてみました。箕輪、伊那方面にお勤めのお母さんやお父さんは便利かもしれませんが、町内、または岡谷、諏訪方面、塩尻方面に勤務の親御さんにとっては、ほとんど忙しい朝の時間帯にいちごハウスに連れていくっていうことは不可能ではないでしょうか。その中で、病児病後児保育は町には必要がない、という結論はあまりにも非情ではないかと思えます。一億総活躍社会を目指す国はこの4月から、病児病後児保育に対する病院や保健所へ補助金を手厚く出す施策を謳っています。辰野病院は無理にしても、保育園で空き部屋があると聞いています。この機会を捉えて町内に病児病後児保育の施設をぜひ、考えていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長

今、病児病後児保育の人数とか具体的にお話をされました。大体、週に直すと1人か2人というようなことになるわけでありまして、近くなら人数が増えるということも当然考えられるわけでありましてけれども、病院の中です、病児病後児ですので、その所へ見てくれる人、そういった人たちが、例えば辰野病院で、辰野病院でなくてもという話あったんですけども辰野病院で保育士さんを頼んでやるとか、そういったこともなかなか難しい、そういうことになるかと思えますので今の状況の中ではたぶん、難しいかなとこんな結論を出したところであります。業者がもっと安定的にあるという

言い方、変でありますけれどもいろいろの物事が全て自前で揃えるということは今、なかなか厳しい状況でありまして、いろいろのものを広域化、広域でできるものはやりなさいとそういうことでもってそれぞれご提案もいただきますし、国の指導等もそういうふうになってきています。広域化でやってですね、それでは自分の所でやった方が更に良いついていうそういう部分は別ですけども、できるだけ広域化に広げていきなさいというのが通常のものでありますので、そういったことを進めながら、それでどうしても単独でやった方が良ければ、そういった方向も考えなきゃいけないこんなことでありますので現在のところは単独でやるのはちょっと無理かなってそんな考えであります。以上であります。

○山寺（5番）

はい、今町長から、できないという答弁ですが、子育てをして一番困るのが子どもの病気です。夜中に急に熱を出されたりとか、親が出かける寸前になってお腹が痛いとか、言われるということが子育てをしていて一番大変なことです。その一番大変な医療支援に辰野はちょっと遅れてはいませんか。夜間の子どもの診療は辰野病院では一切しない。病児病後児保育も箕輪の外れまで連れて行け、これでは子育てに力を入れている町とは言えないと思います。南箕輪は子育てに優しい村ということで、もう定着していてそんな大したことはしていないのかもしれないけれど、そういうイメージがあの村にもうできているんですね。だから唯一、本当に今人口が増えてしまって困っているという。その対応に追われているのは南箕輪です。伊那中央にも近いですし、いちごハウスにも確か近いです。だから本当にお母さんたちにとって病気になった時の子どもの手当てとか、本当に安心していれるというのが南箕輪ではないでしょうか。ぜひ、この機会に、国は本当、病児病後児保育の補助強化ということで4月から補助金を本当に出す施策を打っているということです。ぜひ、ホームページで確かめていただいて前向きに考えていただきたいと思います。今も言いましたけど、辰野病院では無理かもしれません。体制が整っていないし、場所もないということで。しかし保育園に空き室があると聞いています。どうか、前向きに検討させていただいて辰野町に病児病後児保育の設置をお願いいたします。これは働いているお母さんたちからのお願いで、私も選挙公約にしましたので、まず1回目の6月にその質問をさせていただいたんですけれ

ど、そのころはよく分かっていませんでしたので「ああ、そうですか」っていう感じでしたが、今回はいろいろ分かってきました。ぜひ、この機会を捉えて設置をお願いしたいと思います。

次の項目にいけます。辰野病院の跡地利用のその後について。辰野病院の跡地利用ですが、昨年4月に宅地造成する計画で決定しました。6月には業者をプロポーザル方式で決定して、定住人口に繋がる住宅地の造成を目指すとされていましたが、その後の進捗状況についてお尋ねします。どこの業者に決定し、宅地造成はいつから始まり、完成はいつでしょうか。

○まちづくり政策課長

旧辰野病院の跡地につきましては辰野町と地権者6人の土地であります。辰野病院の移転に伴いまして地権者6人からお借りしていました土地をお返しし、その後の跡地利用について地権者会議を発足しまして、民間による宅地造成を視野に検討をしてきた経過がございます。平成27年4月に公募型のプロポーザル方式によりまして「ガーデンテラス辰野」としまして70から80坪台の宅地、約25区画くらいですね、を造成する案が昨年の7月に採用されたわけであります。業者につきましては小野工業株式会社、松田建設株式会社、神稲建設株式会社、浅川建設株式会社の町内2社、町外2社、計4社の建設会社から構成される共同事業社であります。病院の跡地ということで提案自体があるかどうか大変心配していたわけなんですけど、町のために、また人口減少の歯止めのために協力したいというこの4社が提案していただきまして、本当に感謝しているわけあります。また、宅地造成はいつから始まって、完成はいつかということなんですけど、その後、跡地の測量をしましたが地籍図と実際の境ですね、境界にちょっとズレがございまして、その調整だとか、敷地の中に福寿苑の所に鉄塔敷がございまして、その中電の鉄塔敷の電線が配線されているわけなんですけど、高圧線になりますけど、これが敷地内を横断しておりまして、ただその中部電力がその地役権について、その土地について設定がされていなかったりといったように、予想外の問題が生じまして、その調整に時間がかかってしまっているわけであります。現在でありますけど、開発行為の申請に向けまして関係機関に協議をしていただいているような状況で6月には開発行為の許可が下

りるように今、進めていただいているわけであります。開発行為の許可が下りしだい造成を行いまして、8月には造成を完了したいと聞いております。また販売自体も6月の開発行為の許可が下りしだい、並行して宣伝していくということでありますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○山寺（5番）

8月には完成して6月にはもう宣伝していくということですが、これは全て町とは関係なく4業社がしていくんですね、販売まで。

○まちづくり政策課長

販売につきましては4業社にお願いをしていきますが、それまでのPRにつきましては町も協力してPRをしていきたいということで、お話をしております。

○山寺（5番）

はい、そのPRですが、辰野町は今年の1月4日から子育て支援マイホーム大作戦応援事業として、40歳以下の若者が家を建てる時、50万円の奨励金が出る施策が始まっています。そして今、マイナス金利とやらで住宅ローンの金利は今までにない安さで家を持ちたい人たちにとっては追い風となっています。働く場所も辰野町内だけでなく、諏訪、岡谷、伊那、塩尻方面3方向に30分で通勤可能など、辰野町の地の利を生かした立地を大々的にアピールし、辰野町に住宅を建て居住する良さを宣伝する、当然インターネットやその他の広報で宣伝すると思いますが、もっと詳しく宣伝できるチラシのようなものを行政では考えられないでしょうか。

○まちづくり政策課長

今までは町や町の土地開発公社ですね、のこの所有しています物件のみのチラシを作って配布やホームページなんかでもってPRの方をしてきました。これからは人口減

少対策としまして町内の建設会社、また不動産屋さんの協力を得まして民間の物件も一緒に広報できるようなチラシを作成し、PRを今、進めていきたいと考えているところでもあります。辰野町の中には町の所有だけじゃなくて民間物件を含めると、かなり多くのまだ空き地の方がございます。辰野町に家を建てたくてもどのような物件があるのか、また選択肢が多ければ多いほど選んでいただけたらと思っていますし、実際、諏訪圏の方からですが「箕輪町や南箕輪は土地が広いから宅地になる物件が多くて、辰野町は土地が狭いから物件が少ないというイメージがある」と聞いています。また、土地の価格も昔からの地価の流れの中で箕輪や南箕輪より辰野町の方がかなり高いというイメージがあると聞いております。また、諏訪圏、議員おっしゃるとおりに諏訪圏、塩尻、松本圏、伊那圏と3方向に通じる地理的条件という辰野町は位置にありますので、上伊那の中では一番端っこですけど、こういった3方から見ると辰野町は中心であります。通勤もJRが3方向に繋がっておりますし、道も繋がっております。通勤もしやすいし、通学だって行ける高校が多い、選択肢が多いわけです。小中高、ほかにはない短大まで揃った教育環境もございますし、充実した福祉、子育て環境、安心して暮らせる住環境などありますし、先ほどおっしゃいました住宅の定住促進という形でもって新しい補助金の方も新設しましたし、金利の方もまたマイナス金利の中で低くなっていくであろうということが予想されますし、また来年の4月には10%になるということで、ここは、こういった辰野町の土地をPRしていくチャンスかなと考えております。なのでそういった辰野町の施策等も盛り込んだ、また辰野町の民間も含めた宅地物件を載せたチラシを作って、まずはもう、足で稼ごうかなと今考えております。チラシを作って私たちが、例えばちょっと今ターゲット絞っているのは諏訪圏に行つてこようかなと思っていますけど、諏訪圏のアパートマンション等を訪問して、そこにチラシを入れたりというような形でもって、少しでも多く辰野町のことを知っていただけるような方策を今、考えております。以上であります。

○山寺（5番）

私が思っているようなチラシを作ってくれるということで、本当にありがたいと思っています。私たちの年代だとインターネットを利用できる人と全然できない人の差がとにかくありますので、このチラシのようなものがあれば、私たちもお子さんをお持ちの

お母さんたちにも宣伝ができるかななんて思っていますので、行政の方でのチラシ、よろしく願いいたします。病院の跡地とはちょっと関係ないんですが、町所有の土地を宅地造成する考えはありますでしょうか。

○まちづくり政策課長

町所有の土地で今、宅地造成できる可能性のある土地は土地開発公社の所有地の2ヶ所が候補地としてございます。この土地につきましては現在、社会資本整備事業の交付金を使って、この土地の真ん中や横に道路の方を建設中です。場所は上辰野の上の段の中道線の奥ですね、今度、新規に中道線を造っているところでもありますけれど、その土地。それともう1ヶ所は辰野駅を岡谷側の方に真っすぐ行きますと、三輪神社のJRの東側の方になりますけれど、そちらの方の土地、こちらの方がございます。また、これは町名義なんですけれど、個人から寄付されまして造成が可能かなというような土地もございます。これにつきましては平出の旭町にございます。郵便局の南側のちょっと住宅地に囲まれた中で、外から見えないんですけど、ちょっとここにつきましては道路入り口がないものですから、ちょっとその今、道路をどうしようかということで検討をしておりますのでちょっとまだ時間がかかりますが、そのような形でもって3ヶ所ほどございますけれど、過去のように土地開発公社がすぐに造成できればいいんですけど、実は土地開発公社も8億円近くの塩漬けの土地を所有しております、国、県からは土地開発公社の解散を今、求められているような状況です。現在毎年1億円ずつ一般会計から経営健全化のために補助金を投入している現状で、ちょっと少し難しいかなと考えております。しかし、今回の旧辰野病院の跡地のように民間の力がお借りできればありがたいかなということで検討しているところであります。以上であります。

○山寺（5番）

土地開発公社が持っている塩漬けの土地もぜひ、早めに宅地造成して一人でも多くの若い人たちが住める宅地造成を考えていていただきたいと思います。確かに空き家対策、移住定住も大切ですが時間がかかります。積極的に町が持っている土地を宅地化して官民一体となって若者の定住に繋げていただきたいと思います。

次ですが、3番目、辰野町の観光振興として荒神山たつの海に釣り堀事業を展開できないかという提案です。これは、一町民の方が計画書をレポート6枚にまとめ、ぜひ議会に提案してもらいたいと言われたものです。荒神山はたつの海を含めて町を代表する憩いの場となっています。見て楽しむだけのたつの海、見るだけではもったいないので釣り堀として多くの人に楽しんでもらったらどうかという提案です。産業振興課の課長、いかがでしょうか。

○産業振興課長

まず、荒神山のたつの海でございますけれども、昭和44年に東天竜用水の水不足を補うために築造された農業用ため池となっております、貯水量は3万立米です。受益面積は水田33ヘクタールというふうになっております。釣り堀設置という場合に制約でありますけれども考えた場合には、ため池で考えると多目的利用については特に問題ないと。それから都市公園になっておりますけれども、この制約もございませんし、水利権、漁業権等も問題はありません。施設管理上、安全が保たれる施設ということであれば、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金というようなものもございますけれども、ただ課題も多くございます。今、考えられる課題につきまして申し上げますと、釣り堀となりますと不特定多数の方がため池に入られますので、転落事故というようなもので安全面が非常に危惧されるということがあります。それから、ほかの所で聞くのがマナーが問題になるというようなお話も聞いております。それから外来魚が持ち込まれて生態系が崩れるというような恐れもあるという指摘も聞いております。それから流域の関係者が針で怪我をする事案もあるということで、ため池から流れた、そこに針が落ちた、水が流れて水田になっている所の田んぼに針が入ってしまうとかですね、そういうことだと思いますけれども、そんなようなことがございますので、結論的には投資をする建設費用ですとか、たつの海の場合にはどうしても下から沢底川の水をポンプアップしなきゃいけないもんですから、ランニングコスト、電気料等がかかりますので、管理費もかかりますので、そういう費用面とですね、それから一方で観光面で集客による経済波及効果も当然出てくると思いますので、それらを比較考慮をしてですね、メリットが多ければそういったものも検討できれば良いかなというふうには考えております。

○山寺（5番）

問題は多々あるかと思いますが、この間も観光協会で会合をした時に、いかにこの辰野町に滞在型のお客を呼び込むかということが確か話題になっていたと思います。私は釣りをやらないので、釣りのことは分からないんですが、釣りの好きな方というのは大体2、3日泊まりで、遠くから来る方ですが関東とか関西とか来る人たちは大体、泊まりで2、3日ゆっくり釣りを楽しんで帰るということが多いんだそうです。それは塩尻のみどり湖、松本的美鈴湖などは結構その泊まり客が多いということで、地元の人ばかりが楽しむということではなく、滞在型のお客さんを呼ぶ一つの手段として釣り堀を造るということはいかがでしょうか。

○産業振興課長

私ども釣り愛好家の話をお聞きしますとですね、ヘラ鮒釣りというのは泊まらないことが多いとかですね、逆にワカサギ釣りなら泊まることもあるかなというような話も聞いているところでございまして、泊まれるお客さんが、こうやって多ければ近くにパークホテルもエルボン辰野もありますので、滞在していただければ釣りのみでなくて美術館も巡っていただいたり、町内の観光施設を楽しんでいただくこともできます。1ヶ所に滞在することで経済波及効果や地元との交流ですとか、リピーターも期待できるというメリットがございます。ただ、近隣の同様の施設もございますのでちょっと飯島の施設なんかも聞いてみますと、ちょっと最近はお客さんが減ってきているというような話も聞いておりますし、まだしっかり聞いておりませんので今後、近隣の施設も調査する中で先ほどの課題もかなり多いものですから、慎重に検討をしてみたいとそんなふうに考えております。以上です。

○山寺（5番）

確かに安全面、採算面で研究してもらわなければならない問題は多々あると思います。ぜひ前向きに検討していただいて、荒神山をより楽しいお客さまたちが楽しめる場所に、また地元の人たちが楽しめる場所に開発していただきたいと思います。飯澤課長

はここでご退職だということで、私は1年間だけのお付き合いでしたが、本当に素人の私にもよく分かるようにご答弁いただいたり、にこやかに答弁していただいて本当にありがとうございました。退職されてからも町のためにしっかりまだご尽力いただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席1番、岩田清議員。

【質問順位7番 議席1番 岩田 清 議員】

○岩田(1番)

それでは初日のラストバッターになりましたが、通告に従いまして3つの観点から質問させていただきます。町民の皆さんにも分かり易い質疑を心がけたいと思いますので、ぜひ、簡潔、明快な答弁を期待いたします。さて最初は、この1月末が使用期限でありましたプレミアム商品券、これ第5弾の発売です。第1弾は、私が議会質問してちょうど選挙年になるんですね、町長の、その時だったと思いますけれども、アベノミクスの地方創生事業の一環として消費需要の喚起と落ち込んでいる商店街の活性化を目指した事業でもありました。商品券の内訳を整理しますと1,000円券6枚綴りにプラス500円券、これは特産品の券でございますけれども6,500円を1セットとして一人、6セット3万円までという計画でございましたけれども、私も商工会の一員として町民会館の大ホールで販売員として携わったわけでございますけれども、町民の皆さんたくさん事前に並んでいただいた割りにしましては第一回の売れ残りが半数近くあったような気がしますけれども、最終販売員である私たちも売れないのであせりまして、その日に私も6セットにもう6セット、12セット買い求めました。この1月いっぱいで一応この券が使用期限だということでございまして、利用率というのがこの間、出てきたわけですが、報道によりますと全体では99.3%と非常に高い利用率ということで、高い評価、合格点が与えられるような気もしますけれども、ところが一方、町観光協会の認定特産品専用券、500円のですね利用率は96.75%ということで、ちょっと乖離しているわけですね。その利用率が上がらなかったことが残念というような感想も出ていましたけれど

も、発売方法を含めてこの原因をどうやって分析されて、あるいは評価されているのでしょうか、まず質問したいと思います。

○産業振興課長

それでは質問順位7番の岩田清議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。プレミアム商品券発売後の評価ということで、利用率と発売方法でございますけれども、今仰せのとおり全体では99.3%でございますけれども、認定特産品は96.75%であります。利用の業種につきましては総合小売が31.1%で金額で3,674万500円。それから飲食料品ですけれども、21.7%で2,558万7,000円。飲食店が8.7%で1,031万7,500円というようなものが主なものでございます。認定特産品につきましては大手スーパーの販売品が区別できないものですから、正確な数字は出ませんが人気商品は、夜明け前ですとかハチミツ、ソバ、おやき等という傾向がございます。販売方法なんですけれども、子育て世帯につきましては助成券を、それから非課税世帯につきましては助成券の交付申請書を送付をいたしました。一般販売、先ほど議員さんが一緒に売っていただいたわけですが、一般発売の前に先行して優先的にこの2種類についてはお売りをしまして具体的には7月の25、26日の土・日に町民ホール、そして27、28日の月・火には第3、第4会議室、そして29、30日の水・木には会計室で販売をいたしました。この時には福祉担当と、それからプレミアム担当と一緒に1回で受付、販売ができるような形で配慮をしております。また、若いお母さんですとか、買いやすくなるように土・日も販売をいたしましたり、販売場所も町民ホールだとか会議室は役場の入り口に一番近い会議室を使ったりして、できるだけプライバシーには配慮をしたつもりでございます。それから周知につきましても『広報たつの』ですとか、新聞、それから「ほたるねっと」等でも周知をいたしましてやったわけですが販売率については残念ながら今、お話のあるように57%、たまたま子育ての場合も非課税世帯の場合も57%という、偶然なんですけれども、一緒になっております。推測ですが、これからまだアンケートの結果等も見ないと分からないんですけれども、プレミアム商品券そのものを理解していない方が多かったかなというようなことや、すぐを買うだけの余裕金もないというようなこともあったり、買いたいお店もなかったというような、そんなようなことがあるのかなというようなことは推測をしております。以上です。

○岩田（1番）

今、ご説明いただきましたけれども、全体としては成功だったかなと思いますけれど

も、実はここにプレミアム商品券の現物があります。さすがに、私はキャッチコピーを付けるのが得意ということでございますけれども、これは飯澤課長が中心になって考えられたと思いますけれども、「さすがにかゆいところまで手が届く、飯澤モデル」ということで完璧のように見えるんですね。見える時は完璧なんですけれども、私が利用者として使った部分と、ほかの町民からいろいろな声が聞こえてきましたのでお伝えしますと、なぜ使いにくかったかと言いますと、まず、「何が特産品なのか分からない」と。飯澤課長の方から言わせれば「パンフレットもやったじゃないか」ということだけど、パンフレット片手に買い物するわけじゃないものですから、特産品の 500 円券をこうやって見るわけですね、だからそこがちょっと分かりにくいと。それで私もある有名なお菓子屋さんへ行って代表的なものを頼んだら、「私の所は特産品は扱っていない」ということで断られたと。「特産品の所に小さくても良いから、あるいは裏に特産品の扱っているものを、そのの現物に書いておいていただければよかったかな」という話をしていた方がおりました。そして、2 番目は一番裏に特産品があるのもので、「裏表紙と勘違いして捨てちゃった」という人がいるんですね。私は逆に、最初のページに特産品をね、使いにくいけど綴ってもらった方がよかったというお話です、これは。これは最後に、私の間違いをお話しますと 500 円で売っている特産品はないものですから、足したやつを特産品を剥がすわけです。そのうち、何を剥がしたのか分からないので実はここに私 2,000 円分残っちゃったんですね。たくさん、特産品ばかり剥がしていったから、使った所が分からなくなって、あとで見たら 2 枚残っちゃったなど、こういうことでございます。なかなかこれ作る側も大変だし、難しいことだと思いますけれども、これは逆に、表紙も券と同じように残っちゃうもので、表紙の券を半券みたいにすれば、表紙と商品券とは別だということ、あるいは商品券の表はなくてもいいかなというようなことで、これを次の参考にしていただければいいですけれども、特産品の評価につきましては今、伺いましたけれども、結構、特産品を頼む方がおられた。ただちょっと今の勘違いで特産品の部分の商品券の使用が少なかったということでございますが、それが残念だと。いろいろあれこれありましたけれども、私自身見まして、プレミアム商品券で町内の飲食店で大変、これがあったもので多くの食事をしたわけです。普段行かないような商店で買い物もしました。マスコミにも取り上げられ、そして個人商店では今まで何年も来なかったお客さんが「商品券を買ったもんで」なんて言って、それをモチベーションにして来ていただいたというようなこともあったと思います。これは地方創

生の事業の一環として国からの交付もあったわけでございますけれども、次年度はそういう交付金がないということです。けれども、これをぜひ、商店のあるいは商業の起爆剤として今年度も企画していただきたいと思っておりますけれども、ちょっと町長のお考えを伺いたいたいと思っております。

○町 長

プレミアム商品券もここ何年かやらせていただいて、それぞれご協力を得て、それなりにって言うんですか、成果もあったんだらうとそんなふうに言っていただきました。プレミアム商品券がですね、一番最後のところで言っていただいた、「普段あまり来ない人がそれを持って来てくれた」とか、それで「いつもより多く買っていただいた」そういう意見がこちらの方には届いていませんでした、どちらかというところ。ですから、日常の生活の用品が、ただ移行しただけでそのために消費が喚起されて、ということが伝わって、どちらかというところあんまり伝わって来なかったというのが現状だ、こんなふうに思っていましたので、ちょっと聞いてほっとしたところでもありますけれども、そんなことで特産品はどうしてもこういった機会が辰野にもあるんだよとか、そういったことで今までなかなかなくてですね、なくてって言うじゃなくて、そこの所へ行って欲しくて買ってそれきりないということでしたので、ぜひそういったことを揃えて、あちこちで買えると言うか集まって買える、こういったことがどうしても欲しかったんだね。それでほたる祭りでもあそこの八十二の前さんでそういったことを取り扱いましたので、それに参加していただいた人はそこの商品を置いて買っていただける、こういったことがありましたので、ぜひ今回もそういったことが広がれば良いなと思ったのは確かでありますので、それなりの効果があったと話はあれですけれども、そんなことで分析が十分できないって言うんですか、こともありましたし消費がそういったことで、どういふふうになるかって分からなかったものですから、28年度の予算については、このところずっとやってきましたので、まあ、ちょっとお休みをして、よくそこらへんのところを分析してって言うんか、そんな形の中で28年度は予算には盛らなかったと、こんなことでありますので、現状はそういうことをご理解いただきたい、こんなふうに思います。

○岩田（1番）

厳しい財政ということは分かっていますけれども、これ突然ですけれども、ふるさと納税が好調で差額、どのくら残るのか。ちょっと山田課長、この3月での見通しを伺いたいたいと思っておりますけれども、簡潔に。

○まちづくり政策課長

ふるさと納税につきましては約ですけど、1億7,000万円ほど今、見込んでおります。予算化がこの前の補正で、失礼しました、1億7,000万円補正予算化しているんですけども1億6,000万円くらいの見込みであります。ちょっと1,000万円ほどね、減少かなっていう、最後の部分でいろいろな人気商品が間に合わなくなりまして、急遽販売を、販売と言いますか、中止をしたりしたもんですから、ちょっと1億6,000万円くらいになるかなと今、見込んでおるところでございます。

○岩田（1番）

差額はじゃあ、半分残ると見て8,000万円残ると見て良いわけですね。

○まちづくり政策課長

差額というのは商品の提供代との差額という意味でしょうか。

○岩田（1番）

はい、そうです。

○まちづくり政策課長

大体、そうですね、商品の提供については3割から4割、大きいものについては5割を見込んでいますので、そのくらいで良いかと思えます。

○岩田（1番）

はい、ありがとうございます。急な質問でございますけれども、こういうふうには、ふるさと納税は思ったより好調ですので、手堅い加島町政でございますけれども、その8,000万円の内ね、1,000万円か1,500円使ってですね、ぜひ、こちらへ回していただくと、そういうことができないかと私は思っております。これ経済が上向きになれば良いんですけども今年は御柱年ですし、ゼロ金利の時代と言うよりマイナス金利の時代になっております。一つの判断材料として参議院選挙が終わった後、日経平均株価これ1万5,000円というような事態がまだ推移しているとか、あるいはそこまで下がるというようなことになった時に、ぜひご検討いただきたいと思えますけれども、よろしくお願ひします。

それでは2番目の質問に移りたいと思えますけれども、かねがね私は行政をワンフーズでこれからの少子高齢化に備えて「コンパクトタウン構想」を提起しておりますけれども、今回は東京オリンピックの「ホストタウン構想」、これ国からの話でござい

ますけれども、去る2月26日、政府は2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて事前合宿を受け入れて、参加国との交流を進める「ホストタウン」を、これは70近く、69ですかね応募あったんですけれども、全国44の地域を1次として決定しました。これは市町村のみならず、地域というのは例えば徳島県はドイツ、熊本県はインドネシアというように県単位で応募した所もごさいます。遠藤五輪担当相は、「地域活性化や、国民全体で世界から選手を迎える機運醸成に繋がることを期待する。」と述べておられますけれども、長野県でも佐久市がエストニア、それから、駒ヶ根市がネパールですかね、というように決定しております。例えば、町レベルはどうかというと、例えば猪苗代町ですね、福島県。これはガーナなんですね。これは野口英世繋がりということなんでごさいますけれども、そこで辰野町もニュージーランドとの長い交流実績があるので、応募資格は十分あると思いますけれども、2次募集、3次募集もあるという予定ですので前向きに検討してみたらどうでしょうか。ご所見を伺いたいとおもいます。

○まちづくり政策課長

2020年の東京オリンピックのパラリンピック競技大会開催に向けてのこのホストシティタウン構想でありますけれど、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から募集が今、地方公共団体に対してされているわけでありませう。議員、おっしゃるとおり駒ヶ根市につきましては、市内にJICAの青年海外協力隊訓練所がある関係ですね、こちらの方でベネズエラとネパールの選手に大会時に訪問をしてもらうというような計画だそうです。また長野県内では2つ、今、1次の募集が通っておりまして佐久市がエストニアと国内で唯一姉妹都市協定を結ぶ都市として1次登録されたと聞いております。辰野町が国際交流姉妹都市をしておりますニュージーランドのワイトモでありますけど、ニュージーランドに所属しますので、ニュージーランドでありますけど、これは1次登録では神奈川県厚木市だとか、岡山県の倉敷市、大分県の別府市が姉妹都市提携の縁で手を挙げ、1次登録されたそうです。そのほかでも44の市町村、また広域だとか県の取り組みもあるわけなんですけど、そういったところを見ますと、ちょっとなかなかネームバリューのある市町村が多いかなと今、感じているところであります。またこの登録でありますけど、現在1次登録の審査が終わってしまして、69件が申請されまして44件が登録され、まだ25件が継続審査されていると聞いております。それと2次登録の審査が5月中旬までの間に交流計画を提出した団体、3次登録が10月末までに提出した団体、とありまして、ちょっと残された時間が少ないのか

などは思っております。以上であります。

○岩田（1番）

ちょっと山田課長のトーンが低くて、前向きじゃないような気がしますけれども、これ私が今、西小学校で囲碁なんか教えているんだけど囲碁の言葉の中に「叶わぬまでももがくべし」と。こうやってやることによって何かが生まれてくると。最初からおりにあきらめちゃうということが一番まずいと。地方創生や人口減少社会における地域活性化策の決め手はどこの自治体でも苦しんでいるわけですよね。これをもし、応募して認められれば事前合宿の受け入れが辰野町にとっていろいろな面で大きな利益となる可能性があります。ここで見ますと、事前にちょっと山田課長にこの辺のところを伺ったところ、そんなビックなことと言っていますけど、これは例えば、新潟県の弥彦村とか青森県の本当に離れの今別町とか、そういう所がモンゴルとやるとか、もうそのクラスの、その規模の村や町でも応募しているわけですよね。その辺ができて辰野町にできないわけではないとこういうことをございますけれども。私の読みですけれども、推測ですがホストタウンになれば事前合宿の施設整備や宿泊所新規建設に多額の補助金や交付金などが期待できるのではないかと、こう考えているわけです。先日も東京では今、爆買いの中国人とか観光客が来ましてホテルが超満員で、伊那市のあるホテルに聞いたら、あるビジネスホテルでございますけれども「中国人の宿泊客で満杯だ」と、伊那市ですら。それは2時間半という東京からでの地理的な有利なことがあるわけですよ。倉敷市がニュージーランドにとりあえず決定していますけれども、これ決定を見るとモンゴルだけでも5市町村とか、いくつあっても良いわけですね。ですから地理的有利とかそういうことを生かせれば、非常に辰野町は良いんじゃないかと。この地理的有利性を売りにぜひ検討していただいて、これを起爆剤に荒神山周辺、特にプールの後ですね。これに苦しんでいますね。合宿センターというか宿初施設を兼ねた合宿センターをこの機に乗じて建設して、今ひとつ入場者数が伸び悩んでいる「湯に行くセンター」をできればついでに関連施設としてリニューアルして、将来、その終わった後でも観光用として魅力のある場所として再生発展させたいというふうにアイデアを持っているわけですが、どうでしょう。時間がないって5月、山田課長をトップとしたプロジェクトチームを作れば簡単じゃないですか、いかがです。

○まちづくり政策課長

壮大な計画をありがとうございます。そうですね、昨年、辰野町そのニュージーラン

ドのワイトモと国際姉妹都市提携20周年ということで22名の町長さんをはじめ、ワイトモの子どもたちも含めて22名の方に来ていただきまして、辰野町と交流をいたしました。本当に皆さんの協力いただきまして、例えば中学校だとか、短大だとか、また町内企業さんにもお願いしたりしまして受け入れ態勢を作りまして、またホームステイにつきましては、国際交流協会の皆さんにもお願いして、またそれでも足りなかったものですから小中学生の親にもお願いして、また町長さんとか、私の家にもワイトモのおばあちゃん2人泊まったんですけれども、そんなような受け入れ態勢作りましてやりました。ただ、やっぱり外国人の方々が来るということは本当に受け入れ態勢の整備が大変です。それをつくづく感じたわけでありまして、ただ、ホームステイを受け入れた家庭のアンケートでは、この受け入れたことに対して、戸惑いながらも本当にやって良かったということが多く記されておりまして、英語を話せる、話せないにかかわらず心が通じ合うという国際交流の成果の大きさ、すばらしさは感じたわけでありまして。言われますとおり、ホストタウンへの登録をしますとスポーツ施設だとか宿泊施設だとかそういったものに対してちょっと補助金ではなく特別交付税だと思うんですけど、そんなような措置もされるというような話を聞いております。そのようなメリットもあるんですけど、本当にこの受け入れに当たっては、そういった受け入れ施設、スポーツ施設もそうですし、宿泊施設もそうですし、そういったものが国際基準に適うものになっているのかどうかだとか、また受け入れ態勢ですね、宿泊施設だけじゃなくて、どうしてもやっぱりそういった交流もホームステイみたいな交流等もあると思いますし、そんなような態勢が取れるのかどうか、今回初めてこういった話が議員から出たものですから、全く今まで検討してこなかったんですけれども、例えば国際交流委員会ですね、これは交流、国際交流の推進について意見、提言を行う町の組織で町議会だとか、町だとか、町内の国際交流関係団体の代表者、また知識、経験者で構成された委員会もありますので、そういった所にも投げかけてみたいと思いますし、また、本来、これ国際交流と言うよりもオリンピックでありますので、特にスポーツの祭典でございますので、何か一番最初はやっぱりスポーツ的な話から入っていかないと、おかしいかなとも思いますのでこのホストタウンについての大きな目的テーマは何か、というところから入っていかないと、施設が良くなるよというようなお話の中で話をやっぱり進めるべきじゃないかなとは感じております。以上であります。

○岩田（1番）

本来は、本質的なコンセプトを立ててからということでございますけれども、いずれにしても、これだけの市町村がオリンピックを1つのきっかけにしようと思っているわけですので、ぜひ1回検討して見ていただきたいと思います。

さて3番目の質問に移ります。質問最後の項になりましたけれども、私が議員になりましたもう9年でございますけれども、最も重要視している教育のシリーズで質問させていただきます。19世紀最高の教育者といわれたペスタロッチによれば、「教育というのは学校のみが行うことでなく、家庭生活や実社会の活動、労働において学び実践して行くことが必要である」ということを言われているわけでございますけれども、まさしくそのとおりでございます。現在の我が国の教育、その他、そういう若者のそういう教育環境の現状を俯瞰しますと、つい先日も厚労省の発表によれば、生活保護世帯も昨年12月の時点でおよそ163万4,000世帯となり過去最高になりました。この多くは母子世帯や「貯蓄や年金だけでは暮らせない一人暮らしの高齢者」とであると分析されております。先ほど同僚議員、瀬戸議員ですかね、の質問もありましたけれども義務教育がただであるのに、中学校へ入学するのに制服とかいろいろ買わなきゃいけないと10万円弱くらいかかると。それができないので中学校の入学式へ行けなかったというような話もあります。いずれにしても「教育こそが貧困を救う」というこういう言葉を信じて質問したいと思います。それでは通告の順番を少し変えまして前議会の質問の積み残しである図書館問題の残りから始めたいと思いますけれども、前回、時間が足りず「学校図書の実態について」の質問ができませんでした。まず、現在、各小中学校の蔵書及び読書環境、スペース、面積などはどのような状況になっているのでしょうか。

○こども課長

読書のことでお問い合わせですけれども、小中学校における読書は非常に重要であるというふうに思っております。財政が厳しい状況ではありますけれども、図書購入費の予算は減額することなく維持されておまして、図書の充足に役立っている状況でございます。蔵書数、並びに充足率でございますけれども辰野西小学校では8,253冊、73%。東小学校が8,324冊、90%。南小学校が5,642冊、93%。川島小学校ですけれども5,641冊、133%。両小野小学校ですけれども7,790冊、128%。辰野中学校1万2,000冊、85%です。なお、予算額も参考までに申し上げますけれども、27年度の図書購入費の予算額ですけれども西小学校では85万円、東小学校で73万円、南小学校で45万円、川島小学校が35万円、両小野小学校、50万円、辰野中学校、100万円

ございます。これはここ数年、変わっていない予算額となっております。また、読書の環境でございますけれども、それぞれの学校で異なっている状況ではございます。例えば南小学校の場合は非常に狭いスペースしかとれない状況でございます。ですけれども廊下に書庫を置くなり、いろいろな工夫をしております、児童に親しまれる図書館となっております。ほかの学校については、くつを脱いでゆったりくつろぐことのできる図書館であったり、図書館内で1クラスが授業できる広い場所が確保できていたり、学校改修の際には、読書に親しむことのできる環境づくりにも力を入れて、図書館の改修も行っております。また、人的な配置でございますけれども、それぞれ学校には司書を配置をいたしております。その司書の皆さんが意欲的に読書活動を実施してくださっております。朝読書の時間を設けたり、学校支援ボランティアの皆さんも学校に入ってきていただきまして、読み聞かせも年間行われております。読書週間は年2回取り組まれております「お勧め本の紹介」ですとか、「全学校参加クイズ」、「本の中のランチ」など多彩な内容で読書好きな児童、生徒の育成に力を入れている状況でございます。以上でございます。

○岩田（1番）

丁寧にお答えいただきましてありがとうございますけれども、結局、私、南小のことを言おうと思ったんですけれども、ほかの学校がゆっくりなのに南小などはですね、廊下に本棚を置いたり、図書室内部を少しリフォームすれば、更に蔵書は十分収まるし、蔵書数も増やすことができるということで、いずれにしても学校教育の大きな柱であり、人間形成の堆肥の役割を果たすところであると思いますので、内容も含めて図書館協議会などで調査検討をしていただくように要請したいと思います。さて、教育問題2番目でございますけれども、教科書問題のその後の進展状況でどんどん広がりを見せております、実は1月29日の信濃毎日の報道によれば、新たに東京書籍と光村図書が長野県内の小中学校教員25人に意見を聞いた謝礼として現金を支払っていたということですね。この前の教育長の答弁で三省堂より謝礼を受け取った校長の採択地区、これは県下に12地区あり、これ上伊那地区もこの1つの地区でございますけれども、三省堂の教科書が採択されていないという答弁をされておりましたけれども、今度のケースでは県内の公立は東京書籍の社会の教科書は全小学校、理解の教科書は全中学校で使用。光村図書の国語の教科書に至っては全公立小中学校で使用されていると。ここで退任される県の伊藤教育長は「謝礼金を受け取ることに問題はない」ということを県議会か何か

答弁されておりますけれども、そうしますとこの前の宮澤教育長の答弁とくっつけますと、「一部の心無い教師のやったことではあるけれども、この謝礼金を受け取ることに問題はない」というふうに考えますけれども、非常に不思議な感じがしますよね。学校の常識が世間の非常識かどうか分かりませんが、ちょっと教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

岩田議員の質問にお答えをしたいと思います。私がこの教科書問題に関わる思いというのは前回とまた変わっておりません。今でもそれは同じでございます。私自身、この大変残念に思いますし、時に怒りも覚えるわけでございます。今、新聞の報道のことを出されましたけれど、実は全国ではほぼ12社、全部の教科書会社ではないわけですが12社という非常に多くの教科書会社がこれに関わっていたと。そして実際にその出版社から金品をいただいた教員ですね、これが約4,000人近いという、これも非常に驚きでございます。前回もお話をさせていただきましたけど、やはりよりよい教科書を作るためには現場の意見というのこれ聞いていかなければいけないわけですが、その聞いた中、謝礼をいただく、これは私、今でも伊藤教育長とは異にしております。やはり教員が代償として貰うということは、いかななものかというふうに今でも考えているわけでございます。

○岩田（1番）

それで、宮澤教育長の思いは分かりましたけれども、なかなか上からのことで教育委員会、それを実行していくということではいっばいですがけれども、こちらの町村の教育委員会から上の方に意見として上げていただいて、これは構造的な問題ですから、要するに12の区割りを外して各市町村が選べれば良いことですから、何かそれで不都合があるのか、そのへんも含めましてぜひ、ご検討いただきたいと思います。何かまとまるからそこに営業や利権やそういう要素があると思います。

次の質問に移りますけれども、人口減という話が先ほど、同僚議員よりも出ました。これ五次総の方の後半に触れますけれども、学校の再編問題につきまして議員発議の形でこの前も入れさせてもらいましたけれども、私の本心は実は改正学校教育法の「義務教育学校」ということがそのベースにあったわけでございます。私はまたこの1年間の間にそれを我々がまた発言して、修正していけば良いと思ったんですけれども、前議会で小澤議員が核心に触れた質問を議員発議の方の私にされて、私も困ったわけでござい

ますけれども、他市町村ではこれに備えて既にもうダイナミックに新しい学校制度を提案し、もう提言書も出ています。「義務教育学校」は少子化や小一プロブレム、小学校1年生の子どもたちがなかなか机で落ち着かないと。それから中一ギャップですね、など様々な現代義務教育の課題に、小中一貫教育を基軸として明治以来の6・3制を変えていく。市区町村、末端の教育委員会で独自に判断して変えていって良いという言わば、エディケーショナルリフォームという言葉を使っていますけれども、私はむしろこれはレボリューション、改革より革命とっております。ここに諏訪市の資料がありますがけれども、諏訪市では現在7小学校、4中学校、計11校を10年の間に小中一貫校3校に再編することをもう提言書として出しております。これは金子諏訪市長も「尊重する」と述べています。この提言書は諏訪市で作っております「あり方研究会」という有識者の知恵者を集めた委員会の提言書でございます。伊那市の方を調べますと伊那市では既に行行政改革審議会でやって、統廃合についてきっちりした1つの方向性を出しています。我が町もどうも10年後を見据えて早急に「あり方委員会」というようなものを設置すべきであると思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○町 長

そういった制度が新たにできて、そういった、私とすればなかなか中学1で、小学校が小野も含めてっていうことになると思うところもあるということですので、まとめると言うんか、なかなか難しいなというふうに思ってます、やり方によってできる方法もあるのかなって聞いてはいたんですけども、まだそこらへんまで準備が、って言うんですか、私の認識が追いついていないということでもありますので、ちょっと何とも、またそういった機会に検討をしていただきながら検討したいと思っております。

○岩田（1番）

ということだと思いますね。なかなか難しいと思っておりますけれども、前古村教育長の時に川島小学校を小規模特認校として存続を図ったですね。これは部分的な対処療法なんでもございますけれども、私ども有志議員で小規模特認校のモデルケースと言われている研修、見学者が引きも切らぬ、伊那市の新山小学校を2月29日に訪問してまいりました。小澤瑞穂校長は、たまたま辰野町民でございます。丁寧に学校紹介をしていただきましたけれども、また小規模特認校は後半にまたほかの議員からも質問がありますけれども、状況を見ますと17人の職員で30人の児童からなっている小学校でございます。小澤校長によりますと、「ちっちゃな学校ででっかい夢を」ということをコンセプトにしている

こと。そして現在特認校制度を利用して通学している児童は30名中14名でございます。通学では送迎有償ボランティア制が確立していますし、隣接の保育園との交流もすぐ隣にあるんでございますけれども、健全で順調なコンタクトを取っている運営の様子が説明されました。特に地元住民全員が学校を支える意志で一致することの重要性を感じましたし、また、小澤校長の言でございますけれども「小規模特認校の学校規模は30人が最低ラインかな」ということでその共通認識を市の行政当局とも持っているそうでございます。このもう成功した新山モデルを視察しますと、川島小学校も同じ小規模特認校でございますけれども、現在の現状というのは非常に危機感とある種の違和感というかを感じられるわけでございます。このままの状態で推移することは基本的に10年後、20年後、推移することは不可能だと思いますけれども、過去、何年かの間に川島地区の子どもを持つ若い世帯が我が子の入学期になり、川島小を避けるために他地域や甚だしきは他市町村に移住するという事態も起こっているわけです。それで他地域の児童を受け入れて学校の存続を図るといのはどう考えても本末がちょっと入れ替わっているんじゃないかということでございます。また、このまま川島地区の児童が他地区の小学校に入学できず、外へ出ることがあれば教育を平等に受ける権利ですね、要するに川島小学校へは行けるけれども、川島小学校の子どもは行けないと。要するに辰野町の学校へ行けないということになれば、こう振り返ってみますと大きくみますと憲法26条の教育を等しく受ける権利の精神には合致していないような気がしますけれども、このへんも含めて教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。川島小学校の例と新山小学校の話をされましたけれど、伊那市の状況、新山地区の状況と辰野町川島地区の状況、地域も全く違いますので、新山の状況をそのまま辰野町の川島に当てはめるといことは、これは無理があるだろうというふうに思います。川島小学校のことお話されましたけれど、昭和24年度のピーク時は432名の児童が在籍をしておりましたけれど、その後、減少を辿っております。平成10年には児童数は50名を超えていましたけれど、その後、更に児童数は減少し、24年に今、お話のように小規模特認校の制度を導入したわけでございます。でもこの時の児童数というのは30人近くいたわけでございますね。30人近く在籍していたので学校だとかあるいはPTA、地域の方が相談をする中で特認校制度を導入をして外からの転入を期待したわけですが、結果としては良い、あんまり期待するほどの効

果が得られなかったと。25年度、25名の児童数が翌26年度、ちょうど半分になってしまふ。これが地域にもかなり落胆感を与えたんじゃないかなと思っております。13人になった。そして今年度も13人ということでございます。川島小学校も今まで議員言われるように地域の小学校として地元を支えられ、育てられてきた学校ではございます。まさに学校は地域のよりどころであり、地域の文化の集まる所ですけど、それについては児童が多い、少ないには関係なく言えることのわけですけど、そんな中で学校は地域の子どもたちを預かり、地域住民とともに育て再び地域に貢献できる人材として地域にお返しするという、こういう使命を持っていると思うわけですね。これは川島だけじゃなくて全ての町が言えることのわけです。ですが、その一方でこのように急激に児童数が減っていく、それから町内を見た時にこのままの状態ですら5年先、10年先をイメージした時にはほとんどないことになるというようなことで、来年度から町においてもこの小学校の適正配置、適正規模というものを考えていく審議会を立ち上げたいということをご提案させていただきたいと思っております。それで、今の通学区の問題ですけど、これ明日の小澤議員の質問にもござますけれど、これ一律に町内どこへ行っても良いよと、通学区を外すということになりますと、これはかなり混乱を来たすんだらうなと思っております。文科省の方では確かに通学区の弾力化ということを行っているわけですけど、都市部のたくさん学校がある中で、いろいろ選ぶ、これは良いわけですけど、辰野町のような、あるいは長野県のような地域と非常に繋がっている学校1つ1つが全部通学区をとっぱらってその町どこでも良いよとなった時には、かなりこれ混乱をするんじゃないのかなという、そんな認識を持っております。以上です。

○岩田（1番）

先ほども何人かの議員が言われましたけれども、ぜひ、これはスピード感を持ってやっていただきたいと思っております。先ほど来、議員の中では辰野町、産業立町、大きな企業がここで逃げていくこともあります。それから観光立町、いろいろな課題があります。もう1つ加えて、豊南短期大学もあります。1つ教育立町ということも柱にして、この自治体間の競争に打ち勝っていただきたいと思っております。4番目はですね、ちょっと時間の都合上、割愛しますけれども、いずれにしてもこのまま存続するならば、川島地区の児童が他地区の小学校には入学できるという特例を認めることが、まず第一に教育を平等に受ける権利の憲法26条の精神に合致していることだと私は考えておりますし、また現在住まれている住民の方が郷土の学校に愛着を持ち、古き良き時代のノス

タルジアを心のよりどころにすることを決して否定するものではございませんけれども、これから生きていかなきゃいけない子どもたちは、ITやスマートフォンを自由に操る21世紀の競争社会に生存していかなきゃいけないのでございます。本当に主役である当事者である子どもたちの目線の施策を期待するものであります。以上で質問を終わります。4番目の教育立町の質問は豊南を訪問して、いろいろな話を聞かせていただいたことで質問したかったんですけれども、割愛させていただきます。最後になりましたけれども、飯澤産業課長、石川こども課長におかれましてはこの3月に退職ということでございます。飯澤課長とは、私が議員になる前、「駅前地域を住みよくする会」を結成し、駅前再開発の網に掛かっている地区を現状流入という特殊な理論を使って下水道を既存敷設したことがございました。大変尽力していただいたこと、そして難しい非常にねじれた町内に、そのお人柄で絶大な信頼を築いていただき、「余人を持って代えがたし」ということで住民や区の役員と飯澤係長の人事異動は事業完了までは止めて欲しいなんていう陳情をしたことを今更のように、走馬灯のごとく思い出されます。また石川課長におかれましては、私が教育委員会の傍聴出席という今までの町会議員が余りやってこないことを実行していることに深くご理解をいただき、公開可能な範囲の資料などの提供もしていただきました。お二人の退職後のご健康と活躍を心から祈念申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでした。

9. 延会の時期

3月8日 16時 34分 延会

平成28年第2回辰野町議会定例会議録(9日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成28年3月9日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	飯澤	誠	こども課長	石川	あけみ
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	桑澤	英明	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井	庄治
議会事務局庶務係長	菅沼	由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第2番	根橋	俊夫
議席 第3番	向山	光

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さん、早朝から大変ご苦労さまです。定足数に達しておりますので第2回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。8日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席12番、垣内彰議員。

【質問順位8番、議席12番、垣内 彰 議員】

○垣内（12番）

おはようございます。12番垣内です。いつもは戦略だ、戦術だ、コンセプトだ、やれ理念だ、というような話を持ち出してはですね、町長をはじめ課長と交わらないような、かみ合わないような並行線のような答弁を繰り返して、問答を繰り返しているわけですが、今日は朝一番ということもありますので具体的に分かりやすい事案からお聞きしていきたいというふうに思います。とはいえ、通告どおりにいかないのが私の売りでもありますので、そこのところは臨機応変、合わせていただいて、普段思っていること、それから考えていることなどを素直にですね、お答えいただけたらと思います。荒神山スポーツ公園の基本計画についてでありますけれども、この件は平成26年の3月議会でも、また27年の6月、あるいは12月議会でも私、通告をさせていただきまして担当課長にも回答を準備していただきながらですね、十分踏み込んだ質問ができなかったという経緯があります。そこで今までの経緯を振り返る意味も込めて、荒神山スポーツ公園基本計画のこれまだ公表されていないわけですが、その策定準備、あるいは策定の経緯についてその前の段階のアンケート、あるいはワークショップ、庁舎内の検討会、あるいはそれらの開催日数で言うんですかね、開催回数とか主な出された意見等、含めて担当課の方から説明をざっとお願いできたらと思います。

○建設水道課長

おはようございます。それでは垣内彰議員の荒神山スポーツ公園の基本計画を立てるに至るまでの、策定の経緯についてお答えしたいと思います。平成24年から本公園の今後の運営方法や活動方法等にかかる構想を基に上位計画であります、第五次総合計画、都市計画のマスタープランにおける本公園の位置づけを見据えて基本計画の策定を行うこととなりました。策定のために行った資料でございますけれども、アンケートについては1回実施しております。期間については平成24年12月の25日から25年の1月の18日までということで対象者、人数については無作為の抽出で1,000人を対象として回答者

の数ですけれども 374 人ということで回答を受けております。続きましてワークショップを 2 回開催しております。開催日、参加人数ですが第 1 回目が平成 24 年の 4 月の 26 日に 53 名の方。第 2 回目が 24 年の 11 月 28 日に 40 名の方、参加して行われております。それを受けまして役場の庁内検討会で計 10 回の検討会を開催しております。それで、その中で出された主な意見ですけれども、アンケートとワークショップの集約になりますけれども、まずはじめに荒神山の気になる所ということで、課題になるかと思えますけれども維持管理が不十分ではないかということで、具体的には「植栽の手入れがされていない」「トイレが清潔でない」もう 1 点が設備が不十分ということで「駐車場が少ない」「子どもの遊び場が少ない」「トイレが少ない」ということです。使いづらいという面では「アクセスが悪い」、道路のアクセスが悪いという気になる所。それから有効活用されていないんじゃないかということで、「PR 不足」を指摘されております。公園が建設してからもう 40 年経過していますので、「老朽化」「暗い」「寂しい」というような具体的な意見が出されました。それを受けて、「どのように活用したら良いですか」というアイデアをアンケート等で回答いただいております。1 つは「スポーツ、健康の増進」「園内の環境整備」「周辺の道路等の環境整備」「憩いや遊び場の充実等」というアイデアをいただいております。それから「荒神山の良い所はどういうところですか」というところで、「季節感や自然が豊かだ」「公園からの眺めが良い」「快適に安心して利用できる」「心に響く場所だ」「数々のイベントが楽しい」「設備やサービスが良い」等の意見が出されました。これで 24 年以降からですね、対応できる業務、事業を順次実施してまいったところでありましてけれども、維持管理が不十分ということに対応するために、平成 26 年 4 月から公園係ということで職員を配置しております。その中で、植栽の手入れを行って 26 年度では、たつの海の周りの桜のてんぐ巣病の除去、27 年度ではサツキの剪定を実施しております。それから 2 番目の設備が不十分という点については平成 25 年に大型複合遊具の設置を行い、26 年度で観光トイレの整備、それから美術館下の駐車場、温泉スタンド横の駐車場の整備、それから合宿所跡地の駐車場の整備を実施しております。27 年度ではパークセンターの前にある蛍トイレの改修とベンチの設置を行っております。老朽化に対応する事業としまして 26 年度に合宿所の撤去、27 年度に、公園の長寿命化調査を実施しております。スポーツの健康の増進ということで 26 年度にジョギングロードの整備、園内の環境整備に対応するようということで、26 年度から環境連絡会を設置して公園管理化で関係する 22 団体に呼びかけて管理面の協議を

する会を開催しております。それから周辺の環境整備ということで26年度に豊花園側の駐車場の進入路の舗装を実施しております。以上が今までの経緯でございます。よろしく申し上げます。

○垣内（12番）

経緯については、よく分かりました。それでですね、荒神山スポーツ公園、非常に多目的でさまざまな施設があって、それで訪れる人も多い。その訪れる目的も多岐にわたるわけなんですけど、この宝とも言える、町の宝とも言えるスポーツ公園を今後どうするか、あるいは現状をどう捉えるかというところで、町長のお考えをお聞かせいただきたいのですが。

○町長

それではお答えをしたいと思います。ご承知のとおり荒神山スポーツ公園と言うんですか、荒神山公園は住民の皆さん方憩いのまさに場所であります。昭和45年ごろから50年ごろにかけてですか、野球場だとか、武道館だとか、いろいろのものが次々に建設されて、その様相を現してきている、こんなことでもあります。そういったことで、美術館があったり宿泊って言うんですかホテルがあったり、今、おっしゃられるとおり本当にたくさんものがありますので、町の宝としてこれからもそういったものを維持して、と言うんですかね、憩いの場として提供し続けたいとこんなふうに思っているところがあります。それに、そういったことで多くの皆さん方からご提案をいただいたり、労力をいただいたり、福寿草を植えていただいたりとか、いろいろの今、ボランティアの方たちもやっていただけてますし、そういったことを本当に実践できる大切な場所であろうとこんなふうに思います。また、あそこにしかないような植栽と言うんですか、生物もということでもありますので、ますます荒神山全体が大切になってくる、こんなことでもありますので、ただ、大きな課題と言うんですかね、そういったものはご承知のとおり老朽化してきているものをどういうふうにしていくかということでもありますので、それをうまく更新をしていくということでもありますけれども、あそこの今まではどちらかと言うとですね、あそこを単体として考えて計画ができていたりとか、そういうことがあったわけであり、どちらかと言うとそういうことがあったわけでありましたが、段々に全体の財政が厳しくなる中で、もう少し町全体としての動きの中でそういった計画を同時に進めていかないと、なかなか整理が難しい。特にプールやなんかはですね長い間、あのままになっているわけでもありますけれども、壊すにも補助金の返還だとか、いろい

ろの問題が絡んできておりまして、そういったものをすぐに捻出するっていうことが難しい状況であるわけでありまして、ほかの、どうしてもほかの方面へ取られてしまうと言うか重点が移っていると言うんですか、言い様はあると思うんですけれども、そういったことで計画自体が、なかなかすぐそれが今までどおりにいかないよってこういったことで、どちらかというところにつまづき始めていると、こういうことであります。今言われる基本の理念とかそういったものにつきましては変わらずずっと住民の憩いの場であって、地域の人たちが一所懸命支えてくれて、これからもそれを守っていただいている。地域の、特に樋口の皆さん方とか、水利維持する赤羽の皆さん方、そういった面で力を入れてくれてますので、そういったこと大切にしながらやっていくと。これは変わりませんけれども、そういった中で具体的なことがどういうふうになって、ここらへんのところで難しいところがあると、そういうことが現状だろうとこんなふうに思います。そういったことでどんどんそれが手当てできないのを、そういった計画の中で進めてきたものを全体をもう少し、うまくいくようにとやっていただいているのが現状でありますので、私がどちらかというとなんなことでちょっとスピードを落とさせちゃったのか、いろいろの取り組みを遅くしちゃったのか、そんなふうなことになるかもしれないけれども、できる限りのそういったことが現状の中でやってきた、こんなように思っています。補助だとか、有利ないろいろが付けばですね、計画にすぐなかったこでも、いつかやらなきゃいけないことはもうやれるようにはしてきたつもりですけれども、そんなことをご理解をいただきたい、こんなことでよろしいでしょうか。

○垣内（12番）

町の宝、憩いの場として今後も活用していく、あるいは充実させていくっていう町長の意思だったと思うわけです。非常に残念なのは、この3年間すごく荒神山良くなっているんですね。良くなっていて、平成24年のアンケート調査から始まって2年がかりで作った、その叩き台とも言える構想とその基本計画、私個人的にはもう公表しても良いぐらいのレベルに達していると思うんですが、それはさまざまな意見が活かされていないということで、直前で庁舎内でもう1度見直そうということで、作業されているということなので、それは仕方がないかなと思うわけなんです、平成25年の末ぐらいに出された実施計画、これも案だと思うんですが、これでこの3年間、着々と事業は進んでいるわけですね。防災上のたつの海の護岸の補強であるとか、それに合わせたジョギングロードの充実だとか、それから今、町長さんもおっしゃられたようにトイレも良

なくなったし大型遊具も入りましたし、ウッドデッキ展望台も放置されていたのが直された。そして、美術館の下の駐車場もできましたし、美術館そのものも内装良くなったし、エントランスも改装されてすごく良くなっている。それで更には一方的に刈り取られていた草を「いきものネットワーク」の皆さんたちと中学生が、ここは生き物がいるからってということで残すようにした。そのミヤマシジミにしても、そういったコマツナギを増やしたために、一昨年メスが6頭しかいなかったところが、去年だともう20頭まで増えている。1年で劇的な変化をしているわけですね。そういったものも行政がそういった施設を充実すると同時にですね、利用者団体、あるいはボランティアがそういった希少生物保護に向けて動き出して、あるいはあるべき植栽を充実させていく中で成果をあげている。これは一般町民は知らないだけで、大いに宣伝して胸を張って良い事案だと思うわけなんです。先ほど、町民の宝だっというような発言を、言葉を町長からいただいたわけなんですけど、一言で言うと多様性だと思うんですね。ぱっと思えるんですけども荒神山そのものが辰野町の縮図のように思えてならないわけです。さまざまな良い点がありつつ、そのアクセスが良くないと言うんですかね。1個ずつ見ると良いんだけど、関連性が薄い、どう移動して良いのかよく見えてこないところ。あるいは、良いんだけどあまり周辺の人たち、あるいは町民に知られていないというところ。そんなようなところが何か現状、町が抱えている問題があそこに集約されているように思えるわけです。そうしたそれぞれの良さ、多様性を維持しながら、それをアピールしていくと言うんですかね、そういう施策というのをぜひ今後とっていただきたいと思うわけなんです。だから生物多様性、あるいは文化の多様性、あるいは集う人の多様性、そういった多様性を守り育てていく懐の広さというのが辰野町の良さだよというところを、あの施設を元に十分アピールして観光資源として、あるいは住民憩いの保養施設として活用していくという道はあると思うんですね。なのでぜひ、多様性をキーワードに戦略的に活用していただきたいというふうに思うわけなんですけど、その今申し上げました構想と基本計画ですね、これがなぜ公開されなかったかというところをもう一度お聞かせいただきたいのですが。

○建設水道課長

基本構想と基本計画については原案ができたわけなんですけれども、最終的に庁内の検討委員会の中で協議する機会を持ちました。基本的には構想の記述として分かりやすくすること、町民の方に分かりやすくすることと、一部計画の中に内容について修正し

た方が良いという箇所が出てきましたので、その修正作業をする中で本来ですと、今年度中、3月中に公表したいということで現在も引き続き作業をしている段階でございます。以上です。

○垣内（12番）

深く問いませんが、修正する箇所があったということで修正されたこと。3月中には公開するということがよろしいですね。

○建設水道課長

はい。

○垣内（12番）

それではぜひ、公開していただいてこういうコンセプトと言うんですかね、構想で今後もこういう事業を展開していくよというような方向性を示していただきたいと思えますし、事業をこういう形で決めていくというその道筋だけでも良いので示していただけたらと思います。それから多分、12月あるいは6月の議会でもその質問の中の回答で、ウォーターパークの後地の利用について、決まっていないので基本計画ちょっとできないんだよ、公表できないという話があったわけですが、ウォーターパークの後地については今後考えるということですよ。それはいつまでを目処に結論を出すか、あるいは方向性を示せるかというのは分かりますでしょうか。

○建設水道課長

ウォーターパークの後地利用については、整備の手法については平成26年の8月の議会の全員協議会で説明はしておるんですけれども、具体的な手法については現在ある施設を改修、中にはあるいは取り壊して新たな運動公園として施設を建設できるか、庁内検討委員会の中で検討していくべきだと考えております。その中で、先ほど町長の答弁にもありましたとおりに補助金の返還が発生しないような事業をあわせて考えていかなければいけないかと考えておりますので、今年度27年度で公園の長寿命化の調査を実施しております。その結果によって各施設を維持していくためには、どんなふうにしていかなければいけないかという検討を行わなければいけませんので、それを28年度で実施していきたいと思っておりますので、その長寿命化の結果を基に長寿命化の方向を今年度中には決めたいと思っておりますので、それに並行してウォーターパークの後地利用については協議を行っていきたいと考えております。以上です。

○垣内（12番）

長寿命化の調査っていうのはウォーターパーク以外の施設ですよ。ウォーターパークについてはもう昨年、結論・・・長寿命化というか見積もりと言うんですか、再開するにはいくら、壊すにはいくらっていうのは何か出ていると思うんですが、長寿命化についての調査が28年、それが済んでからウォーターパークの後地利用についてというのとまた、1年延びてしまうような気がするんですが、それ合わせてですね本年度中、あるいは本年度の早い時期にっていうのはできないんでしょうか。

○建設水道課長

本年度じゃないですよ。

○垣内（12番）

来年度、すみません。28年度です。

○建設水道課長

長寿命化の調査が27年度ですから今月の3月までには出てきますのでウォーターパークのあり方を研究する中で28年度中にはその方向性も出していきたいということです。よろしくをお願いします。

○垣内（12番）

理解不足でした。すみません、28年度中にということで、よろしくお願ひいたします。冒頭にも申し上げましたけれども、公表されていないだけの実施計画という中で、工事予定として10件挙げられていて、その中にはトイレの改修工事だとか、伐採だとか、たつの海の改修だとか、ジョギングコース整備、駐車場も含めていろいろ予定が平成26年度、27年度、28年度という形で載っていて、粛々とというか計画どおり実施工事の方は進んでいたというふうに思われるわけなんですけど、今年ドームの人工芝、あるいはテニスコートの改修というのは予算化されるんでしょうか。ああ、来年度。答えられる範囲で結構です。

○まちづくり政策課長

ほたるドームの改修については予算化はされておられません。また、テニスコートにつきましては人工芝の一部の補修は行いますが、全体的な改修だとかそういったものについては予算化しておられません。以上であります。

○垣内（12番）

分かりました。財政も厳しいことは重々承知しておりますので、ここ3年、トント

トンとうまい具合に荒神山周辺が整備されてきて、その勢いでまた28、29と続くのかなというような期待もあったわけですが、お金をかけずに使い勝手を良くする、あるいは目を楽しませるような工夫と言うんですかね、できる範囲で工夫していただけたらと思うわけなんですけれども、そうした場合に植栽の管理ですね、前回の一般質問の中でも「サツキが咲かないのは何とかできないか」とかあったわけですし、私もコマツナギを増やした所でミヤマシジミが増えてきたというのは喜ばしいことなんで、これを守り育てる。あるいは毎年生まれる白鳥の雛ですね、それを何とか大きくなるようにできないかなというようにも考えているわけなんですけど、それらはあまり予算的にはかからずに工夫しだいで何とかかなと思うので、ぜひ、工夫をしていただきたいんですが、アイデアをまとめていく部局と言うんですかね、組織というのはどこになるのでしょうか。

○建設水道課長

植栽等の管理でございますけれども、冒頭に回答しましたように平成26年の4月から公園の管理係ができておりますので、公園施設として補助金等利用して建設する場合は当方の建設水道課の方で対応しますけれども、公園全体の計画も含めて建設水道課。植栽計画等については教育委員会の方で担当課となります。以上です。

○垣内（12番）

それでは教育委員会の方で植栽について、あるいは園内の手入れ、今後の予定というんですかね、変えていく、あるいは考えていくというようなお考えはあるのでしょうか。

○生涯学習課長

前回の議会の時にも答弁をさせていただきましたけれども、サツキ、ツツジの剪定、来年度は引き続いてシルバー人材センターの方へお願いをして実施をしていく予定であります。また、桜のてんぐ巣病対策についても公園管理の方で、職員の方で実施をしていきたいと思っております。加えて全体の管理ということもありますものですから、外を専門的にやる職員、あるいは中の事務局員も含めて管内を点検、整備をさせていただく予定であります。以上です。

○垣内（12番）

何て言えば良いか、進んでいるというのは分かるんです。進んでいるというのは分かるんですが最終形が見えてこないんですよ。私だけかもしれないです。以前ですね、そういったワークショップみたいなもので、植栽について考えるというようなのがあっ

て、どこに何を植えるかというようなプランがあったような気がするのですが、どうだったですかね、それなかったでしたかね。

○生涯学習課長

植栽等につきましてはいろいろなボランティアの皆さん方のお声もありまして、こういった所へこういったものを植えたいとかいうこともございます。これは公園管理だけではなくて、関係する課の方とも調整をしながらそういった事業を進めさせていただいている部分があります。そういったことも含めて、何て言いますかね最終的な到達点は明確になっていないとは思っていますけれども、全体を管理していく上で、町長冒頭に申されましたようなことができれば良いかなというふうには考えております。以上でございます。

○垣内（12番）

やっぱり戦略、あるいは戦術って話にどうしてもなっちゃうんですけれども、とにかく改善とかですね、何て言うんですかね、現状修復じゃなくて現状維持みたいなものが私自身あまり好きではないんですよ。改善運動とあるいは良くしよう、来た時よりも美しくというのは、それはそれで良いんですけれども、今のままから一歩も進めない状態を作り出すだけだと思うんですよね。改善に改善を繰り返して行って辿り着いた先がその公園の大幅改修みたいな大きな変化あると、今までの苦労が水の泡になってしまうような努力というのは、よくないと思うんですよね。それぞれいろいろなボランティアの皆さんが良かれと思って何々を持って来る、サツキを持って来る、あるいはツツジなりアジサイなり、いろいろな植栽を持ってきて植えるという行為は尊いものなんですけれども、その皆さんの努力がどちらに向かっていくかというところを行政が示してあげないと、右往左往すると言うか目的意識がはっきりしないまま好き勝手に銘銘がというようなことになりかねないと思うんですね。ですから一刻も早く、そういった意味で基本計画、具体的な実施計画というのを個別ではなくてトータルこうするんだ、今年ではできないけど5年後、あるいは10年後にはこういう荒神山を目指したいねという、何かゴールというのを示して、それを利用者あるいは町民が合意した上で、それぞれのボランティア、有志が同じゴールを目指して、それがベクトルを反れて努力するということが必要になると思うんですよね。それは予算はそれほどいらぬことですし、とにかく集めてみんなで知恵を出すということで済むと思うので、ぜひそうしていってほしいというふうに思います。先ほど、「長寿命化についての検討を3月までにするよ」と

いう話があったわけですが、合わせて公共施設等総合管理計画というのも来年度ですか、決めるような運びになっていると思うんですが、この施設総合管理計画の中にも荒神山にある施設が含まれると思うんですが、そのへん、どこまでの管理計画なのかというのを教えていただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

公共施設等の総合管理計画であります。辰野町にいっぱい公共施設があるわけなんですけれど、これらの施設の多くが昭和40年代から平成の初期にかけて建設されておまして、半数近くの施設が築30年を越えているような現状です。今後、老朽化に伴う更新、改修コストの増加が避けられない状況となってきまして、またこれから人口減少が本格的に進む中で町税の伸び等が期待できない中で、公共施設が重荷になってくる時期がくると思われます。このような背景の中、今ある施設を全て直して後世に伝えていくという、残していくというのではなくて適正な維持管理により長寿命化を推進して残していく施設は何か。また施設の集約化、多機能化等はできないか。また施設の廃止、売却ができないか。また民間活力の導入はできないかなど、公共施設等の管理に関する基本的な考え方をまとめた計画期間が10年以上にわたる長期計画の方を今、策定しております。もちろん荒神山スポーツ公園内にある施設も該当いたします。また、公共管理計画につきましては今度、荒神山スポーツ公園の基本計画が作られるわけですが、それとの整合もやっぱり図っていかないといけないと思っております。今、策定の方を進めているわけなんです。まずは全体的に辰野町の公共施設についてこういう方向性でいきたいというような形でもって全体の計画を今策定しておまして、早ければ4月くらいにそれができまして、ただ、直ぐにお示しするわけにいかないもんですから今の段階では例えば行財政改革推進委員会等の委員会、町民の皆さんにも入っていただいている委員会ですね、そういったところにお示しする中で原案の方を作って6月議会、早くも6月議会にはその報告ができるんじゃないかなと今考えているところであります。以上です。

○垣内（12番）

くどくなるわけですが、その4月公表、あるいは6月くらいに結論を出したいとされるその公共施設等総合管理計画の中には荒神山の中の施設で、これは廃棄、廃棄というか取り壊す、あるいは施設を統合させるというようなことがあり得るということによるのでしょうか。

○まちづくり政策課長

すべての施設が対象になりますので、検討の中に入れております。

○垣内（12番）

了解いたしました。なるべく早くですね、その原案というのを公開していただいてパブリックコメント等、寄せていただけたらと思います。次に移りたいのですが小中学校の町内の小中学校の適正配置と規模についてであります。以前、教育長が答弁の中で、「各校の生徒数が均等になれば良いというわけではない」というような発言がされたというふうに記憶しておるわけですが、そのへんですね、規模についてあるいは、配置についてですね教育長の意見をお聞かせください。

○教育長

はい、垣内議員の質問にお答えしたいと思います。昨日の議員の質問でもお答えをさせていただいたわけですが、急激に進む人口減少、少子化ということです。これ予想以上に早いスピードで迫ってきているということがあるかと思っております。今の3歳児、2歳児、あるいは1歳児と未就学の児童が小中学校に在籍をするという5年先、10年先というのをイメージした時にはどういう状況が起こるのかというね。もうこのままではいけないということは誰の目にも明らかだろうなと思っております。その中でただ文科省が言うような基準に当てはめて、辰野町の町内の小学校を統合していくということはしないということは前も答弁させていただきました。やはり辰野町に合った学校のあり方であるんだろうなと思っております。ですので審議会を設置した際においては、その部分において議論されていかなければいけないんだろうと思っております。これからの社会を担っていく子どもたちの将来にわたって、やっぱり私たち大人は責任を持たなければならないわけですので、一方ではこの町の特性というものがございます。これはもう前々から話をしておりますけれど、例えば学校間でさまざまな連携をしている現状がございますし、それから地域とも非常に良い繋がりと申しますか、学校を支援をするというそんな体制もとれているという、他の市町村にはない、すばらしい部分がございますのでここらへんをどうしていくのか、ということも考えていかなければいけないんだろうと思っております。やはり、新たな学校が仮にスタートしたとしても今までどおり、やはり地域に支えられていく、地域とともに歩める学校でなければいけないんだろうと思っておりますし、今までどおり健全な子どもが育っていく、そういう学校になっていかなければいけないだろう。辰野町に誇りの持てるそんな子どもを育てていかなければならな

いんだろうとっております。以上ですが。

○垣内（12番）

それですね、教育行政についてですね、財政的な面、あるいは効率の面から考えた時の結論と、それから先ほど荒神山でも述べさせていただきましたけれども、辰野町の良さ、多様性を容認する、守る。地域、それぞれの地域の文化、あるいは人材、歴史、そういったものを守りながら緩やかな連合体として、辰野町っていう1つの町を形成するっていうような懐の広さというのがですね、担保されるような結論であってほしいと私は思うわけです。その適正配置に対しても今、教育長さんもそれぞれの地域との繋がり、あるいは歴史的な背景を考えて結論を出していきたいという旨、発言されました。町長の意見もそのへん、どう考えるかお聞きしたいのですが、どちらを主眼として、財政面、あるいは子どもたちの便利性と言うんですかね、便宜性を図っていくのか。あるいは地域に密着したような教育を残すか、というようなところ概念として、あるいは理想として思い描いていることがありましたらお答えいただきたいと思います。

○町 長

何を重視するかっていうことでありますけれども、大変難しい選択という、そういうふうになると難しい選択になってくるわけでありますので、私の立場からですね、どうしろこうしろっていうことを先に言ってしまうと、まさにそれが方向性ということになるかと思っておりますので、そういったことはそれぞれの委員会作ったりいろいろして、そこでご議論をいただいて、その結果ということになるかと思っておりますけれども、ただ私ですね、一番と言うんですか、心の中にあるのはやっぱり地域だとか、そういったものと、その子どもさんたちとの考え、子どもって言えば子どもあれなんでしょうけれども、それぞれの気持ちが違うと言うんですかね、それぞれの中で整合性を図っていくということは非常に難しいことですので、そこらへんのことをどうするか、地域の今いう小さい所であればですね、地域の人たちがこれからもそこに残って住んでいただける方法は何かっていう、そういったことが全体のまちづくりの中から考えれば大事なことかなとこんなふうに思っています。そんなことで答えになったかどうか分かりませんが、あと教育だとか、いろいろでもってどこをお金をどういうふうにかけていくかっていう、こういったことはバランスの問題もあるかと思っておりますけれども、なかなか先ほど来のお話の中でもちょっとこんな所で言うのあれなんですけれども、あれ、これ、どうだっていう、こっちは何かやらないのを攻められているような気がしますけれども、実際のと

ころはそれぞれの職員たちはこんなこともやりたいんだ、あんなこともやりたいんだっていっぱいの中からですね、それぞれのご意見を聞いて、それを具現化しようと思って提案をしています、予算を。全体の中でこれだけの中でどうしようと考えた時にそのところでもって我慢してもらおうとか、先送りにしてもらった、そういったものがまさにいろいろの中で出てくるものでありまして、何か聞いてますと段々、みんな言えないで、それを代弁して答えていますので、かなり無理をしながら課長たちは答えているんじゃないかと私は思っていますね、何か肩身の狭い思いをしていますけれども、話が横へそれましたけれども、そんなことで。

○垣内（12番）

存続、廃校かっていうような瀬戸際にある学校の中にあって、いくつかあると思うんですが、その中でも地域の住民が住みたくなる、住み続けていたくなるような処置を考えたいってというような発言だったと思うわけです。確かに議員の中にも統合した方が良い、あるいは残した方が良いという意見、両論あるかと思うんですが、特に川島小学校について言えば私はずっと悩んでいて、最初は何としてでも残したいと思っていた、3年ぐらい前ですかね22人のあのオペレッタ見た時に、こんな良い学校を何とか残したいと思ったわけですが、その後、半数になってどんどんどんどん今、課長さんおっしゃられたように10年後の人口を想像するに非常に厳しい面があるというような同意できるわけですが、さりとて何て言うんですかね、移住定住を促進するための重要な拠点となる施設だと私は思います。なので、地域の住民の皆さん、あるいは父兄の皆さんの例え1人でも残したいという意見があれば、私はそういう人たちの代弁者として一所懸命、力の限り提案もし、質問をしていきたいというふうに思うわけなんです、気になる発言がありまして、前回の教育長の発言の中で「域外の生徒ばかりになってしまったら、もはや川島小学校ではない」というような発言があったように記憶しております。これの真意というのはどういうことでしょうか。

○教育長

確かにそのように申しました。やはりこれはその地域が支えていると言いますかね、地域とともにある学校ということ考えた時に、その地域の外から子どもたちが入っていて地域の子もたちが誰もいなくなった時には、もはやその地域の学校というのは厳しいのではないかなという、そういう趣旨でございます。ですので、やはり地域の、まあ川島のことを念頭に置いているんだろうと思うんですけれども、川島地区の子もた

ちもいて、更にそこへ地区外からも入っていくと。そういう学校ならばということですが、それが地域の子どもたちが全くいなくなった状態で外からだけの子どもになった時にそれが果たして川島小学校と言えるのかなあという、そんな趣旨で発言させていただいたわけでございます。

○垣内（12番）

そうしますと、その地域内の生徒の比率と言うんですかね、具体的に何%をもう判断のラインにするんだっていうような具体的な数字っていうのはあるわけですか。

○教育長

はい、それは垣内議員の言われている地元学童比という言葉なんだろうなと思うんですけど、こういう言葉、私も今回のこの質問通告書で初めて見させていただいたわけですが、この言葉は存在するかどうか私にも分かりませんが、公立の小中学校は設置が市町村になります。辰野町の場合には辰野町が小中学校の設置者ということになりますので辰野町で仮にね、地元の比率を何%と決めればそれが基準になるんですけど、現段階ではそのようなものはございません。

○垣内（12番）

具体的な数字はないということで判断いたしました。時間になりましたので、以上で私の質問を終わらせていただきますが、飯澤課長、そして石川課長さん、本議会が最終ということで長い間、飯澤課長にはまちづくり、あるいはその四次総のころからいろいろ相談に乗っていただきましたし、石川課長とは国際交流、あるいは中学生のワイトモ派遣でたくさんお世話になり、ご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。また、今後、更に長いお付き合いを、退職された後もできるかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 11 番、熊谷久司議員。

【質問順位 9 番 議席 11 番 熊谷 久司 議員】

○熊谷（11番）

先日提出いたしました通告に従って質問してまいります。最初は下田踏切拡幅整備の必要性についてでございます。飯田線羽場駅から、北に 150 メートルの所に飯田線を渡る下田踏切があります。羽場にある踏み切りなのに、なぜか下田踏み切りと言います。飯田線ができた当時は線路から東側は畑ばかりで、人家がなくここを渡るのは下田の人が

多かったからこの名前が付いたのでしょうか。今では線路の東側には住宅団地ができ、大きな工場も2社あり、更に特別養護老人ホームも最近誘致され、この地域に活気をもたらせております。下田踏切は辰野町の東西を結ぶ県道と地辰野線が渡る重要な踏み切りであります。ここを渡る車の量は1日4,000台ほどです。特に朝の通勤時間帯では1台ずつ交互通過であるため大変な混雑となります。それぞれの車が絶妙なタイミングで渡っているという感じでいつ事故が起きても不思議でないところです。毎年、提出されている南小から町への要望書にはこの下田踏切での安全確保のために歩道設置の項目が毎年出されております。また中学生も毎日、自転車でここを、この踏み切りを渡ってまいります。改めて質問します。町では下田踏切拡幅整備の必要性をどのように考えておられるのでしょうか。

○建設水道課長

下田踏切の拡幅整備の必要性ということについてお答えしたいと思います。議員さんの質問にちょっと重複する部分もありますが、下田踏切は国道153号線と主要地方道伊那辰野停車場線を結ぶと地辰野線に含まれておるわけでございます。議員おっしゃられるとおりに朝夕の通勤時は閉塞な交差点に加え、踏み切りの幅員が狭く自動車同士の行き違いはできず渋滞発生し、通学児童が歩くにも大変危険な箇所として毎年南小のPTAより、おっしゃられるとおりに要望書が提出されており、地元住民はもとより町内外から1日も早く拡幅整備が実施され安心安全な道路を強く望まれている踏切とは認識しております。次の質問の可能性にも通じますが、今まで具体的な踏み切りの新設移転等について状況をお話したいと思います。踏み切りを越える場合はJRを立体的に交差する場合と平面交差で実施する場合がありますけれども、平面交差で実施していく場合の例ですが、近い例でいきますと平成14年にですね、これはJR東日本管内にありますけれども、小野のパークラインが基点になるしだれ栗踏み切りの移転新設工事がございました。この時はですね既存の踏み切りの1本松踏み切りは車両通行止めに、それから第二参州踏み切り、通称、新田の踏み切りと申しておりましたけれども、この踏み切りは閉鎖して、それ以外に作場道と言いまして特定の人がですね畑等に行くために歩いて横断している、踏切を歩いて横断している道、2ヶ所を閉鎖するという条件により現在のしだれ栗踏切を移転新設したっていう経過がございます。また、今度は飯田線のJR東海の方に目を移しますと辰野ではないんですけども、現在の伊那市でですね、協議が整いまして市役所前の環状南線延伸計画の中で既存の3ヶ所の踏み切りを閉鎖し

て、新設踏切1ヶ所を平面交差するという協議が整っております。なかなか新設踏切を造る場合、拡幅する場合はですね簡単に言いますと「新しく15メートルの踏み切りを造りたい場合は既存の5メートルの踏切を3ヶ所閉鎖しなければ許可になりませんよ」というような原則を言われておりますので、そういうようなことができればですね、踏切の拡幅、あるいは新設移転もできるのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○熊谷（11番）

今、具体的な拡幅事例についてお聞きしまして、改めてそういった厳しい条件があるのかなということを感じたわけですが、それはそれとして、やはり地元にも検討する余地と言うか部分はあるとは思いますが、ただ、具体的にまだそういったところまでは進められないし、全体的に話が進まない限り具体的な話にはならないと思うんですけども、一方的にそういったJRの主張を呑まなきゃいけないのかどうか、今後それは交渉していった結果的に落ち着くところに落ち着くということではあるかと思えます。必要性については地元と町行政とは同一の認識ということでございますので、一緒になって今後検討していただきたいというふうに思います。可能性について質問してまいりたいと思います。下田踏切の拡幅は羽場住民が長い間、切望している課題です。13年前のことですが羽場区役員十数名は地元辰野町が輩出した法務大臣や主席首相秘書官を首相官邸に訪ね、この下田踏切拡幅について直訴しました。これまででも拡幅が実現できなかったことに区民は諦めムードに陥ってしまっています。しかしながら、よく考えてみると確かに難しい部分もあったかなと思います。というのも、県道がJRの踏切を渡る話ですから、町、県、JRを飛び越えての要望に無理があったのかもしれない。この要望事項を達成するには、まず区が町を説得し、次に町が県を説得する。そして県がJRを説得し、場合によっては国がJRを説得する必要があるわけです。春日街道先線、最近名前が、呼び名が変わりまして県道与地辰野線と言いますが、先日起工式が行われ今後開通すれば、この下田踏切がボトルネックとなるのは見えていますから、県としても気にかけていると推測します。町と県が一体になって取り組めば、この困難な課題も解決に向かうのではないかと考えます。町のお考えはいかがでしょうか。

○建設水道課長

この下田踏切の可能性についてですが、実は昨年11月の26日に長野市において北陸信越地区の踏切道調整連絡会議というものが開催されました。北陸信越運輸局、関東地

方整備局、鉄道の各社、長野県警、長野県県内の市町村の職員が出席して、その協議会の中でこの下田踏切が踏切改良の協議がない踏切として紹介されております。それを受けて、県とも話し合いを行ったわけなんですけれども、この下田踏切に限らず踏切の拡幅にあたっては町議さんおっしゃるとおり、鉄道事業者と踏切の統廃合等の協議、調整が必要となります。このため一般的な道路改良事業よりも時間を要しますが、鉄道事業者との合意が得られるのであれば拡幅整備は不可能ではないと考えております。下田の踏切については、その後、伊那建設事務所においてJR東海本社にこの踏切の件で事業説明に今年の1月の29日に出向いております。それから3月の4日にも現地調査を県と行っておりますので、今後事業化に向けて県と協力しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○熊谷（11番）

大分、何て言うんですか、話が、大分と言うか、第一歩が踏み出されたのかなということを感じました。ぜひ、今のお話を前に進めていただいて、地元としても考えなきゃいけない部分があるならば、それを提示していただき一緒に考えていただきたいというふうに思います。こういった形で正式に要望を、声を上げることがまず何かを成すには大事なことはないかということで、今日改めて質問させていただきました。今後もしよろしく願いいたします。

次に道路網計画について質問してまいります。昨日、中谷議員から質問があり、重複するわけですけれども、私なりの質問として取り上げていただきたいと思っております。8年前の話ですが、羽北道路改良委員会が立ち上がりました。それまでは北大出道路委員会と羽場道路委員会に分かれていましたが、羽北地区が一つにならないと伊北インター周辺全体の計画が立てられないと考えるようになり、一つの委員会にまとめられました。翌年はこの委員会が中心となり羽北道路網整備計画が作成されました。両区民に報告会が開かれ、この計画の合意を得て新聞発表されました。この計画は法律に基づいたものではないものの、辰野町建設水道課、伊那建設事務所、この両職員のリードの下に両区民を代表した委員がワークショップを重ね作り上げたものでした。この計画には実行する順番も決められており、羽場交差点改良、及び先日、起工された県道与地辰野線の新設はこの計画どおりに進められたこととなります。このように地元が行政と一体となってきた計画は大変有効である、このことは改めて確認できました。町全体を見渡した道路計画が大多数の町民の合意の下にできれば、今後の道路行政に大変有効であると考え

えます。改めて伺います。道路網整備計画作成の目的はどのようなところにあるのでしょうか。

○建設水道課長

目的についてですが、必要性及び現実性のある道路網の計画を作成していきたいと考えております。イメージは町議さんおっしゃられたとおりのイメージで良いと思うんですけども、その中で住民が情報を共有する中で事業に理解と協力をできる機運づくりとしていきたいと考えております。以上です。

○熊谷（11番）

私の思っているイメージとほぼ一緒というご回答をいただきましたので、意を強くするところでございますが、1つ、大事な配慮があるのではないかと思うのは、やはり地権者への配慮ですね。これがかなり良いタイミングで配慮がされないと手遅れ、それが手遅れになると計画自体が本当に難しいものになってしまうということがありますので、どうぞ地権者への配慮ということは、これはなかなか難しい問題で、おおっぴらにできない部分もあるでしょうし、いろんな難しい問題をはらんでおりますので、とにかく配慮が必要ということしか言えませんが、大事なことではないかというふうに思います。それでは次にこの計画が都市計画道路との整合性が取れるのかといった質問をしてみたいです。都市計画道路の見直しについては平成25年より3年計画で進めてきており、今年27年度が最終年度ですが大分、遅れているのではないかと推測します。また、辰野駅前の地区計画も広報誌である「かわら版」が平成25年8月号以来、発行されていないので、こちらも停滞していると推測します。法律的に拘束力のある都市計画道路と住民要望を基にした道路網計画の整合性が取れないと現実性の実現性の乏しい計画になってしまうのではないかと考えるわけですが、町のお考えはいかがでしょうか。

○建設水道課長

議員、ご指摘のとおり辰野町の都市計画の道路の見直し業務というのも進めてるわけですが、計画ができて本年度、県の都市・まちづくり課と協議は実施しております。変更路線が県道を経由して決定されており、単純に計画を廃止するというのは困難となるので、それに代わる代替道路の検討やJRとの関係機関と協議するように指導をされております。その中でも、代替道路について検討し素案を昨年7月3日に伊那建設事務所と一緒に協議してですね、再検討を9月と10月に協議したわけですが、最終的には県の都市計画審議会にて判断されるということで、「当初の目的である辰野

の駅前の地区計画を策定できない状況では変更について、県としても認めることができない」という回答を得ておりますので、新年度で28年度に辰野町の駅前の計画策定を事業化しておりますので、そちらの計画策定を早くする中で都市計画道路の見直しも行っていきたいと考えておりますので、先ほど町議さん申しましたとおりに、都市計画道路というのはそこに線が引かれますと、いろいろ宅地の単価とかそういうことにも通じてきますので、原案はできているんですけども、そこらへんの公表っていうのは難しい面もございますので、今回、道路網を作る中でその変更の原案をうまく出しながら検討して、都市計画道路の整合性は取っていきたいと考えております。以上です。

○熊谷（11番）

都市計画道路とか地区計画による道路整備なんかは、結局、財源の出所が県だ国だといったことになるわけで、したがって計画が県に認められるかどうか、とういことはどうも大変大きな問題と言いますか、首ねっこを押さえられちゃってる格好ということかと思えますけれども、粘り強くですね、県と交渉をしていただく、もうあんまり時間で3年計画だからまとめ上げちゃうというようなことも難しければ延ばす必要があるかと思えます。実現できない計画を都市計画にしてしまいますと、ずっと結局それが足かせとなって前へ進まないで、何て言うんですかね逆効果を生んでしまうということになるかと思えます。そのへんが一番、難しいところではあると思えますけれども、逆に都市計画の調整が遅れているのであれば、遅らせて、道路網計画は道路網計画で要するに住民要望は住民要望で吸い上げて行って、実のあるものを作っていく必要があるのかなと、ただこの作業を遅らせるというのはまずいわけで、とにかく継続してどんどんスピーディーに作業を進めるという、調整は難航しても作業を進めるということが必要ではないかと思われます。頑張ってください、実のあるものを作ってくださいというお願いをして次の質問に入ってまいります。ああ、最後に今のことの計画を策定する手順を具体的にもし教えていただければと思うんですが、国道153号整備促進協議会、これ協議会ですが、平成23年10月から翌24年2月にかけて5回のワークショップを重ね、ワークショップのまとめという図面を作成しました。国道153号整備促進協議会の成果としてワークショップのまとめというのができました。これにより宮所地区に道路委員会が立ち上がり、現道拡幅計画が大きく前進したと感じています。しかしながらバイパス案に関しては東ルートと西ルートの2案が示され、曖昧なものとなっています。もっともバイパスと表現すると箕輪バイパスのような大規模なものがイメージされ、そうすぐに

は実現しない、今計画を決定しても無駄だと思ってしまう。そこでこの先、10年以内に実現できるような、片側1車線プラス歩道というような県道を通すといった現実的な計画が必要と考えます。第五次総合計画後期基本計画で示された道路網計画の検討、作成について、ただ単に住民の要望を羅列したものとか、非現実的なものにならないような配慮が大事と考えます。できあがった計画をもって県、国に対し継続的かつ戦略的に要望していけるような、そんな道路網計画ができたらと思うところです。そこで伺います。この計画の検討作成は具体的にはどのような手順で進行させるお考えでしょうか。

○建設水道課長

具体的な手法に関してですけれども、ゼロ予算で始めるということで、今までやってきた羽北の道路なり、今おっしゃいました国道153の整備委員会で行ったようなワークショップを実施する中で考えていきたいと思っておりますけれども、すぐに拡幅等、取り組んでいかなければいけないことと、長期的に何年先になるかちょっと難しいんですけれども、バイパスの問題というようなものと2通りに分けて、皆さんの意見を聞きながら骨格となる国県道の計画と先ほど申しました都市計画道路の見直しを基に、皆さんの意見を反映させながら具体的な町全体の幹線道路の道路計画網を計画していきたいと考えております。以上です。

○熊谷（11番）

繰り返しになりますけれども、住民要望を挙げさせる、そこでやはり選択しなければいけないことが発生すると思っておりますので、そのへんの選択の仕方について将来性のある実現性のあるものにしていただきたいと思っております。

次に町の人口対策として、質問してまいります。若者向けの住宅の建設ができないかといったことの質問でございます。町の人口減少対策として効果的な施策は何かということについて質問してまいります。ちょうど3年前の2013年3月に国立社会保障人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口、これが発表されてから人口減少問題が改めて多くの人に認識され、今年度は国が「まち・ひと・しごと創生」との看板を掲げ「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」が各自治体で作成され国を挙げて人口減少対策がとられるようになりました。辰野町も28年度予算の中で、数多くの人口減少事業が計画されています。その中で即効性のある事業が定住促進奨励金と思われまして。昨日も中谷議員が質問され、今日の新聞で報道されていましたが住居を求める子育て世代をターゲットにした効果的な施策と思われまして。予定件数が20件とされていますが、どんな店舗で申

請が出てくるか注目するところです。今日の報道では早くも3件の申請が出てきているようですが、今後どんな形で申請がされてくるか気になるころではあります。町ではこのほかに人口減少対策として数多く予算立てをしています。効果的な事業はどんなものとお考えでしょうか。お尋ねします。

○まちづくり政策課長

はい、効果的な施策は何かということなのですが、第五次総合計画後期基本計画の中で、今回重点プロジェクトというものを設定しまして、この中で人口減少対策の重点プロジェクトとして位置付けているものが、まさしく「辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」であります。これは4つの観点から作られておりまして、まずは町に仕事を作り安心して働けるようにしようという、仕事、雇用の観点から。そして町への新しい人の流れを作ろうという移住・定住の観点から。若いみんなの結婚、出産、子育ての夢を実現しようという結婚、子育ての観点から。いつまでも安心して暮らせる地域を作ろうという地域コミュニティーだとか住環境等の整備の4つの観点からこの人口減少対策に対する施策を考えています。これらが全て回っていくことによりまして効果を発すると考えているんですけど、どの施策が一番効果的か、というのは今後このそれぞれの施策の取り組みにつきまして数値目標の方を設定しておりますので、この達成度や成果を検証していく必要があるのかなと考えております。また、議員がおっしゃったとおり今回この中で若者世代、子育て世代の経済的安定を目指した施策としまして子育て世代への住宅取得支援として、奨励金を地方創生の上乗せ交付金を使って作らせていただきました。若い世代の方が辰野町に住んでいただくということは将来人口を確保する上で一番と言って良いほど重要かなとは考えております。以上であります。

○熊谷（11番）

今、言われた4つの観点、まさしくそのとおりにかと思われ。そんな中でやっぱり保育園園児が増えるというような視点が一番ポイントではないかと思われ。若い人が家を建てる時とか、あるいはどこに住むかといった時に、そのきっかけとなればというようなこととか、あと、結局、子育て環境等が充実していないと選ばれないわけですから、そのへんをやっていただけたらというふうに思います。次に若者向け町営集合住宅の建設ができないかといった質問をしてみたい。飯田市の南に位置する下条村は早くから人口減少対策に取り組み、出生率の向上を目指した村として全国的に有名な所です。平成5年ころまで1.80であった出生率が平成17年ころには2.04になり、平

成25年には1.88と下げてしまいましたが、県の平均が1.50であるので、これを大きく上回っており辺境の山村というハンデを感じさせない数値となっています。下条村は20年ほど前から若者向けの最初は1戸建ての定住促進住宅、やがて町営集合住宅を建設しています。子どもがいる、あるいは結婚の予定があるとか、村の行事に参加するとか、消防団員に参加する、加入するとか、入居上、それらを入居条件にしたということのようです。集合住宅は居住スペース20坪の2LDKで1棟当たり12個を標準とするマンション風の建物で家賃が月3万5,000円と市価の半分といったところです。建設費は1棟約1億円、これを今までに10棟建設したとのこと。このような積極的な施策を実行した結果が、全国各地から行政職員や地方議員が視察に訪れる村となったわけです。いかがでしょうか、辰野町でも若者向け町営集合住宅を建設することはできないでしょうか。

○まちづくり政策課長

若者向けの町営集合住宅でありますけど、現時点では辰野町では考えてはいません。確かに下条村のように飯田市のベッドタウンとしまして、若者向け集合住宅を建設して成功した事例も聞いております。一昨年ですかね、私も直接、下条村に行ってお話を聞いてきました。話を聞きますと、一時の仮住まいとして住むには若者向け町営集合住宅は家賃が低く設定されているため負担が少なく、また同世代が集まるため子育ての相談もしやすく、かなり人気があるようです。しかし実際に今度家を建てる際には飯田市に行ってしまうというような現象がございまして、理由としましては「高校などの進学する場所だとか、あと働く場所、買い物する場所など生活に必要なものなどを考慮すると、やっぱり飯田市の方に定住するのが良いのかなと思ってしまうのかな」なんておっしゃっていました。一時は若い人が集まるけれど、一定期間が過ぎると転出してしまうということがやっぱり下条村でも課題になっていると聞いております。下条村の人口動態の方をビッグデータ使って見させていただいたんですが、やはり20歳から39歳の子育て世帯の転出超過がまだ続いております。今回の国勢調査の速報値も減少率が辰野町はマイナスの5.4%だったんですが、下条村も減少しておりましてマイナスの8.2%というようなことになっております。また議員おっしゃるとおりに、この居住用件に消防団に入ったりだとか、下条村って資材支給事業ということで有名なんですけど、辰野町でも資材支援事業というのやっていますが、もっと辰野町よりも大きな工事まで地域で行うなど何か住民自治の先進地ではありますけれど、「そういった地域の負担が若い人が応えられないのも原因かな」なんてことをおっしゃってございました。それともう1つの

理由の建設費が1億円ということなんですが、町営住宅の建設には多額の費用がかかりましてもちろん家賃ではなかなかこれは回収ができません。また維持管理費もかかって、お子守もしていかなきゃいけないということになります。辰野町では平成15年に小野駅前前の住宅、建設費は1億6,700万円くらいですかね。で平成21年に平出のアドニスですね、こちらの方が建設費が2億1,000万円を建設以来、建設をしていません。集合住宅は民間のアパートに任せていこうという、そういった行政でできることは行政で、民間にできることは民間にというような考え方でそういったものはシフトしてきたというような経過もございます。そういったわけで今回、辰野町では辰野町に生涯にわたって住んでいただける若者を対象とした奨励金の方を今回設定と言いますか、作らせていただいたわけでありまして。こちらの方は世帯主が町内企業に在籍、または就職予定の方にちょっと5万円加算という、これも熊谷町議が前回12月議会で質問のありました町内企業で働く人への優遇策をとるという提案を受けて加算をちょっと作りましたし、また、保育園だとか小学校にいるお子さん4人以上の世帯の方ですね、あと、町外から転入していただける世帯の方には5万円加算という制度を作りまして、まずは辰野町に住んでいる若者が辰野町を離れずに辰野町に生涯住んでいただけることを期待して、また、町外から少しでも辰野町に住居を構えていただくことを期待してこの制度を作ったわけでありまして。以上であります。よろしく願いいたします。

○熊谷（11番）

私も下条村の速報値を見て、ちょっとがっかりしたところなんです。前回までは順調に、要するに5年前、国勢調査、前回の国勢調査まで5年前までは順調に来ていたんですけど、ここの5年でちょっとトーンダウンしてしまったと。そんなことがありますけれども、下条村、あえてここで下条村を議論にしたいのは私はこの早くから着目して、長期的に戦略的にやってきた、ここを非常に評価するわけです。20年ももっと前から人口減少、辰野町以上に厳しい条件だったと思いますね、場所柄から考えてみて。かたや辰野町はのんびりしていた。下条村は20年前にきちんと手を打ったというその結果が何とか、今回この5年で8%もダウンしてしまったのはちょっとがっかりで戦略の練り直しということになるかと思えますけれども、やっぱりちょっと安心してたんじゃないかと思えます。なかなか人間うまくいくとどうしても、何て言うんですか緩んでしまいますので、そんな結果が出たんじゃないかと思えますけれども、この長期的な戦略性には非常に学ぶべきところがあります。下条村は何があって来たかという、まず厳しい行政

改革をやっています。職員の数、ガクンと減らして1人の仕事量をめちゃくちゃ増やして必死になってやったようです。それから下水道、お金のかかる下水道の選択で地域がらだと思えますけれども、合併浄化槽を選んだりもして、それから先ほどの資材支給事業もやったりして、このへんが若者にうけなかったというのは確かに一理あるかと思えますけれども、そのへんの難しさはあると思いますが、なおかつ集合住宅とか定住促進住宅というのは自主財源で建てているんですね。国の補助金をあえて貰わない選択をした。国の補助金を貰うということは縛りが非常に強くて、本当に若者を集める方策にならないという判断をしたということですね。したがって自主財源でこの集合住宅、1年に1棟ずつ建てていったんでしょいかね。1年に1億ずつそこへ金を充て込んだ。それを充てられる、要するに体質改善ができた暁の話ではあったと思うんですよ。いろんなことをしてそういった余力を出して、それを人口対策に選択と集中で人口対策に向けたと、ここにその下条村の先見性があったということをおは強く感じるわけです。また、近隣の箕輪、南箕輪村も非常に下条村以上に現在は長野県一の人口減少どころか人口増加をしている、勉強すべき点がたくさんあるかと思えますけれども、ちょっと南箕輪村は運が良いなと私はこう感じるようなところがあって、よく分からないところです。こんだけ近くにもよく分からない所。だからそれだけ難しいんだなということをお改めて感じるわけですが、私は下条村のこの先見性とか戦略性を大いに学ぶべきだというふうに感じております。ぜひ、先ほどの山田課長のお話が非常に有効な手立てが数多くあると思えますので、ぜひ、継続してその場その場の補助金目当ての政策じゃなくて、長期的な戦略に基づいたものをおやっして、そういった視点を大事にしておいて長く粘り強く進めていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時55分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 38分

再開時間 11時 55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席7番、篠平良平議員。

【質問順位10番、議席7番 篠平 良平 議員】

○篠平（7番）

それではさっそくであります。質問に入ります。まず最初に電力自由化に伴う公共施設への新電力（PPS）導入について伺います。電力は国民の生活を守る重要なインフラであり、電気料は第二の税金とも言われ、これまで長い間全国に10社ある電力会社の独占事業として行われてきました。しかし2000年の規制緩和により、新規参入する企業もこれまでの大手電力会社と平等の条件で送配電ネットワークを利用できるようになり、消費者は電気を買う相手を自由に選択できるように規制が緩和されました。電力の自由化はこれまで段階的に進められ、2000年の3月にいわゆる大口顧客向けの特別高圧2,000キロワット以上の契約が自由化され、その後、2004年の4月からは500キロワット以上に引き下げられ、2005年の4月からは契約電力が50キロワット以上の小規模工場向けについても自由化されてきました。更に低圧についても2016年来月の4月からは自由化の対象が一般家庭や小規模店舗まで拡大され、一般の家庭でも電力会社を自由に選ぶことができるようになります。規制緩和の目的は1つに発電の自由化、そして小売の自由化、送配電の自由化、発送電の分離とこの4段階で国策として進まれています。言わば電力を自由に選ぶ新時代の幕開けを告げるものであります。私は電力自由化に伴う恩恵を受けるため辰野町として取り組むべきは、電力コストの削減であり、町民のキャッシュアウトを減らすための新電力（PPS）への積極的な参加だと思います。そこでまず、最初の質問は来月から電力完全自由化によって、低圧部門も自由化の対象になることから町の施設全てが対象になりますが、町内公共施設で新電力導入可能な施設数と、平成26年度の年間電力消費状況はどのくらいになるか、まずお聞きをいたします。

○総務課長

それでは新電力の導入可能な公共施設ですとか、電力料金についてお答えをしたいと思います。まずは、50キロワット以上の高圧の公共施設につきましては当町では22ヶ所あります。役場庁舎ですとか、町民会館、病院、学校などですけれども、そういった所が22ヶ所あります。先に26年度の電気料金と言いますか電力料金の方をお答えをしたいと思います。まず、主な施設から申し上げますと、役場庁舎、町民会館これ一体でございますけれども年間で1,296万円。辰野水処理センター1,490万円。辰野病院

3,600 万円。かやぶきの館 969 万円。ぬくもりの里 757 万円。辰野中学校 572 万円。小野水処理センター 523 万円。湯に行くセンター 470 万円などとなっております。22 の施設全体では約 1 億 4,000 万円ほど電気料をお支払いをしております。低圧の施設については今後、検討していくこととしておりますけれども、まずは電力料金削減額が大きい高圧からの検討に現在入っております。それで、調査検討に入っているわけですが、プロバイダーに試算をお願いしたところ、導入可能な施設につきましては 14 施設ございます。効果額としましては役場町民会館で、年間約 76 万円。辰野病院で 61 万円。中学校で 45 万円。西小学校では 33 万円など 14 施設では約 380 万円という効果額をはじき出されております。以上でございます。

○篠平（7 番）

50 キロワット以下が 21 ヶ所ということだね。

○総務課長

50 キロワット以上です。

○篠平（7 番）

ああ、以上がね。はい。それで、これ今合計ではどのくらいになるのか、それとこれ基本料金が入っているわけですか？も入っているということだね。

○篠平（7 番）

まあ、いいです。じゃあ、後ほどまたお聞きしますけれども 21 ヶ所ということなんです。多分この導入可能は負荷率が低いほど削減効果があるということなんです。今言われた 21 ヶ所あるんだけれども 14 ヶ所施設ということは、あと残されたのは負荷率が高いとこういう解釈でいいわけだね。分かりました。それで次の質問に入りますけれども全国自治体における平成 26 年度の新電力からの購入割合を見ますと、長野県がなんと 96.2% と全国でも唯一、一番 P P S からの購入を入れているというデータがございます。それで、実は県の方からちょっと資料を送っていただきましたので、ちょっと紹介をしたいと思っておりますけれども、長野県は 13 年前の平成 15 年に県では約 150 いくつぐらい施設があるようなんですが、その公共施設を新電力から購入しております。全ての施設を紹介するわけにはいきませんので、県の庁舎の方だけちょっと申し上げますと、県の庁舎の契約電力会社は平成 15 年に中部電力から新電力会社のダイヤモンドパワーという、これ東京ですね、東京に切り替えています。それでその際に契約電力も 2,100 キロワットから 1,950 キロワットに低減をしているようであります。新電力に切り替える前の平成 14

年の電気料が1億234万円で、新電力に切り替えたダイヤモンドパワーさんに切り替えた平成15年の電気料が9,620万円と。金額にして614万円、率にして6%の削減となっているようでありませう。それと同時に契約電力を低減することで、基本料金がかなりこう安くなっているようでありませう。入札方法は一般競争入札で契約期間は1年ということで15年に契約をしているようませう。実は昨年と言いませうか平成26年度現在、契約の電力も1,800キロワットで契約電力会社も丸紅と、毎年の入札をしておりませうから今は丸紅から購入しているようでありませう。県の中には合同庁舎も10ヶ所あるんせうが、この合同庁舎も今、丸紅から購入しているところいうようでありませう。ですから「全ての150いくつある電力を全て削減効果がある」、足せばだせうね「かなりの削減効果がある」と、こういふふうに言っておりました。それで、次の質問に入りますけれども、長野県もいち早く長野県モデルとして県公共施設への新電力PPSを導入し、電気料金の削減に一定の効果を上げていませう。4月からの電力自由化のタイミングが近づき、当町も早い段階で導入に向け取り組むべきと思いませうが、先ほど検討をしているといふ答弁がありましたけれども、検討はしているけれども導入に向けているのか、そのへんのところをお聞きしませう。

○総務課長

先に21ヶ所とおっしゃっていましたが22ヶ所ございませう。

○篠平（7番）

ああ、そうだせうか。

○総務課長

導入に向けては、現在私どもの総務課の方で調査がほぼ終わってまいりましたので、この後、各施設の管理をしている担当部署の職員を集めて状況を説明して、導入に向けた検討に入っていきたいといふふうを考えておりませう。

○篠平（7番）

じゃあ、検討を進めていて試算的なものもある程度出してきているといふことだせうと思いませうので、ちょっとその今までの検討の中で、例えば削減効果はどのくらいといふふうに踏んでいるのか、先ほど360万円でしたっけ？

○総務課長

380万円だせう。

○篠平（7番）

380万円か。それから入札方法、あるいは選定基準などを今での段階での検討内容をちょっと教えてもらえればと思います。

○総務課長

まず、選定の基準でございますけれども、当然第一はコストの削減額がどうかというところから入ってまいります。続いて、その会社、事業所が電力の安定供給に向けては大丈夫なのかということ。それから会社自体の継続性はどうかというような、会社の資産、資産と言いますか資本規模なんかを調査をしていきたいと思っております。契約に向けては長野県は一般競争入札だったようでありますけれども、多くの自治体、最近導入している自治体の多くは随意契約でもって1年更新ということを聞いておりますので、多分、私どもも導入となれば随意契約をして1年ずつの契約更新になってまいろうかというふうに考えております。

○篠平（7番）

はい。入札方法につきましては随意契約でということであります。それで、この新電力の導入は途中からでも、年度途中からでも契約はできるわけなんですけれども、導入の予定時期など、今後のスケジュール等、それからまた今まで試算等してきた中で何か課題があるかどうか、お聞きします。

○総務課長

まず導入時期でございますけれども、ちょっとまだはつきりはしませんけれども夏前までには、何らかの方向性を出したいなと考えております。それから、これまでの検討の中で課題はということでもありますけれども、どうも新電力の会社は20社近くございまして現在私どもの方は大手の会社から、大手の会社3社から見積もりをいただいております。したがって、それ以外の会社の状況はどうかということはまだ調べておりませんので、そういったこともちょっと今後プロバイダーを経由しながらでも、ちょっと調査をしてみたいなと思っております。

○篠平（7番）

はい、分かりました。夏ごろまでには何とか導入に向けていきたいとこういう答弁、それから3社ぐらい随意契約で3社ぐらいということですけど、先ほど選定基準ということも言いましたけれども、やっぱり選ぶからには実績のある会社、それからやっぱり中部圏内のエリアにある会社というのは、多分良いじゃないかなと思います。そのへん

のとも考えて今、選定しているだろうとそんなふうに思っております。それで、先ほど 380 万円ぐらい削減できるということで、何でこの P P S だと電力が安くなるのか、いや私もね、実はね疑問で中部電力さんにもお聞きしました。けども、中部電力でも「分からない」と言うんですよね。私も某電力会社に電話をして、資料を送ってもらったんですよ。私もちょっと興味があったんですよ。ちょっとまたこれ申し上げますけれども、なぜ P P S の電力会社と電気料が安くなるかということでもって資料をいただきました。ちょっとお話ししますとこの電気料金の仕組みですが、皆さんご承知のとおり電気料は基本料金と使用料に分かれているのは当然ですけども、この使用料は新電力会社でもそんなには安くならないようなんですよ。極端には安くならないと。基本料金を下げることができるとこういうことなんです。なんでじゃあ、基本料金を安くすることができるかという、その既存の電力会社、いわゆる中電さんだとか、東電さんだとか 10 電業者は総括原価方式という、こういう方式を入れているみたいで、職員の皆さんだとお分かりかもしれませんが、じゃあ、その総括原価方式というのはどういう方式かと言いますと、人件費や燃料、修繕費などあらゆる経費を全て合算した総経費がありますよね、その上に事業報酬率といわれる一定の割合を掛けた額、これが利益になるわけなんですけど、利益となるように電気料を設定しているようなんですよ。で、この事業報酬率を何に対して計算しているかと言いますと特定固定資産、つまり土地だとか施設だとか、設備だとか、あるいは原子力発電所であつたら核燃料、核燃料も含めた中に 3 % を掛けている、これが利益となる。平たく言いますとね、施設や設備など固定資産が多ければ多いほど、また高ければ高いほど利益が上がってくると、こういう仕組みになっているようなんですよ。で P P S の新電力会社はこれを採用していない。ですから一般企業でいうとコストがありますよね、で利益がある。利益を上げるためにはコストをどうしても圧縮する、普通の企業だってそうなんだけれどその今の大手の電気会社は一定のコストがあり更に、利益が。だから大きい電力会社ほど電気料は高くなるという計算をしているみたいで、ですから P P S はこれを採用していないと。ですから電気料は安くできるということで、私もある程度納得はしたんですけど、これからそういう自由化になってくるから、競争は激しくなってくるかなとそんなふうに思っております。それで、今課長の方からいろいろと取り組みのことを聞きましたけれども、そうはいっても新電力 P P S の導入については単にコストの削減だけでなく、やっぱり環境負荷の削減も含めたグリーン電力の供給についても検討していく必要があるじゃないか

と。そのへんについてはどうですか。

○総務課長

そうですね、クリーン電力と言いますかそちらの方についてもやはり、我々自治体で働くものとするれば考えていきたいというふうに思います。

○篠平（7番）

はい、分かりました。それでもう1つお聞きしたいのは、この指定管理者が管理する施設がありますよね、辰野町にも。で新電力導入についてであります、契約上どのようになっているのか、例えば申し入れがあれば指定管理者の方から申し入れがあれば同一施設として契約ができるのか、あるいはそれとも指定管理者施設は、指定管理者独自の取り組みになるのか、そのへんはどうなんですか。

○総務課長

実は、指定管理者の関係で22施設のうち、例えばパークホテル、それからかやぶきの館については効果額がないということで現時点では、そちらについての導入についてはちょっと考えられないかなと思っています。それから、ほかの施設で指定管理をしている所については今後、その検討に入ったところで指定管理者先の事業所とお打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えております。

○篠平（7番）

分かりました。それで、この新電力の関係で最後に質問をいたしますけれども、今後この4月から一般家庭においても新電力の導入が始まってくるわけでありましてけれども、行政が得た知識だとか、手順を町内企業や一般家庭に情報提供することも町としての役割かなと思っていますけれども、そのへんはどうなんですか。まあ、斡旋することは当然できませんし、するんだけど、そのへんもし考えがあれば。

○総務課長

町の取り組みはこれからになりますけれども、取り組みした結果こうなったというのが住民の皆さん方にお知らせできることであれば、ホームページ等で町の電気料金はこういう形でもって業者さんと契約したとか、こういう取り組みでもってこういう今電気料金については扱っていますというような、取り組み方みたいなものについては公開していきたいなというふうに思っております。

○篠平（7番）

はい、分かりました。電力の自由化は間違いなく多くの国民に還元される施策であり

ますし、4月からの完全自由化に続き2020年の送配電の分離に向けて、今後数年間はエネルギー環境は大きな変革期を向かえ内容についても時々刻々と変わってくると思いますので、ぜひアンテナを高くしていただいて適切な対応を求めて、次の質問に入ります。

次に横川ダム水力発電計画について伺います。先日の新聞に県で管理する横川ダムでの水力発電導入に向けて、水力発電調査研究会は発足した旨の報道がありました。目的はダムの水を有効に活用し、自然エネルギーの普及拡大を推進する狙いで、これから本格的に調査研究が始まりますが、現段階での概略計画をお聞きします。

○建設水道課長

横川ダムの水力発電計画についてお答えします。昨年12月県会において横川ダムを含む箕輪、松川の3ダムについて水力発電の導入を検討していることが公表されまして、町としてもそれを受けまして、議会には12月議会の総務産業常任委員会の中で説明したところがございますけれども、その後の動きについて説明いたします。年が代わりまして本年1月の28日に県の河川課企業局、それから伊那建設事務所、町からは建設水道課、それから地元の関係者にお集まりいただいて、第1回の横川ダムの小水力発電の調査研究会を開催しております。目的になりますけれども、議員おっしゃられたとこと重複しますが、震災以来、県でも自然エネルギーの普及拡大が施策として位置づけられており、県管理の16ダムにおいても自然エネルギーの普及拡大が求められているということで水力発電の導入が対応できそうなダムについて研究会を立ち上げ、諸問題を整理しながら導入が可能かどうか、研究し結論を出していきたいという目的で始められました。その時に第1回目のその研究会で出された質問ですが「発電の規模はどのくらいになるか」という質問に対して、「机上の計算になりますけれども、一般家庭の約400軒分の150万キロワットの電力を予定しています」という回答でした。もう1つの質問が「横川ダムで発電する時の水量は一定の水量が必要なのか」という質問に対しては「発電の収益を上げるために一定の水量の確保は考えていない」そうです。「現在、ミリ量のあくまでの余上水を利用した発電で収益を上げていくという計画である」ということが返されておりました。今後の進め方についてですが、28年度になりまして御柱等ございますので、それ以降に第2回の研究会、その後、第3回、4回ってしていくわけですがけれども、第2回では関係する皆さんと現地調査を行いたいということを申しておりましたので、現地調査、現地を見て説明を受ける段階に進んでいくのかなという、そんなところぐらいの第1回目の研究会の状況でした。以上です。

○篠平（7番）

はい、分かりました。私はこの辰野町からクリーンな電力を発信していくということはとても良いことだと思っております。ダム管理に電気を使ってあと、余剰は売電するということでもありますけれども、それでせっきやく辰野町の横川ダムで水力発電をやるということで、これを何とか観光に結びつけられないかなということを実は思っているわけです。例えばの話、川島地域では紅葉祭りというのを毎年やっているんですが、その時に合わせて、水力発電ダムの視察とか、中を見学できるようなこと。毎日ということは無理ですけれども1日ぐらいそういうようなことができないか、これは例えばの話ですよ。できないかなということ提案するわけですけれども、ほかに何かそういう観光に結びつけるようなことをせっきやく水力発電造るんだから、そんなことを思っているんですけれども、何か課長の方で何かそんなようなことあったら一つお聞かせいただければ。

○建設水道課長

この現段階で、発電所をどこに置くかという場所の提示も受けていませんけれども、第2回目において現地に行くということで場所の提示もあるかなとは思っておりますので、今後の要望する中で見学できる発電所ができるかどうかということ要望していきたいと思えます。また、第1回目の研究会の後、ちょっと雑談になるわけなんですけれども、このダムの好きな方たちが収集しているダムカードの発行っていうのを横川ダムでも作成していただけるといような約束もいただきましたので、かやぶきの館に置いていただいたりして、このカードの発行と水力発電の見学と合わせて観光の一翼を担えばと考えております。以上です。

○篠平（7番）

はい、分かりました。ぜひ、そういう提案もしていただけてなるべく可能、できるようにお願いしたいと思います。それでは次の質問に入ります。

女性が輝き活躍する環境づくりについて伺います。今、世界の中で最も輝き華やかでいる女性アスリートは今シーズン、スキークワールドカップ女子ジャンプで総合優勝を果たした高梨沙羅だろうと思えます。大活躍の彼女が表彰台で見せる愛くるしい輝く笑顔に心が和みます。昨年8月に女性活躍推進法が成立し、本年4月から施行され同法では社会のあらゆる分野で女性の持つ能力を最大限発揮することが重要だと指摘しています。少子化が進み、労働人口も減少傾向で女性の力を生かさなければ、経済成長を維持でき

ない時代にきています。実際に女性ではの視点やアイデアを活用し、業績を上げている企業も増えていますが、日本全体ではまだまだ女性の力を生かしきれていない状況であります。政府は2020年までに指導的地位を占める女性の割合を30%に拡大する目標を掲げ、国や地方自治体や301人以上の従業員がいる企業に女性の採用率や管理職の登用などの数値目標を盛り込んだ行動計画を策定し、公表することを義務付けております。活躍している女性にとっては今更という感は拭えないと思いますが、更に活躍しろということではなく、活躍する環境をどう進めるか、作っていくかということであり、以下、何点か質問をいたします。まず初めに活力ある社会を維持していくためには男性のみならず女性のいっそうの活躍を図っていくことが必要であります、女性活躍推進法の成立を受け、女性の活躍推進にどう取り組んでいくのか、まずお伺いいたします。

○町 長

篠平議員さんにお答えをしたいと思います。まさにこれから人口減少、そういった時代を迎えると女性の方がもっと働きやすい環境を作っていくと、本当に大事なことであろうかと思ったり、これからの大きな課題だと、こんなふうに思っています。特に職業を持って、そういった環境でそれぞれ活躍しておられる方も多いわけでありましてけれども、今日も社長のパーセントがどのくらいだっという話で長野県は年代的にちょっと高いとか、女性が何パーセントとかって言っていましたけど、まだまだ本当に少ない状況であります。こういった社会、会社だとか、自治体とかそういった所でももちろん進めていくのは当然の話で議員さん言っておられる、本当にそのとおりだと思いますけれども、地域だとか、そういった所でもっと積極的に活躍できるというんですか、そういったことに積極的に入って行っていただける雰囲気を作っていくとか、精神的に・精力的にやっていた方いるんですけども、なかなかそれが広がっていかないということがありますので、ぜひ、みんなでそういった雰囲気を作っていくってそういったことが大切ではないかと、こんなふうに思っています。また、町でも職員の皆さん方の構成比を見ますとどうしても、ある程度の年代以降の人は比率が少なくなっておりまして、どうしても人数が少ないということありますので、なかなか頭割だとかパーセントだとか見ると厳しいところがあるわけでありましてけれども、積極的に活躍できるそういったことも当然進めていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。また、議会で推薦していただくそれぞれの委員さん、この前も選挙管理委員の方を議会の推薦いただいた

と思うんですけれども、初めて、初めてじゃないですけどね、竜東地区で補充員さんを選んでいただいたりとか、そんなことありますのでぜひ、そういった時にもとこにも積極的に女性の推薦をしていただければとこんなふうに思っています。お答えになったかどうか分かりませんが、そういった推進法ができて更に、そういったことに積極的に進んでいければありがたい、こんなふうに思っています。

○篠平（7番）

はい、町長の思いを聞かせていただきました。確かにそのとおりでなと思っております。他地区へ行けば、例えば女性の区長さんとか、あるいは辰野町は今、公民館、それぞれの地域の公民館長さんは女性の方も出ておりますけれども、辰野町はやっぱり区長さんていうのは、女性の区長さんというのはまだまだそうはいつでも出ておりませんが、他地区行けばなかなか、そういう方もこの間新聞に出ておりましたけどいるようですけれども、地域での取り組みというものもやっぱり広めてってもらうことが良いかなと、そんなふうに思っておりますけれども、確かにこれただ目標値を見ると国の決めた目標値もかなりハードルが高いんだよね、30%とか、2020年までに指導的立場の方を30%にというようなことを言っているんですけど。で、行動計画も作れと。昨年8月に成立してさあ、4月1日から行動計画作れというようなことも言っているわけですが、まあこの行動計画の関係は順調に進んでおりますか。細かいことは聞きませんが、これはどちらの、総務課長でいいですか。

○総務課長

行動計画につきましては先ほど議員がおっしゃっておられましたように、女性活躍推進法がこの4月から施行になるということから、地方自治体ではですね特定事業主行動計画を作らなければいけなくなりました。現在、職員と言いますか女性職員を中心にプロジェクトチームを作りまして、この3月末をめぐりに行動計画を策定するというところで動いております。

○篠平（7番）

はい、分かりました。それでは次の質問に移ります。日本では管理職の立場にある女性の割合は平成26年度時点で11.3%と諸外国に比べて極めて低い水準にあり、第1子の出産を機に女性の60%が退職しています。町内における女性の活躍推進には、町が女性職員の登用に率先して取り組み、その姿勢を加速していくことも、また重要であります。女性管理職登用を推進するには管理職としての能力を持った女性職員を育成する仕組み

や、意識を高める取り組みが必要であります。国が定める女性の管理職登用を進めるために今後どのような取り組みが必要か、また課題は何かあるか、数値目標等あれ、合わせて伺います。

○総務課長

まず、平成27年度、今年度でございますけれども一般行政職におきます女性監督職、これは係長以上になりますけれども66人中18人。27.3%であります。また管理職にありましては25人中、5人ということで20%というような状況になっております。昨今の多様化する住民ニーズに対応していくためには政策の立案、決定において女性の視点の反映することは非常に重要だというふうに認識をしております。性別に関係なく優秀な人材を登用するということが基本としておりまして、女性職員の積極的な登用を図るため職員の意欲と能力の把握に努め、その能力を十分発揮できるように適材適所の人員配置に努めているところでございます。また、合わせて女性職員が幅広い職務を経験できるように配慮をさせていただいております。女性の登用を推進するにあたって、女性の就業に取り巻く環境整備の促進が課題となっております。能力の高い女性が健全な家庭を営みながら、職場でも活躍できる環境を用意することは近年のワークライフバランスと言いますか、仕事と家庭の調和に果たす雇用主の責任が注目されるようになっておりまして、不可欠な項目であろうというふうに理解しております。職員の意識、それから職場の風土、長時間労働、出産、育児関連等の環境を整えて充実した私生活を送ることができる環境が仕事の上においては高いパフォーマンスを生み出していくのかなというふうに思っております。また、研修への積極的な参加を促すなど女性リーダーのキャリアアップの支援をしていきたいというふうに考えております。そこで現在、特定事業主行動計画作っております、その中に数値目標を当然掲げるようになっております。まだ、数値目標については決まっておりますけれども、なかなかどんな数値目標を作るかっていうのはちょっと難しく、ちょっと頭を悩ませているわけでもありますけれども、国の方に言われている、例えば管理職の登用をですね、30%とかというのがありますけれども、先ほど町長が言ったとおり男性職員と女性職員のバランスが均等ではありませんので、なかなかそのへんについて難しいのかなと思っておりますけれども、いずれにしてもそういった登用率の向上と言いますか、上げることについては考えていきたいと考えておりますし、それから働きやすい職場環境という点では職員の有給休暇の取得率が県下でも辰野町低くて、40日の有給期間あるわけでございますけれども4.8日ぐら

の取得率なものですから、休暇を多く取れるという言い方おかしいですけども、休暇が取りやすいよう職場環境も作っていかなければいけないのかなというふうに考えております。

○篠平（7番）

はい、ちょっと時間の方も迫ってきましたけれども、課長の方からいろいろ方策をお聞きしました。それで実はやっぱり女性の皆さんの意識改革というのが一番必要じゃないかなと思っているのは、女性が管理職の昇進を希望しないという割合は実は65%の女性の皆さんは希望しないという女性がいるみたいなんです。その理由というのは責任が重くなるだとか、仕事が増えるだとか、時間がなくなるとかいった回答が上位を占めているようなんですけど、これは一般企業のアンケートなんですけれども、辰野町の女性職員の皆さんはどうなんでしょうかね。こども課長、石川課長、課長になる前はやっぱり責任が重くなる、仕事が増えるというように及び腰になったことありますか。ちょっと簡単にちょっと所管を言ってもらえばいいですけど。

○こども課長

はい、そうですね。今、篠平議員さんの質問とちょっとかけ離れるんですけども、私が役場に奉職させていただいた時代は女性はお茶くみ、そして男性職員の補助、という概念がほとんどでした。そして私と同期に入った男性はどんどん専門的な仕事に就くにもかかわらず、女性職員に与えられる仕事というのは本当に簡単な仕事しか与えられない状況でした。でも今、周りを見回すと全くそういう意識が変わってきております。ですので、そここのところもずいぶん変わっているということを感じます。ですので、これからは、また管理職に就くということに対しての意識も変わっていくのではないかと、女性自身の考え、そして周りの男性の考え方も変わってきているというふうに考えております。そういったことでお答えになるかどうか、分かりませんが私も管理職にさせていただいて、非常に責任の重さを感じさせていただいておりますけれども、仕事の上での張り合いも持たせていただいております。以上でございます。

○篠平（7番）

突然ですみませんでした。この答弁聞いて、やっぱり女性の皆さんも勇気を持ったことと思います。ですからやっぱり女性の皆さんもお産だとかいろいろありますけれども、ぜひ、定年退職まで勤めていただきたいなあとは思っております。それでは次の質問に移ります。時間があと5分しかございませんので、答弁の方はちょっとまとめていた

だきたいと思えますけれども、まず女性の公民館長の登用についてでありますけれども、かつて辰野町も3代民間からの女性公民館長が続いた次期があり、公民館講座の参加者や住民からの期待も大きく、切り替わる折に女性団体連絡協議会から女性登用の提案があったと聞いております。女性は男性に比べてコミュニケーション能力が高い傾向にあると言われておりますけれども、もちろん個人差があります。そこで公民館長は女性のポストと位置づけて民間からの女性登用提案をいたしますけど、また見解をお聞きします。それから次の質問の女性消防団員が活躍しやすい環境づくりについてということでお聞きをいたします。これは既に実は私も女性消防団員の皆さんに聞き取り調査をしましていくつかの要望といいますか、提案等がございましたので、前もって課長に渡してありますので、これも含めて答弁いただけたらと思えますが。

○教育長

議員質問の公民館長に女性を登用せよということですが、女性が輝いて働ける、これは健全な社会だろうなと思っております。教育委員会の事務局だとか、教育委員会の管轄するさまざまな部署であるいは役職で女性が入っていく、こうなれば良いなあと思っております。公民館長の件ですが、公民館長という仕事をそれを考えますと、男性、女性というじゃなくてその職に真にふさわしい人があれば、男性でも女性でもというふうに考えをもっておりますが、いずれにしてもその時期がまいましたら、また町長と相談をしてまいりたいと思っております。以上です。

○総務課長

女性消防団員の環境づくりといいますか、活躍しやすい環境づくりの件でございますけれども、現在、辰野町の消防団496人中20名の女性消防団員が入っております。議員ご指摘の環境づくりでございますけれども、まず消防庁からの通知を見ますと、まず、いくつかあるわけでございますけれども、特定の活動のみ参加できる団員、いわゆる機能別団員ですとか、それから育児等で参加できない場合に身分を保持したまま一定期間活動が休止できるんだよというような休団制度の導入ですとか、また地域住民、あるいは事業所の方に向けて女性の消防団活動への理解や協力を働きかけるということが大事ではないかというような通知が来ております。その上で、私ども消防団の方においては女性団員の活動しやすい環境整備ということで、女性団員の皆さん方から意見を聞いたりはあるいは男性団員も含めて意見を聞く中で問題点等あれば改善に努めるなど、環境整備に取り組んでいきたいというふうに考えております。その中で今1点大きく出ている

のは、消防の屯所に女性用のトイレがないというのが特に大きく言われておりまして、こちらについてはすぐできるわけではございませんけれども、何らかの形でもって対応をしていかなければいけないかなというふうに考えております。

○篠平（7番）

公民館長の登用については教育長の方から取って付けたような答弁でありましたけれども、私は公民館長に限らず民間からリーダーシップをとれる女性が登用されることによってやっぱりロールモデルができますし、私もあの人のようになりたいというそういうキャリアアップに対するモチベーションの向上にもなってくるから、私は良いと思います。またぜひ検討をしていただければと思っております。今、女性消防団員の活動しやすい環境づくりということで課長の方から答弁をいただきましたけれども、国の方でも例えば学生だとか、あるいは年齢、子育て済んだ女性にそういった広報活動みたいなそういったことも募集したり、国でも進めておりますので、またいろいろ良い案を出していただければと思っております。以上で、質問を終わります。

○議長

ただ今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 45分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き進行いたします。質問順位11番、議席8番、小澤睦美議員。

【質問順位11番、議席8番、小澤 睦美 議員】

○小澤(8番)

議長より質問の許可をいただきましたので、通告をしました3件について質問させていただきます。1件目は教育行政についてですが、昨日の岩田議員と、また本日午前の垣内議員との質問内容が重複してしまったこと。更に、今日私が質問する予定の通学区を定める規則の変更についてもそれを実施した場合には、混乱が生ずるだろうと今日の質問前に昨日の教育長さんの回答と思えるような答弁があったこと等により、質問順位のくじ運の悪さに無念さを感じたところでございます。それで今日の質問どのようにしようかと悩んだわけですが、多くの議員さんが教育問題に取り組んでいるということは、町民の皆さんも関心を持っているという証であり、また昨日、町長さんが同僚議員の保

育についての質問の冒頭に紹介いただいた子どもが保育園に入れず、国に不満をぶつけるために「保育園落ちた日本死ね!!!」のブログに匿名で投稿した母親と川島の子ども保護者も同じ思いであることから、質問させていただくことにしましたのでよろしくお願いたします。したがって同僚議員の質問と重複する部分や言葉づかいも「何なんだよ日本。一億層活躍社会じゃねーのかよ。昨日見事に保育園落ちたわ。どうするんだよ私活躍できねーじゃねーか」で始まるブログほど激しい言葉づかいはしないつもりでございますけれど、きつい表現が入るかもしれません。ご容赦のほどお願い申し上げます。それでは最初の、辰野町立小中学校の通学区を定める規則の変更について質問いたします。私は今まで川島小学校に入学直前の子どもが川島を出てしまう。それも3世帯同居の家庭が多い。このことが続くと川島の消滅に繋がってしまうとの思いから、指定校変更ができないか質問してまいりました。それらの質問に対し教育長さんは「個別に相談してほしい」との回答をいただきました。しかし、保護者の方に伺いますとまだまだそれらが周知されていないようですし、町内においても通学区を変更していただいた例は少ないとの現状と、その理由が認めてもらえるのかという不安から相談に行きづらいとのことでした。そこで保護者の方の不安や負担を少しでも解消し、規則が変更され、川島に住所を置いて、他の小学校に通うようになれば川島に帰りたいたいと言っている家庭と人口減を食い止めるため、川島地域や町内の同じ気持ちの保護者のために辰野町立小中学校の通学区を定める規則の変更ができないか、質問いたします。あたかも現在開会中の第190回通常国会において安倍首相は施政方針演説の一億層活躍への挑戦の中で、ブログでも言っていた一億層活躍のもっとも根源的な課題は人口減少問題に立ち向かうこととし、安心して子どもを育てられる環境整備の手段として世代間の助け合いを図るための3世帯同居を促進するといっています。この3世帯同居、あるいは近居によって子どもを育てている子育て家庭は私の周りにもまた、川島地区内にも見られました。しかし、先に言いましたように数年前から入学直前になるといつのまにか川島を引っ越してしまうため次々と減少をしております。この傾向が見られるようになったのは川島小学校の児童が1学年数人となってしまったのときを同じくしております。今後、入学直前になるとまた減少し、現に平成28年度においては川島から転出し、川島地区の入学児童はいません。今の状態ですと来年度も0人の可能性があります。この転出する原因の主な理由は未就学児童の保護者の話では「子どもを大勢友だちのいる学校環境の中で、さまざまな可能性を与えてやりたいという思い。近所に子どもがいないため一人

で何キロもの通学路を通わせることにより起こり得る、例えば獣に襲われる危険、冬場の日が短くなり、真っ暗になった帰宅時の危険等から子どもを守りたいという親の当然の思いを通学区の変更という形で認めていただけない現状から、止むを得ず川島以外の通学区に住所を移さざるを得ない」ということでした。このように3世帯同居、あるいは近居の子育てが不可能になることにより、この家庭においては、おじいさん、おばあさんにとって毎日を孫の成長を楽しみに同居生活をしてきた楽しみがなくなるという寂しさだけでなく、この地域で続いてきた家系が途絶える可能性があること。また二重生活により今後の老後の生活が厳しくなるということ。また、子どもの親にとっては同居していればかからなかった家賃等が生じ、これからの子どもの将来のために必要な教育費の蓄えができなくなるなど、生活面に大きな負担が生じることになります。このことは単に3世帯同居の家族が川島地域から1世帯減少したというだけでなく、地域にとっては地域がこれからも存続していくことができるかという点からも大きな問題です。と言いますのも、少子高齢化の中、特養施設のある上島地域は例外ですので川島地区の高齢化率は48.1%と2人に1人が高齢者という状態です。このことは町内トップですので、例えば地域を維持していくためにお互いに担ってきた衛生とか農事、山林、道路などの各役割があるわけなんです、それを今まで分担してきたのが残された地域の人たちが担うことになり、高齢化の中、地域を維持していくことが難しい状態となります。また、当然のことですが、転出する方々が若い年代の方々ですので、安全、安心の地域づくりに日夜活動していただいている消防団、奉仕団の存続も危うくなるということに繋がっていきます。一刻も早く、未就学児童の転出を食い止めないと川島地区の消滅になりかねないということです。お伺いします。来年度、平成28年度の川島小学校の児童数、学級数、地元川島の児童数、特認校制度により川島小学校に入学している児童数についてお伺いします。

○教育長

はい、議員の質問にお答えしたいと思います。まず、辰野町民が教育に関して非常に高い関心を持っていただいている、これ大変ありがたいこととございます。最近、乳幼児も含めて児童生徒を取り巻くさまざまな厳しい事件など報道されるたびに、いたたまれない気持ちになるわけですが、子どもたちは、まさに町の宝であり将来の希望であるところというふうに考えております。質問の28年の4月1日、川島小学校に入学する児童予定数ですが、現段階では14名ということになっております。学年別の内訳で

すが1年生が1名、2年生が2名、3年生が3名、4年生が1名、5年生が3名、そして6年生が4名ということで合計で14名ということになります。この14名のうちですけれど、地元川島区の児童は9名。特認校制度で川島区以外からの転入ですけれど、これは町外も含めて児童は5名ということになります。学級数は全校で通常学級が3学級、人数が少ないので複式を組まなければいけませんので、複数の学年を1つということで組んでいかなければいけない複式学級という形になりますので、通常学級が3学級、それから特別支援学級1学級の全体で4学級ということになります。以上です。

○小澤（8番）

分かりました。今、伺った数字から14名で5名が特認校制度の児童ということですので、3分の1近くの児童が川島地区の児童ではなくて、入学する児童も特認校制度による児童という答弁でございますよね。反面、川島地区の児童はよりよい教育環境、安全な通学環境を求め生活面での大きなリスクを生みながら、住所を移し通学区を変更しています。このことは一方は特認校制度により、希望する学校に通える、他方は二重生活等大きな負担を負わなければ希望の学校に通えない。これは公平な教育を受けさせるという教育の基本から外れているのではないのでしょうか。この特認校制度は川島小学校の児童数を増やすことを目的に導入されました。それが今では3分の1近くの生徒が川島以外の児童で川島地区の児童は希望した学校環境を求め、川島から転出している。また指定校変更についても保護者にとってはなかなか敷居の高い制度のため、入学する直前に川島から転出しているという異常な結果を生み出しています。この現象は教育長さんの言われる今日も垣内議員さんの質問にもありましたが、おらが学校ではなくなっているということだと思います。制度がある以上、それに従っていただく。それが嫌なら川島から出ていくべき、という教育行政にとってはいけないようなシステムを取らざるを得ない教育委員会の現在の立場に繋がっているのではないかと、というふうに思います。このことは辰野町が人口を少しでも増やそうと移住定住に取り組んでいる政策に反しているとも思いますし、国が人口増のための子育て支援策として打ち出している3世帯同居家族政策にも反していると言わざるを得ません。このような目的から外れた国や町の政策に反した児童の数合わせのための特認校制度や指定校変更制度であるならば、これらを廃止して辰野町立小中学校の通学区を定める規則を改定し、保護者が安心して子育てができる教育行政を行うべきだと思います。昨日の岩田議員の質問の際の回答「規則を変更すれば、混乱する」との考えは児童の教育を考えているのではなくて、地域のこ

とを優先した考え方ではないでしょうか。以前に紹介した統合を進めている中野市やこの度の諏訪市、そして伊那市においても、また県内の多くの教育委員会が児童の教育を第一義的に考えて小中一貫校、統合に取り組んでおります。辰野町教育委員会も遅ればせながら児童の教育を第一に考え、今の変更のあれですが、規則ですから教育委員会が実施できるというふうに判断すれば、それが可能になると思っています。お伺いします。以上のような理由から規則を変更して、通学区域の変更に取り組んでいただく考えはないか、お伺いします。

○教育長

はい、前回の12月の議会でも同様の質問が出されて先月2月の定例の町の教育委員会においても教育委員の皆さんとこのことについて、議論をいたしました。その中で、確かに文科省の方では一方で「弾力的な」ということを言っているわけですが、これは昨日の岩田議員の質問にも答えさせていただきましたけれど、「都市部と地域と繋がっている、学校が地域と繋がっているこの町、あるいは長野県みたいな所では馴染まないのではないか」という意見。それから「そのために地域の小学校へという通学が指定されているという、この現状は大事にされるべきだ」というこういう考えがほとんどでございました。昨日も話をさせていただきましたけれど、通学区を取っ払って町内の子どもは全てどこへ行ってでも良いよと、なった時には地域と学校とのこの関係という部分もやはり問題が生ずるのではないかなと思っていますところでございます。それで、前回もお話させていただきましたけど、ぜひ、個々のことについては相談いただきたいと、改めて申し上げたいと思います。それから私が聞いておりますこの特認校制度の導入の経緯からしますと、昨日もそうでしたけれど2校選べる、1校しか選べないというこの単純に不公平だというのはちょっと私自身は違和感を持っているという考えが今でも変わりございません。以上です。

○小澤（8番）

確かに私も教育委員会、定例会等、公開でどなたでもどうぞ、というようなシステムだったものですから傍聴させていただきました。極端な話で今の制度をやっていたら、ある委員さんなら、ちょっと聞き間違いかも、多分あっていると思うんですが、「今の制度が嫌なら川島から出て行ってもいいんじゃないかな」というような発言もあったような気がしますし、雰囲気的にそんなような教育委員会の結論だったような気もいたします。ただ、その中で、ある議員さんからは「人口が減ってしまうなら、それを阻止す

るためにも今の特例、通学区の変更の解釈を緩めた方がいいんじゃないか」というような意見もありましたので、できればそのような方向に舵を取っていただければというふうに思っています。それから昨日の向山議員さんのふるさと教育について、教育長さんは地域を学ぶ、地域から学ぶとの話の中で「今年の御柱祭について小中学生はこの時期しか体験できない、最初で最後になる、したがって学校も3日間、部活動、行事を行わない」とのことでした。この御柱祭に向けての各地域で小学校の生徒等が多数参加し、楽しんでいる姿が新聞報道に載っております。川島においても10月に御柱祭が行われます。それに向けて各地域では既に取り組みが進められています。その中で子どもたちにもぜひ多く参加していただきたいというふうに皆さんは言っております。もし、4月から通学区の変更が実施されれば、住所を変更してまで町内に通学している児童も川島に帰って来たいというふうに聞いておりますので、地域を学ぶ、地域からまた子どもを育てるといい機会になるのではないかなというふうに思っております。御柱祭というのは本当に私も6年ごとの中で思い出でもありますし、またその中で地域を考えるということでもいろいろの先輩からも教えていただきました。それがやっぱり今日の午前中の話もありましたけれど、地域を愛して地域に住んでいく。そういうような醸成ができると思いますし、そのことが定住に繋がっていく。町の人口減少を食い止めるというふうに繋がっていくというふうに思っております。もし4月に間に合うようになれば、4月からちょうど節目の時に外出している子どもたちも帰って来ていただいて、地区の方々と一緒に楽しんでいただくことができます。確か明日10日に開催する予定の定例の教育委員会において再度ご質問を申し上げますけれど、規則の変更を議題にするつもりはないでしょうか。お伺いします。

○教育長

この学校の関係に関わっては、常に定例の教育委員会では話題にしていかなければいけないだろうと思っております。適正規模、適正配置も含めて、また今回の小澤議員の質問だけじゃなく、多くの方から学校に関わる質問をいただいておりますので、これについて報告をし、また検討していかなければいけないだろうと思っております。明日の教育委員会でも当然検討されていくものと考えています。

○小澤（8番）

考えていただけるということですので、ぜひ変更の方まで踏み込んで議論していただければ幸いです。そうでないとこの問題は、川島地区だけの問題ではないと

思っています。今現在、南小学校においても20人以下の学級がありますし、また現に私の聞いたところでは西小学校に通わせたいというような家族もいるというふうに聞いております。そのような家族が増えた場合、出ていかなきゃいけないということになりますと、その地域、辰野町地域から出ても自分の子どもに良い教育をさせたいというのが親の心だと思っておりますので、ぜひそのような事態にならないような取り組みを教育委員会としてやっていただきたいというふうに思っています。次の質問に移りますが、学校適正規模、適正配置審議会委員の構成について質問いたします。質問内容は平成28年度辰野町一般会計、当初予算の教育費、教育委員会事務の中に委員報酬として学校適正規模適正配置審議会委員15名が予算化されていますけれど、この予算については委員会付託となっていますので、15名が良いとかそういうような審議をするつもりはございませんでした。この点について事前審査にならないだろうということで事務局とも相談した上で今日、上げさせてもらいましたが、しかし今日配布されました地元新聞によりますと、昨日の一般質問終了後の取材に対して「単に川島小の問題だけではなく、あくまでも町全体の学校のあり方を考える組織。時期は来年度のなるべく早くとし、詳しい時期や委員数などは未定」と答えています。新聞報道の、あり方を考える組織といいますのは先ほど言いました予算書に明記されています学校適正規模、適正配置審議会委員15名とは別の組織なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○教育長

辰野町における学校の適正規模、適正配置にかかわる課題につきましては多くの議員さんから今回質問いただいております。どの議員さんも大変心配されていることだと思っているわけでございます。来年度28年度に辰野町における学校の適正配置、適正規模についての審議会を立ち上げるということは、もう昨日も申し上げたわけですが、その際の委員の数ですが、予算上では15名ということで盛ってございます。ただこれが15名を若干上回るだろうなと思っております。というのは中には謝礼を必要としない方もお願いしていただければいけないということが生じますので、町内さまざまな分野からお願いをしたいと考えております。学校関係者、それから地域の代表者、それから保護者の代表者にもお願いをしたいと思っておりますし、もちろんここにおります議員の皆さんにもご協力いただきたいと思っておりますし、一般公募も考えております。ですので、人数何名かって言われますと、頭の中できちっと何名ということはまだ私の中では決めてあるわけではないですけれども、謝金の必要のない方もおりますので、15名を上回って

20名まではいかない15名から20名くらいの範囲だろうなあ、というふうに想定しております。

○小澤（8番）

分かりました。未定というふうになっていましたので別の組織かなというふうに思いましたけれど、今の話で理解しました。それで時期は新年度のなるべく早くということですが、来月はあと20日くらいですか、20日もないのか。平成28年度でございます。他の市町村の例を見てもこの前から取り組みが、この問題については進められております。早期の取り組みをぜひ、お願いしたいと思っています。今までの例を見ますと失礼ですが、なかなかこの委員会立ち上げてても時期が未定ということになりますと、来年の3月に入っても年度は同じでございますので、そのようなことのないような早期の取り組みをしなければ間に合わないんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひ、そのような取り組みをお願いしたいということでお願いして、この質問は終わりいたします。

次に2件目の観光の政策について質問させていただきたいと思います。人口減少対策の一環として移住定住による地域の活性化を図るためには、いかに多くの人々が辰野町に訪れてもらえるか、辰野町の良さを知っていただけるかが重要だと思います。その1つとして広域的な連携協力による観光施策についてお伺いいたします。国は平成18年12月13日に観光基本法の全部を改正した観光立国推進基本法を成立させ、平成19年1月1日より施行しております。この法律に基づき政府は2020年に訪日外国人数2,000万人を目標にビザの発行要件を緩和するなどの政策を施行するなどした結果、円安で日本での買い物が割安になったこと等も重なり、昨年2015年、日本にやって来た外国人は1,900万人を突破し、前年と比べて4割以上も増え、目標の2020年に2,000万人に達成間近となっています。特に中国からの旅行者の大幅増加と流行語大賞にもなった「爆買い」などにより旅行消費額は前年に比べて約4割以上の2兆278億円と過去最高になるなど、大きな経済効果を生み出しております。このように国においては、大きな成果が見られる観光立国推進基本法ですが、この法律には第4条第1項において、地方公共団体の責務として「地方公共団体は基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務を有する。」また第2項においては「地方公共団体は、

前項の施策を実施するに当たっては、その効果的な実施を図るため地方公共団体相互の広域的な連携協力に努めなければならない。」と規定されております。質問いたします。この条文にかかわらず、さまざまな観光施策を策定し観光政策を実施していると思えますが、この条文にいうところのその地方公共団体の区域の特性を生かした施策の策定と実施について、どのような取り組みを行っているのか、また広域的な連携協力に努めなければならないとされていますが、どのような連携協力関係を築いているのか、またそれぞれその効果についてお伺いいたします。

○町 長

はい、小澤議員さんにお答えをしたいと思います。観光というような形の中で町が単独でももちろん動いているわけではございませんのであれなんですけれども、県がですね大きく信州と言うんですかね、長野県ということでもって観光を大きく打ち出してきています。そういった中で、どうしてもデスティネーションキャンペーンだとか、要するに信州そのものをよく知ってもらおうとか、そういったことが県の役割の1つだということで県は大きくやっているわけでありましてけれども、その中でも目玉となるそういうようなところを集中的に押し出しながら、それを広げていくとこういうことであろうかと思えます。それから広域でも当然そういったこと、今度は広域としての事業の中でやっておりまして、そういったことで今度は上伊那地域というような形で進めています。それから、あとはそれぞれの塩尻と岡谷との組みだとか、北部の組みだとか、そういったことも含めてですね、町、いくつもいくつもこういうふうの上に重なっているんですけれども、それはそれでもって屋上屋っていうことでなしに、段々に総括的にやっていくとそういうふうにはやっていかないと、多分組織的にも駄目なんだろうなとこんなふうに思って、町が単独でやっても当然できない、周知なんかそんなにできるわけないので、できることは町もやるとこういうふうな形になろうかと思えますので、連携したことをこれからも進めていきたいと、こんなふうに思っています。詳しい内容と言うんですか、現在の取り組み状況は課長の方から申し上げたい、こんなふうに思っています。

○産業振興課長

それでは具体的なものを説明させていただきたいと思えますけれども、区域の特性を生かした施策というものでありますけれども、辰野町で言えばホテルですとか蛇石やしだれ栗の天然記念物だとか、そういうような自然。それからシルクですとか、先ほどの御柱なんかもそうですが、歴史、文化と、そんなようなものも観光資源を活用する取り

組みになるのかなとそんなふうに考えております。それから広域的な連携協力という面では何回もこれは出ておりますけれども塩嶺王城観光開発協議会がございしますが、塩尻、岡谷、辰野でございまして「塩嶺王城パークラインハーフマラソン大会」というようなものを作ってございまして、昨年は5月にやりまして637名の参加者がいました。効果的なものという辰野で言えばその時に、かやぶきの館の入浴割引のようなものも付けてございまして、そういったところも副次的な効果があったかと思っております。それから「初期中仙道ウォーキング」ということで、これも塩嶺王城の中ですが岡谷から小野まで、それから塩尻から小野までということで248名ほど参加がありました。同じく産業観光モニターツアーということでJRを使って発酵食品を巡るといようなものもございまして、JR辰野線を活用したりしております。そういう効果もありました。それからあとは上伊那観光連盟ですとか、観光連盟では新宿での観光キャンペーンということで物産販売ですとか、辰野の物産も販売をさせていただいております。それから上伊那北部観光連絡協議会、これは辰野と箕輪と南箕輪でありますけれども「飯田線と天竜まったり散歩」ということで昨年は145名の参加がございました。あと最近では信州シルクロード連携協議会ということで辰野の場合にはシルク関連で赤羽焼きがありますので、美術館を使ったりして、こういうパンフレットを一緒に作ったり、モニターツアーを実施したりしております。それから最近では外国人の観光が大分増えてきておりますので、インバウンド観光という観点からパンフレットの外国語化を対応しております。町の観光パンフレットも中国語、英語、韓国語、日本語というようなことで作っておりますし、上伊那北部観光連絡協議会の「ほっとする 信州 伊那谷北部の旅」というようなパンフレットがありますがこれも同様の外国語で案内をするようにしております。それから今回の地方創生の事業で辰野美術館のパンフレットもやっぱりこんなような形で外国語の表記をしたり、観光サイト、ホームページの観光サイトでは英語のページも作成したりするというような取り組みをしております。以上です。

○小澤（8番）

さまざまな取り組みがなされているということが分かったわけですが、ぜひ観光というのは地域の発展のために非常に国の例をみましても重要なものだと思っております。先ほど町長さんも言われましたように辰野だけではなかなかできないこともあると思いますので、ぜひこれからも広域的な取り組みを進めていただければと思っております。よろしく申し上げます。続きまして観光資源を利用しての人口減少対策について質問い

たします。辰野町の観光スポット、観光施設の利用状況について辰野町発行の『町勢要覧』によりますと、観光と文化財として「ホテルの松尾峡」「横川峡と蛇石」「小野のシダレグリ自生地」などの7項目が掲載されております。また、平成26年度の利用状況を見ますと、横川峡に6万7,700人という大勢の方々が冬場を除く、ほぼ8ヶ月の間に訪れていることは非常に驚きでもございます。これは国天然記念物、蛇石や三級の滝、また東洋一と言われる横川溪谷の紅葉など町内有数の観光資源の賜物と思っております。しかしこの数字は平成26年度の利用状況ということで、平成27年度は諏訪大社上社の御柱の御用材が三級の滝近くの国有林から出されたことになり、大勢の皆さんが御用材を見学を訪れるなどして、横川峡、かやぶきの館ともに利用人数が大幅に増えております。また、諏訪大社の御神木となる御用材が搬出された地ということから、また一つ横川峡に観光資源が増えたこととなります。また、今日の篠平議員さんの質問にもありましたが長野県の自然エネルギーの普及拡大を施策として位置づけられた横川ダム水力発電所設置計画や、町のご尽力によりこの御用材がかやぶきの館まで搬出に使われた林道一帯、三級の滝からかやぶきの館までが「横川溪谷原生林トレッキング」の名前で新日本歩く道紀行100選に認定されました。質問いたします。今回の横川溪谷原生林トレッキング、横川ダム水力発電所が加わった横川溪谷が今まで以上に観光名所となると思います。これを観光のみに終わらせるのではなくて、人口減少対策の一環として雇用や定住といった分野も含めた総合的な効果に繋げてほしいと期待するところですが、どのような施策が考えられるかお伺いします。また、横川ダム周辺には紅葉、横川ダム親水公園との平成18年辰野町観光協会の案内看板が設置されております。その後、あまり手が入っていないようですが、観光協会事務局としては今後どのように関わっていく予定があるのかについてもお尋ねいたします。

○産業振興課長

横川峡の利用者数でございますけれども、平成27年度末の利用者数は6万9,900人ということで、今議員がおっしゃった数に対しまして1.03倍と微増をしております。これは議員、ご推察のとおり諏訪大社、上社の御用材が横川国有林から搬出をされまして、かやぶきの館に安置されているということから、見学に訪れた方が多かったことがプラスの要因ではないかというふうに考えております。このことから諏訪大社の御柱が横川溪谷への誘客の観光資源になったと言えるのではないかと思います。かやぶきの館へも多くのお客さまが訪られまして昼間の売り上げが増えました。具体的には2月の前年比

をみますと売店で 127.2 %、そばコーナーでは 130.2 %、入浴は 111.5 %と経済への波及効果がございました。今まで、かやぶきの館の諏訪方面が弱かったわけですが、これがリピーターに繋がってほしいなというふうに願っているところでございます。また今、ご案内いただきましたようにかやぶきの館から三級の滝までの所が新日本歩く道紀行 100 選に選ばれて、この森の道ということで認定されたわけでもございまして横川溪谷原生林トレッキングというものが活用できるということで、今後さまざまなメリットが期待できると思っております。先ほどの御柱の柱が切り出された場所というようなキーワードで、それらを活用して取り組んでいければ良いのかなと考えておりました、新年度にこの横川溪谷原生林トレッキングについて、いろいろなものやしていきたい、ルートマップを制作したり、コース案内看板を設置したり、ルートマップ作成のためのワークショップを開催したり、観光ガイドの啓発、それから蛇石のキャンプ場の炊事場の屋根の修繕工事というようなものを予算化をしております。この認定によりまずメリットとしますと、ウォーキングウェブサイトでPRされるというようなこともありますし、そのことによって地域の観光促進、地域の産業物産等がPRされていくという効果もありますし、大手旅行代理店等が連携できるというような可能性もありますので、そういった効果。それからメディアとの連携協力ということで大手新聞社と連携協力してPRできるかもしれないというようなことも予想しております。こういう交流人口が増えれば地域が活性化しますので、定住だとか、雇用にも結びついていけば良いかなとそんなふうに期待をしております。以上です。それから、看板の件ですが、看板については撤去するか、更新するかにつきましては地域だとか、施設の活用にとって有益となる方法で地元と相談しながら考えていきたいと考えております。

○小澤（8番）

トレッキングの関係にしても、これがいろいろ町だけでやるのではなくて旅行業者等も含めてやっていただけるということですので、相当の効果が期待できる場所です。また、かやぶきの館にしましても現在でもソバの体験とか、また炭焼き、この炭焼きの方はやっている方と相談しなければいけないかもしれませんが、炭焼きの体験等、またその裏に機織り機がございまして。その機織り機にしても今ほとんど使われていないと言いますか、少数しか使われていないみたいですが、ちょうど岡谷市がシルクの関係でやっているというような関係もありますので、それとの連携等も考えていただく中で活用していただければ有効になるのではないかとこのように思っております。また、

先ほどの観光協会の関係ですけれど、あの案内板に沿っていきますと夏場ではちょっと樹木に覆われていまして、見えないわけですが今の時期、樹木がない時期ですと東屋、それからバーベキューハウス、それにトイレ付きというような広場がございます。あれも大分使われていないような感じがしますので、それらの施設を有効的に使って観光的な要素を取り入れ、先ほど課長さんの言われるように人口対策、人口減少を食い止めるような方策にしていただければ幸いと思っております。それにはやっぱり教育の問題にも入りますけれど、今いる児童が帰って来て、川島の良さを知ることによって人口対策にも繋がっていくと思っておりますので、くどいようですけれどぜひ、教育委員会において今の制度を改正していただき、親子ともどもその施設を楽しめる、また御柱を楽しめるような方策をとっていただくことをご祈念申し上げたいと思っております。

3番目の南信森林管理署横川森林事務所の財務省への所管替えについてでございますけれど、この質問事項を上げる前には所管替えがあるのではないかというようなことを聞きましたので経過についてお聞きする予定だったですけれど、町のご配慮によりまして現在確定ではないというように聞いておりますので、この質問については取り下げさせていただきます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位12番、議席2番、根橋俊夫議員。

【質問順位12番 議席2番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（2番）

それでは通告に従いまして、辰野病院の問題とそれから地域づくりということで2点について質問をしてみたいと思っております。最初に辰野病院のこれからの経営ということについて質問いたします。医療と介護をめぐるこの問題というのは年々深刻になってきております。特に地方のこの医師不足というのは、むしろ悪化をし、そして国民健康保険や後期高齢者医療制度というのは保険料負担がもう限界に達して、このままでは制度の継続性も難しいのではないかという局面を迎えております。こうした状況は、この間の政府の一環した医療介護に対する国庫負担の軽減にあるというふうに考えています。このような状況の中で政府は更なる医療費の削減を図るために、公立病院に対して28年度中に新たな改革プランを策定するよう求めております。そして都道府県に対して地域医療構想を定めることを義務付けて病床数の削減などの旗振り役となることを求め、この改革プランの作成に当たっては県が定めるその地域医療構想を踏まえたものとするこ

と。そして28年度から開始される介護保険制度の改正に合わせて導入された、地域包括ケアシステムにおいて果たす役割を明らかにすることを求めています。改革プランに関する昨日の答弁では、これから構想をしていくということでもありますけれども、私はもう早急にこの準備作業に着手するべきであるという立場から質問をしまいたいと思います。なお、若干質問の都合で通告と順序が前後する部分もありますが、ご了承をお願いしたいと思います。まず、この辰野病院が町の医療体制の中で現在どのような役割を果たしているのか。また、上伊那医療圏での役割について押さえておきたいと思います。現在、町内の医師数は常勤医で14名、非常勤を入れても20人に満たないという県内で最も医師が少ない町の1つになり、患者の約半数が町外の医療機関を頼っている現状があります。そんな中で外来で約16%、入院で約20%の患者さんが辰野病院を受診をされております。10年前はともに約30%ぐらいありましたので、低下はしておりますけれども当時より医師数が半減しているということを考えれば、まさに町民にとってはなくてはならない病院であるということは間違いのないところであります。また、この上伊那医療圏で見えますと、基幹病院である伊那中央病院には高度医療が集中をし、回復期の患者の受け入れ先として辰野病院が昭和伊南病院とともにその役割を担っております。つまり上伊那医療圏における病院連携の流れの中で、辰野病院はなくてはならない重要な役割を果たしているわけでありまして。さて、長野県は昨年10月16日に2025年度の必要病床数の推計値と2014年度病床機能報告の比較というデータを公表し、このデータを基に県の地域医療構想を策定することになっておりますが、この2025年には全県で約3,000の病床を減らす計画だと言われております。この報道には大きな反響があり、病床数削減反対の議論が巻き起こっております。ところが、上伊那医療圏ではこの必要病床数1,364床に対して63床の不足ということになっております。更に、この病床数を機能別に見ると高度急性期と慢性期は充足はしているものの、急性期、回復期が不足をし、特に回復期については必要数の3分の1に現状満たない状況が明らかとなっております。つまり、上伊那医療圏では現状でベット数が過剰どころか足りない状況であり、県下で最下位の医療体制だということでもあります。したがって病床数の拡大を求めていくことが課題であり、この面でも辰野病院の上伊那医療圏における役割はますます大きくなっていくものと考えられます。こうした立場から、私は上伊那広域連合議会においても上伊那医療圏の医療体制を充実させていくためには辰野病院の充実がどうしても必要であると訴えておりますけれども、辰野町の立場は厳しいものがあります、と感じてお

ります。それはなぜかと言うと伊那中央病院と昭和伊南病院は一部事務組合立であり、単独で運営しているのは辰野病院だけであります。そういう事情とそれから先ほども申し上げましたが辰野町の患者さんの受診というのが、諏訪医療圏や松本医療圏に依存している割合が高いという事情があるからであります。そこでこれからこの辰野病院の改革プランを作成していく上では、県や上伊那医療圏の関係者に対して辰野町の実情、そしてまた辰野病院の役割、機能、広域連携、医師確保などについて積極的に発言をし、議会を広げていくことがどうしても必要であるというふうに考えています。去る、7日には上伊那医療圏の地域医療構想調整会議というのが開催されて昨日、報道もされておりますけれども、これからいろんなこうした会議が様々もたれたりして、まさにこういうものとの関係の中で辰野病院改革プランを作っていくかなきゃならないというのが現局面かと思えます。そこで町長にお伺いいたします。こうした状況の中で、この辰野病院改革プランを作る上で、この病院機能あるいは今後の経営形態、あるいは医師確保、そういったことについてどのような内容のこの発信をしていくのか、まずお伺いをいたします。

○町 長

根橋議員にお答えをしたいと思います。辰野病院のことについて大変厳しい状況にあるってことは皆さん方、ご存知と言うんですか、理解をいただいていると思うんです。今、言われたような地理的なものですか、経営的なもの、こういったことがありまして多くの人に分かっていただきたいっていうのが本当の私どもの気持ちでありまして、それぞれ町が単独で経営をしているという病院というのは大変、今少なくなってきたんですかね、少ないと言うんですか、それなりのあれなら良いんですけども、何でも自分でこなせてやってきた時に辰野病院というものを単独で守ってきたというのがですね、段々に人も減ると言うんですか、お医者さんも数が減ったりすると、今までの私たちのイメージでは、そこへ行けばこれだけのことをやってくれたけれども、今は、今と比べるとうんと悪くなってきている。確かに実際が悪くなってきているんですけども、みんな悪い、悪いというこういうことでおっしゃられてですね、今どういう状況かっていうことはあんまり理解はしてくれているとは思いますが、なかなか厳しい。医者も専門がありますので、行っても診てくれない。そういったことも多くあるわけでありまして、なかなか病院だとかそういう所では大変難しいっていうことが専門の眼科の先生とかいろいろありますので、そういったことをもっと住民の

皆さん方、理解してもらいたいなあって思っています。それとは別にですね、今言われたような新たな医療圏と言うんですか、その病院の役割と言うんですかね、そういったものを今度やっていく時に少しでも今の立場をもって言うんですか、ベット数を守ったりとか、そういったことをしていかなきゃいけないんですけれども、お医者さんが確保ができないっていうのが一番のネックなんですね。系列に入っていないっていうこういったこともありますし、お願いをして来てもらうにもなかなか厳しい状況、要するに医者としてそれ自分がどういうふうにレベルアップしているとか、いろいろ考えた時になかなかそういった面では難しい立場の病院だと思うんですね。そういったことを進めると言うんですか、計画をもって、じゃあ何年、来年は1人増やして、再来年はもう1人増やしてってこういうふうなことが确实視されないっていうのが非常に不安なところでありまして、そういったところにみんな苦勞していただいている。そんなことでありまして、機会を捉えて病院の職員ともども、いろいろそういったことをやっているんですけれども、追いついていかないっていうのが最大の悩み事だろうと、こんなふうに思います。そういった中で病院を中心に今言われた上伊那のそういった所でもって、発言したりだとかいろいろなものを計画をしてやっていかなきゃいけないっていうことは確かでありまして、そういうことを進めていくんですけれども前提のなるものがなかなか思い通りにいかないっていうことで苦勞していると、皆さん分かっていただいているとおりに思います。病院の事務長の方から。

○辰野病院事務長

病院の現状については根橋議員のおっしゃるとおりだと思っております。また、ただ今町長の方にもお答えいただきましたけれども、単独でやはり病院経営をしていくという事は非常に厳しい状況です。医師さえいけば全ての問題が基本的には解決するわけですが、医師の確保に関しましては現状ではまだ本当に難しい状況です。また信州大学の方にも先日行ってお話をしてきましたが平成29年度から、また新たに国の専門医制度等が始まります。その影響がありまして、特に内科の方でもやはり確保が難しい、うちのような小さな病院の方に派遣するのは厳しいっていうところを返事はいただいております。そういう状況でありますので、今後、伊那中央病院とか公立3病院の中で連携して上伊那全体として医師確保をしていこうという話で伊那中央病院ともお話ししている状況です。上伊那全体の方に医師が来ていただければ、中央病院が充実してくれればその中からまた、辰野病院にもしかしたら派遣してもらえるかもしれないという先の長い話

ではありますが、ある程度何かそういう目処をつけていかなければいけないかなと思っております。また、先日行われました地域医療構想、上伊那の会議です。一昨日行われまして、本日、新聞報道等にも出ておりますが、構成メンバーの方が各市町村の保健福祉課長、辰野町からは保健福祉課長が出ております。それから介護の代表の方とか、薬剤師会の代表の方、歯科医師会の代表の方等、出ておりますが、実際にこの内容がやはり病床機能の方の話になってしまいますので、この調整会議の中でなかなか話をまとめていくというのが難しいということで、この下部組織みたいな役割として病床を持っている民間の病院の方、診療所の方、公立3病院、合わせましてワーキンググループのようということで、再度話し合いをしていこうということになっております。早ければ今月中に開催する予定です。その中でまた改革プランにつきましても早急ということですがなかなか現状を見ますと、どういうふうに数字をもっていったら良いか、医師確保が不明な中でどのようにやっていったら良いかというところは、非常に苦慮しております。先ほど町長も言いましたけれど、病院の現状というものをやはり多くの住民の方に知ってもらわなければいけないということで、プランの策定に当たっては今後、外部の方の委員とか運営委員会の方とか前回のプランを策定した時のように、住民の意見を聞く機会も設けたいと思っております。プランに関しての現状は以上でございます。

○根橋（2番）

この今度の改革プランはきわめて内容が複雑で、難しくなるのではないかというふうに見ております。今も最重要課題である医師確保だけ考えてみても単純に辰野病院だけで努力してどうにかなるという課題ではないし、そういう意味では国のガイドラインでも今も言われましたが、中核病院からの派遣だとか、あるいは経営形態とも絡んできますけれども、より大きな組織を持っている、例えば長野県で言えば厚生連だとか、あるいは日赤、こういった所との連携の中で医師確保をしたり、あるいは経営統合もしていく、あるいは今度は自治体の中では今度は今は上伊那の中、一部事務組合が2つとうちということですが、それも更にまとめた形で地方自治体として全体をやっぱり経営統合していくべきじゃないかとか、とにかくいろいろやっぱり全国的にもうこの自治体病院のあり方っていうのは実に資料を見てもさまざまで、やっぱり特殊性があると。そういう中で一言で言えば、辰野病院の置かれている位置というのは、先ほども申し上げましたように非常に複雑でかつ重要な位置を占めつつある中で、町長も言われましたけど、この現状というのをやっぱり議会も当然ですけれども、現状をまず知りながらどうする

かっていうことについてはやはり、かなり内容のある議論をして県なり国を説得をしていかないと病院が存続できないじゃないかというふうに危惧をしているわけです。そういう意味ではちょっと個別対策へ入る前にこれから、今も事務長の方でも苦慮しているという言葉がありましたけれども、ぜひ庁内でまず言いたいことは、町長を先頭にですねこれを支えていく、言ってみればこの理論武装と言いますか、単に今の医療部門だけでなく福祉、それから財政、まちづくり、こういったことから全体をやっぱりカバーするようなプロジェクトチームを作ってですね、内容のあるやはり形で改革プランの素案というものを、早めにやはりこの骨格から作って行って町民にも示しながら、大事なことは県、国、それから広域連合、上伊那医療圏全体ですね、ここに発信をしていくっていうことをどうしても急いでいただきたい。もうこれで6月から県はもう、県の構想を発表し9月、10月秋ごろには、ほぼ骨格が決まっていこうと。こういう中で例えば広域連合で伊那中央病院の役割の見直しを迫るということになると、それなりの我々、根拠を持って迫っていかなくちゃいけないことになりますので、そういう意味ではまず、庁内です、この前もこの移転の時にはそういったことをちょっとやった記憶があるわけですが、まず庁内でそういったプロジェクトチームを作ってこの問題の所在から最終的な辰野病院の目指す理念なり、モデルと言いますかね経営モデル、こういったものを作り上げていただきたいと思っておりますけれども、そのことそういったプロジェクトチームを作ってやっていく考えはないかお伺いしたいと思います。

○辰野病院事務長

庁内の方の検討ですが現在、辰野町の方では保健福祉医療の関係部署が集まった会議を設けております。その中の方には総務課も入っておりますし、まちづくりも入って副町長筆頭に行っておりますので、その中で今後検討していきたいという話を前回の時に話をしてあります。そこでまず、叩き台を作らないことには皆さんの方にも報告できないかなとか、相談できないと思っておりますので、そこを基盤としていきたいと思っております。以上です。

○根橋（2番）

分かりました。そういうことであればぜひ、情報を網羅しながらその点で取り組みをしていただきたいと思っております。個別のちょっと課題で若干、医師確保体制についてお伺いします。これについては先ほどもいろいろの点で絡んで来るわけですが、本当に一言で言って、医師を確保できれば、かなり好転できるということですが、非

常に困難な課題と。しかも先ほど言われたように29年度から更に専門医研修が始まるというようなことで、更に不透明感を増している。こういう状況であるわけですがけれども、一方、じゃ今年の関係によりますと、今、都市部では結構、医師もあふれておりまして開業医も非常に、新たに開業する先生も増えてくる中で、いわゆる開業医の倒産ということももう始まっている。そういう中で医師のリクルートと言いますか、そういったこともプールは段々年々歳々、変化をしてきている中で、やはりいろんな先ほどもありましたが医師の中でもワークライフバランスだとか、移住定住だとか、あるいは地域の医療研修をしたいとか、とにかくいろいろな医師の側でも転職と言いますか、そういう新たな職場を求めての動きもあるというふうにも聞いておりますので、言いたいことは要はもう少し、医師確保の動きというのを単に辰野病院というホームページで出すだけではない形で、今のいろんなまちづくりの中で考えられている制度、あるいは上伊那広域の中で考えられている制度、そういう中でリンクしてやっていく必要があるじゃないかと。特にここで強調したいのは現在上伊那広域連合では看護師さんの確保という形で奨学金を独自に出して今やっております。28年度まではやるんですが、29年度以降、財源をめぐってこれからまだ検討ということになっているんですが、医師についてはやっております。再三これも医師についてやれば、先ほどのお話のようにこれは辰野病院にもし来なくても、伊那中へもし来ていただければそれはその分だけ全体としては上伊那医療圏としては、朗報になるわけですので、要はその医師確保もどうだっという提案をさせていただいているんですが、要は来年29年度以降、財源が県から来なくなるっていうことで、その看護師さんの分もちょっと不透明感があるんですね。要は看護師対策、それから医師確保に対して上伊那広域連合に対しても要するに広域的に確保していくような取り組みをぜひ辰野からは辰野病院を運営しているという立場から発信をしていただきたいと思いますけれども、この件に関してはいかがでしょうか。

○町 長

看護師さんの関係はですね、町でも奨学金制度出して、町単独でやっております、その効果は出ている。そんなように思います。広域で今言われたようなお話もこの前、議会でもされました。そういった状況になればあれだと思いますけれども、全体として増えてくれればそれはそれにこしたことはないと思いますけれども、広域としてそういったふうに素直になっていくかって、ちょっと分からない状況だと思います。またそんなお話もあればあれなんですけれども、なかなか自分の所を中心に皆、考えますのでなか

なか厳しいところがあるのではないかとこんなふうに思います。町でももしそういった要望があれば、個人的にあればそういったものも当然やっていけば、いずれは帰ってくるってことになりますので、あれですけれども全然知らない人がふっと来るわけはありませんので、そういう希望の人がもしあればですね、そういった予算付けだとかそういったものはしていったらいいかなとこんなふうに思いますけど。

○根橋（2番）

今、非常に朗報というような形で受け止めたわけですが、辰野町、現在だけでも30、40人のドクターがおられるというふうに聞いていますし、出身のですね。あと、毎年高校生から医学部へ進学される子どもさんも、少なからずいるという中で、やっぱりそういう経済的に厳しいというような家庭の場合にですね、積極的にやっぱり医師、医学部へ進学する段階からやっぱり町が何らかのそういう、あるいは広域連合が、そういう形で対応していくということは子どもさんにとっては非常に有意義なことだと思いますので、ぜひ、それについては引き続きそういう立場で発信をしていただきたいと思います。次に病院の経営について伺いたいと思います。これについては、経営状況を直近のものをお伺いしますと、入院、外来とも前年を上回る収益を上げているということで、医業外収益を含めた損益計算では1億2,000万円の現状では黒字ということのようであります。非常に関係の皆さんのご努力には敬意を表するところですが、しかしこの医業外収益を除いた損益計算というところを見ますと、いわゆる数千万円の赤字というふうになっております、かと思えます。これは本当にギリギリの経営をされている状態で医師が新たに確保されない限りこうした状態は続かざるを得ないというふうに考えているところですが、一方でこの起債償還分だとか、不採算部門医療に対するいわゆる交付税措置をこの財源として今も繰り入れているわけですが、これが今後どこまで持ちこたえられるかというようなこと。それから1番心配されるのは国が3年平均の病床利用率が70%下回るような場合には、この交付税を削減するというようなことも書いてあるわけですね。このような対応は全くもう言っていることと、やっていることが違うということで国の姿勢を批判をしなければいけないわけですが、トータルこういったやっぱり状況の中で、辰野町としては医師不足、それから山間地での医療、それから在宅医療支援などもこれからやっていかなきゃいけないというような状況で、この交付税措置の削減というものを阻止っていう言葉が強いですが、これをやっぱりやらないような形で特別な取り組みを強めなきゃいけないと思いますけれども、こう

いった一般会計からの繰り入れ、その財源対策についてはどのような見通しを持っておられますか。

○辰野病院事務長

議員おっしゃるとおり交付税70%、3年平均で病床利用率低いと交付税措置があります。それをこちらの方も院内の中ではこのことを大きく言いまして、最低でも70%は絶対死守していかないと、もう町からの交付金も繰入金減らされるから、というところで今、職員の中では結構意識の中へ入っております、現状ではかなり良い数字の本当に85%くらいの今は病床利用率であります、ただやっぱり春、夏になりますとちょっとやっぱり病床の利用率が落ちてしまうというところで、今後そのへんの対策をしていかなければならないと思っています。基本的には70を下げないということとは院内の中で意思統一はできております。あと、不採算地区ということでやっぱり特別交付税ももらっておりますので、そのへんは現状のまま交付税の対象になってくると思っております。以上です。

○根橋（2番）

いずれにしましても今度は交付税の事務の方もですね、これは連携しながらやはり辰野町の実状というものを理解してもらおう。こういった努力、あるいは新たな理論的な根拠みたいなものもやりながら努力していくことが大事かなというふうに思っております。いずれにしましてもこの問題、いろいろ複雑に絡んでいるわけですが、一つ最後にお聞きしたいのは、国のガイドラインでも冒頭に申し上げましたけれども、いろいろな経営形態について、どっちみち改革プランには書かなきゃいけないと思うわけですが、いわゆる県、厚生連だとか日赤だとかそういう非常に大きな規模を持っている病院との連携だとか、先ほど伊那中央病院ですかね、そういった上伊那広域の中での経営統合って言うかそんなようなことについては現状では、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

○町長

辰野病院に関してでなくてですね、両小野の国保もですね、厚生連の方で今度は経営形態をやっていただくということで町も塩尻市もそれなりの負担もかかるわけですが、そういった形でやっていただきました。そういうことを考えれば、どこか大きい所へやっぱりお願いをしてっていう形がベストだとは思いますが、今までの経過もありますし、なかなか受ける方でもですね、おいそれと受けてくれないということ

も多分あるでしょうし、もし受けていただいた時でも結果的には起債の償還から始まってですね、いろいろのものは町の負担が今度はものがなくても残っていくというような状態になるわけでありますので、そういったところでも大きな、どっちにしても大きな負担がかかっていってしまうと、こんなことだろうとそんなふうに想像はしています。そういったことも将来的には考えざるを得なきゃ、と言うんですかお願いをしていかなきゃいけない時期が来るかもしれませんけれども、今はですね正式に文書を持ってお願いするとか、そういうことでなくて話の中で院長さん方と話したまにはしますけれどもそれは冗談の域でないかなって、そんなことの状態です。今の状態は。

○根橋（2番）

はい、分かりました。それでは医療関係の最後の訪問看護ステーションのことについて質問をしたいと思います。当町は病院に直営の訪問看護ステーションを設置をして、年々充実をして経営的にも安定してきているということは、非常に喜ばしいことでもあります。今日は今回はそのことは触れませんが、地域包括ケアの流れの中で在宅医療が非常にこれはまた厳しい局面を迎えてくるわけです。そういう中ではこの訪問看護ステーションの役割というのは益々重要になってきているわけですが、今後この5、6年間ですかね、こういった中でのこの訪問看護ステーションの今後の運営と言いますか、方針、どういう形でこの訪問看護ステーションについては運営をしていくお考えかお伺いをしたいと思います。

○辰野病院事務長

はい、訪問看護ステーションについては国の今の方針の中で非常に大事な役割であります。現在、安定的な利用者がありますが、一番のやっぱり課題はスタッフの確保です。やはり訪問看護師になりたいという方が、病院の看護師を探すよりも非常に難しい状況であります。なかなか手がないというところで頭の痛い問題ではあります。現在の状況ではこれ以上の利用者さんが増えるとやっぱりなかなか厳しい状況ですが、近隣の訪問看護ステーションとの連携もできておりますので、お互いそのへん助け合っては行っております。また、訪問看護ステーションの重要度というのが増していく中で、今病院内でも他職種連携ということで毎月1回情報交換等を行って在宅復帰への道を進めていくように取り組んでおります。今後も訪問看護ステーションは大変重要なポジションだと思っております。以上です。

○根橋（2番）

ぜひ、この訪問看護ステーションについては拡充の方向で計画を立てていただくよう要望して、次の質問に移りたいと思います。

次は地域づくりということで、漠としたテーマになっておりますけれども、このことについて質問をしてみたいと思います。現在、各区では1年間のまとめとそれから来年度役員に対しての確立、それから予算編成等の時期を迎えてもっとも多忙な時期を迎えております。この地域の役員というのはご存知のとおり、もう区役員以外にも公民館分館だとか地区社協、消防団、奉仕団、安協などなどたくさんの関連団体の役員や、それから町行政と繋がっているいろんな係、それからJAとの関連する係など、たくさんの係があって、これらの役員構成が非常に今、困難になってきている。これはこの間、議論がありますけれども高齢化、あるいは独居者の増加、それから働き盛りの方々が海外を含んで遠隔地へ勤務、それからそもそも少子化で中堅世代がいらないなどで年々困難になってきていることはご案内のとおりであります。そういう中で区によっては奉仕団だとか安協の役員がもう二巡目を迎えまして70歳近い方々がまた役員をやらざるを得ない。と思えば私も関係していますけれども営農組合では役員の定年は80歳と。80歳までは頑張ろうっていうようなことで今、役員体制を作らざるを得ないというのが現実なのじゃないでしょうか。このような地域の役員構成が年々厳しくなっている中で、更に28年度からは介護保険制度の改正によって月1回やっております、いわゆる一次介護予防事業、これも今度は区が主体的に取り組むという方向になったり、あるいはその1、2年先にはホームヘルプサービスも「結」というような形で区が最終的にはそこも実施していこうというふうに求められてきている。こういう状況になって更に町は町を活性化していくために「まち・ひと・しごと総合戦略」という形では安心して暮らせる地域をつくろうという基本目標を掲げて、地域コミュニティの活性化とふるさとづくりの推進、というようなことでこの地域計画を推進したり、イベント盛り上げたり、町民の間の絆を深める。あるいは郷土愛を醸成するというような、そうしたソフト的な目標もたくさん掲げております。しかしこういう今、現状の中でこの地域社会の役員体制、こういうものがそもそも厳しくなってくる中で、更にこの言っている、言っていることはもちろん間違いじゃないと思うんですけれども、こうした事業、特に介護だとかそういう事業を推進していくということは、もう大半の区では非常に困難というふうに感じているのではないかと私は思っております。これは辰野町だけじゃなくても全国的なことなんだと思いますが、そういうことから総務省ではその人材力活性化研修会というの

を省内に立ち上げをして平成22年には人材力活性化プログラムというのを作成して公表をしております。23年度には地域づくり人の育成に関する手引きを作成をして、いわゆるOFF・JT (Off the Job Training)といわれる研修会を実践をしてかなり全国的に大規模に展開をしているようです。また大学等でも地域づくりリーダーの育成に関するPM理論、いわゆる (Performance & Maintenance) ということ、そういう理論があるようですけれども、それに基づく研究、実践も進んできているようです。こうした資料を見ますとキーワードっていうのは、もう全く新しい地域リーダーの育成であるというふうに言われております。すなわち団体や活動等を統括する役割のリーダー、それから各事業の担い手として主体的に活動するプレイヤー、それからリーダーやプレイヤーをできることで支えるサポーター、これを育成していくことが肝要だというふうに言われております。地域社会は人間集団であって年齢、職業、経済状態、価値観、人生経験など、一人ひとりが異なる人々が日々支えあったり、時には争ったりしながら生活をしているわけでありまして。そうした住民の皆さんの様々な意見を集約をし、まとまった方向にリードをできる、そうした人材なしにいろんな事業が推進できるはずはありません。それは現状、それがうまくいっていないということは、もう地域活動レベルが区だとか地域によって著しい格差が今、生じておりますし、それから審議会等のメンバーもある程度固定化をしてきている。それからそもそも役員のなり手が無い団体ばかりというようなことで、こういった状態は町も十分認識をされているかと思っております。そこで町長に質問するわけですが、これからのこういった地域コミュニティー、これ活性化することは絶対大事なんですけれども、これからこういった地域を引っ張っていける地域リーダー、これどのような方法で育成していこうというふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。また、教育長には学校教育では将来、もうこれも中学でも5、6年先にはいろんな場所でリーダーとして活躍していかなくちゃいけない。あるいはことで、いう点でどんな教育されているのか、あるいは社会教育でいえばどうか。そういった教育はどのような考えでされているのか。そんな点についてお答えをいただきたいと思っております。

○町 長

まさに、地域が苦しくなってきたと言うんですか、決して人材不足ではないと思うんですけれども、地域の皆さん方が大変この役の多さだとかそういったことで困っておられると、そういうことは議員さんおっしゃられるとおりでございます。特に、定年が延長と言うんですか、長くなって60歳から65歳の今まで中核、新しくどんどん入って

きてそういった所へとけこんでいただいた方たちが、先送りになったっていうそういったところが急激にきたっていうところが、この大きなギャップが生まれてきた1つの原因だろうと、そんなふうに思っています。しかしながら多くの、今までの中でいろいろの役が多たっていうのも、役が多かったりいろいろするの、それぞれの前は議員さんたちがいろいろのことを話してご説明申し上げて、そういったものである程度、合意ができていたわけでありまして、かつて、ちょうど自分たちの範囲じゃなくてもっと住民の人にいろいろ聞けとか、そういったことが一頃すごく増えて、いろいろの意見を聞くために多くの審議会とかいろいろの会ができて、それぞれそういったところへ投げかけたりする組織がいっぱいできたっていうか、そういったことも役が増えた原因の1つにはあるんだらうとこんなふうに思います。そういったことで、地域の今度はリーダーを育てるというふうに今、まさに大事なところでありまして行政として、じゃあ直接、人的マンパワーでもって町がどうこうすること、なかなか難しいわけでありまして、その地域の中でそういった意欲のある人たちが後継を作っていくっていただく。そういったことに対して町はいろいろの面で、それに対して補助をすることか、研修に参加してもらおうとか、いろいろの形でお手伝いができる。段々なくなってきましたので、そういった制度も設けたりして積極的に参加していただきたいという、そんなことでやっていく方法しかないと思っているんですね。国は一時的にやればって、通知出せば自分たちが働くわけでもないし、いろいろするわけでもないんで、今までやっていたものを振り替えるという形で、特に介護予防だとかそういったものの破綻の中、破綻と言うんですか、見直しの中で地域に押し付けてきたっていうところあるかもしれないけれども、そういったことも含めて、本当にこれから、いかにそういったことにみんなが協力していただける体制を作っていくかっていうことが大事なことでありますので、ぜひ、そういったことを今、いろいろやっていますけれども更にどうしていったら、地域のそういう人たちが動いてくれるかっていうか、積極的に一步踏み出してくれるかって、そういうところでありまして、町としてできることってというのはそういったお手伝いを少しでもできることだろうと、そんなふうに思っています。具体的にどんな方法でやっているかっていう、多分いろいろの所でリーダー研修会だとか、そんなことをいくつもやっているんですけども、なかなかそういった所へは行くっていえば遠くでやったりとかありますので、難しいところもあると思うんですけども、そういった状況をやらなきゃいけない、そんなふうに思っています。町としてお手伝いできるのは地区担当だ

とかそういった制度設けて、地区の人たちにとっていうことになりますけれども、地区の皆さん方もそれぞれのやり方だとかそういったことありますので、それぞれ要望によってということになりますので、これからも新しい制度を取り入れていくということになりますけれども、どんなふうにその人たちが働きやすいとか、関わりやすい雰囲気を作ってもらおうと言うか、そういった場所に入り込めるところを地域の皆さん方につくっていってもらおうという、そういったことだろう、が一番の重要なところだと思っています。以上です。

○教育長

根橋議員の質問にお答えしたいと思います。将来にわたって地域のリーダーとなり得る人間の形成ということですが、私はこれ子どもの教育というのは非常に大きいだろうと思っています。学校教育がまさに勝負だろうな、そんな気がしているわけයි。具体的には主体的に考えられる、あるいは主体的に行動できる子どもの育成にかかっているんじゃないかな、って。ここの部分が抜けたら大人になっていろいろな研修やってもやっぱり駄目なんだろうなって思っています。そのためにはやっぱり学校教育での学び方なんですけれど、ここらへんが1つの大きな鍵だろうなと思って、私4点考えてみました。これ今までの議会の答弁でも答えてまいりましたけれど、まず1つめとして地域の方々と積極的な交流。これ体験をさせるということ。昨日もありましたけど、ふるさと学習をしっかりと行うこと。ここで大事なことは子どもたちに本物を与えるということだと思います。2つ目ですけど、本物与えた、新たな事象を目の当たりにした時に子どもたちがそれをしっかりと捉えて、子どもたちに考えさせる。大人の先入観を与えるんじゃなくて子どもたちに考えさせる。課題等を子どもたちに見つけさせる。3つ目ですけど、その課題に対して今度は子どもたち自身に解決策まで考えさせる。4つ目は解決策まで考えさせたら、実際に今度は提案をさせてみると。子ども同士、お互いに議論させていってお互いの考えだとか思いを深めていく。これにあるんだろうなと思っているんですね。この1番の良い事例、この近くで言いますと両小野小学校中学校で行っております「たのめ科」のアントレプレナー学習、いわゆる「起業学習」、仕事を起こすという方の起業ですね。起業学習だろうなと思っています。これは町としても多いに参考になる事例だと思っていますし、町の中で言うならば辰野高校と一部ではありますけれど、辰野中学校の生徒がコラボして取り組んだと、ここらへんもあるのではないかなと思っています。今、小学校、中学校もそうですけれど生涯にわ

たって学び続ける力、まさに主体的に考えられる力を培った人材の育成ということとはとても大事にされております。これは従来学校教育で言われてきた教師からの一方通行の、あるいは知識注入型の授業ではもう駄目だということで、まさに今、4段階のステップを踏んだような学習をしていかなければいけないという、こんなところが今注目されております。これは最近の言葉で言いますとアクティブラーニングという言葉で括られていて、今、学校の中では非常に流行っている言葉ではありますけどね。この手法は何も最近出てきた手法じゃなくて今までも、これは大事にしていかなければいけないというふうに言われていたわけですけど、特にここ1、2年注目を浴びている手法ということになります。このようなことを通して主体的に考える、行動できることができる人材が培われていくんだろうなと思っております。この上に今度はさまざまな大人になってからの研修が入っていけばというふうに考えています。以上です。

○根橋（2番）

非常に、町長それから教育長の答弁、内容があるものでしたのでそのとおりだと思います。いずれにしても識者の言葉でもキーワードとしては今までとは違うリーダーのイメージということと、それからやはり子どもも含めて基本的人権というものを理解した上での自分の頭で考えるという、そういう習慣を身につける、小さいうちから身につけ、そういう大人になっていくということがキーワードのようでありますので、ぜひ、ここで要望は研修会、区長さんはじめ、新年度が始まれば無理のない範囲からやっぱり、今どういうことが求められているかって言うことを、やはりそういった専門家を招聘しての研修会などを充実していただいて、これは一気に進みませんので少しずつ、やっぱり大事なことは役場が直接手を出してじゃなくて、やっぱり地域の人を育てるしかないと思いますので、そこでの手助けをお願いして、最後の質問に移りたいと思いますが、ふるさと就職祝金事業のことなんですけれども、これ27年度に既に秋に実施されたわけなんですけれども、これ実は不評でして、なぜかって言うと、いただくのはいいけど辰野町の企業に勤めないと駄目だということであつたわけです。この間ずっと、今回の議会でも移住定住、それから定着、ふるさとへ帰ってくる、これは別に辰野町の企業に勤めるだけでは無理がありますので、辰野町のむしろ地の利、ここに住んでいるいろいろの所へ勤めてもらうというようなこともやっぱり大きなコンセプトでありますので、今後のこの事業展開については、やっぱりそういう立場でやるべきだと思うわけですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長

議員おっしゃるとおりでございます。今回のこのふるさと就職祝金事業につきましては一応制度が辰野に帰って来た方で、町内の企業だけではなくて町外の企業でも祝金を交付するようにしております。ちょっと申し上げますと、この制度ですが、26年度の繰越で地方創生先行型事業で実施しているわけでございますけれども、町では就職情報、学歴情報がないものですから、本年1月1日に町に住所のあります学卒者、26歳までの方と、40歳以下の再転入した方、辰野から出て行った方が帰ってきていただい方を対象に住民の方1,032名を抽出しまして、申請書を1月に送付をいたしました。大学生なんかは住所を移さないでここに置いてあって、都市部に行っているという方も多いものですから、そういった方が辰野に戻って来たということが証明できるような形であれば認めました。現在、申請者があって24名で一応3月中には1人3万円を支給するというような手続きを進めております。就職先について町内が1人、町外が23人というような実態でございます。そんなことでありますのでよろしく願いいたします。

○根橋（2番）

いずれにいたしましても、やはりここの地域に住んで、やっぱり仕事を得ていくということが非常に大事なことでありまして、そういう意味では企業の就職だけに留まらず、農業部分であるわけですが、町内で起業って言うんですか、自営って言うんですかね、そういうようなものをする若者に対しても温かい支援をしていく方策も考えていただくことを要望して質問を終わりたいと思います。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は午後3時20分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 15時 5分

再開時間 15時 20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位13番、議席10番、宇治徳庚議員。

【質問順位13番、議席10番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（10番）

しんがりの時間がまいりましたので、最後まで時間のご容赦をお願いしたいと思います。私が今回取り上げた項目は安全安心で、いわゆる代名詞とも言える防災、消防、医

療の3分野で一応私の目線のレベルで捉えた現状とその対応についてお聞きしてまいりたいと思います。あさってですか、この3月11日で東日本大震災から丸5年になります。いまだに仮設住宅で暮らす人々は6万4,000人。原発事故で福島県内外に避難中の人々は10万人ということですから、地震・津波・原発事故の「三重災害」からの復興は道半ばで復旧工事は5年の歳月分だけ進んでも、被災者の願い、住み慣れた町、目に焼き付いたふるさとの風景など、人も町も自然も本当の意味の「復興」となると、どれだけの時間が必要か計り知れないところであります。一方、温暖化によると思われる地球環境の変化は、かつてない規模と回数の豪雨・豪雪等による災害を全国各地で頻繁に発生させ、私たちの生活を直撃しています。わが辰野町においても18年豪雨による土砂災害から10年、その教訓は防災・減災対策の推進、防災意識の向上と相まって、防災管理は以前にも増して着実に前進していると私は考えております。今回、私は防災・消防・医療の3分野での安心安全の現状と対応についてお聞きしてまいります。最初は、自然災害と防災対策についてであります。町では、本年度「崩壊危険箇所抽出及び地域防災力向上事業」として小野区で実施され、防災マップに展開されました。この事業は地域防災にとって最も有効な対策の1つであるとされた取り組みと聞いておりますが、それはどのようなものなのか、まずその点からお尋ねいたします。新しい小野地区防災マップと、今ある町防災マップとの違いは何なのかをご説明をいただきたいと思います。

○総務課長

それではお答えをしていきたいと思います。まず防災マップの関係でございますけれども、土砂災害防止法に基づきまして、県においては土砂災害警戒区域等を指定しております。町はそれを活用しまして、ハザードマップを作成し、今まで公表してきているところでございます。このハザードマップにつきましては梅雨時期の集中豪雨ですとか、台風に伴う豪雨などによりまして土砂災害が発生した場合に被害が及ぶ恐れのある区域を示しております。土砂災害が予想される場合や、土砂災害が発生した場合に町民の皆さん方がきちんと避難できるような適切な行動を取ることができるように作成をしたものでございます。平成18年の豪雨災害以降に沢底地区におきましては、農山村を災害から守る会というのを立ち上げまして、沢底地区の危険箇所のリストアップを行ってきたところでございます。町ではその経験を生かせないだろうかということで、本年度、同様な地質が分布すると考えられます小野地区において、危険箇所が分布する可能性があるということが考えられるため、崩壊危険箇所の抽出、それから抽出結果を踏まえ、中

村、下村、新田地区を対象に防災マップを作成してきたところでございます。現行の町の防災マップの精度の向上を図って、高度の活用化を目指したものであります。土石流を引き起こすエネルギーとなります崩壊危険箇所、いわゆる災害発生箇所を表示しまして、また住民参加の下、危険崩壊箇所以外の危険な道路ですとか、河川、沢ですとか、あるいは避難ルート、避難場所も表示をさせていただいたところでございます。合わせてかつて、起こった災害時の予兆現象なども記入をさせていただいて、実用性の高いマップを作成したというふう考えております。

○宇治（10番）

18年災害が起きる、過去300年以上も起きたことのないと言われている土砂災害のなかった今ご説明いただいた飯沼の中村に加えて、下村と雨沢新田の3地区において実際に土砂崩落が起きやすい山林に住民自ら入って検査棒を地中に差し込み、堆積土の深さを実感し、それらの内容をマップに落とし、避難に関してもより具体的にしていることが注目をされております。現在の町防災マップでは土砂災害（土石流）警戒区域が理論上のイエローになっていますが、今回の小野防災マップではイエロー部分はイエロー部分として残しても、全面カラーのマップに刷新されて、かつ、そこに至る以前の警戒要件が明記されたことであります。例えば土砂の方向です。その土砂を受ける住宅の避難の方向性も境界線で分けられています。更に一時避難所が建物・広場・高台などに分類されたことであります。これらによって「新田公民館」などは今までの土砂崩落の避難所ではなく、むしろ小野川の洪水による避難所が適切とされ、地域にとって認識を新たにする必要に迫られております。この様に住民の避難行動が明確にされ、安全安心の確保に多くの注意が払われていることで防災意識の変革をもたらしました。続いてお尋ねいたします。科学的根拠に基づくマップとされていますが、その意味する内容とは何なのかをお尋ねいたします。

○総務課長

今回このマップを作るにあたりましてコンサルタント会社に委託したわけでございますけれども、地形、地質特性の把握ですとか、詳細な地域データを用いて地形判読を行ってまいりました。また、過去に崩壊した箇所の地形ですとか遷急線、遷急線というのは山地の斜面を尾根から見下ろした時に急に傾斜がきつくなる地点を結んだところを遷急線と言いますけれども、そういった所の確認。合わせて概略の地形、地質の踏査を実施をしたところでございます。また、地質分布の状況ですとか崩壊形態の確認がされ

た地域によって、この崩壊の形態が異なるということも確認ができております。実際にどんなことをしたかと言いますと、DEMデータというものがあまして、これは地表面の地形をデジタル化したものでございますけれども、これを使って地形の勾配ですとか、先ほど言った遷急線ですとか、あるいは崩壊の可能性箇所を抽出しまして、概略の地形ですとか、地質踏査結果と合わせて崩壊危険箇所の抽出を行ったところがございます。その結果、小野区全体で468箇所の崩壊危険箇所を抽出することができました。これにつきましては、土砂災害警戒区域図面に崩壊危険箇所として表示をさせていただいております。

○宇治（10番）

東日本大震災でも指定場所に避難して、なおかつ犠牲になったという方も多くあったわけですが、今回、山寺元信大教授による山地崩壊のメカニズムの指導を受けて、参加した地域住民はよく理解できたと言います。この3月19日には3地区一斉に、新たな防災マップを使って避難訓練を実施して、この事業の締めくくりとなるということでもあります。同時に小野地域全域の見直しマップが完成したことで、小野地区の安全安心は一段と向上するものと考えます。町内他地区の同様箇所にも拡大実施してはどうかと考えるわけでありまして。一方『広報たつの2月号』では「指定緊急避難場所・指定避難場所マップ」として全町的に「災害別ごとの適否」が示されておりますが、これとの関連を含めて質問いたします。町内の重大危険箇所はこの手法を水平展開する考えはないでしょうか。また現状の町内マップは改訂する必要があると私は考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長

まず、既に実施と言いますか抽出が終わりました沢底の地区、それから小野も終わりましたのでこの2箇所につきまして町の防災にどのように生かせるかを検証をしていきたいと思っております。また、今議員ご指摘のとおり、ほかにも同様の地域が辰野の町内にはございますので、そちらについては計画的に展開をしていきたいと考えておりますが、今年度の事業につきましては県の元気づくり支援金を活用した事業でございますが、来年度以降はその事業の予算が付かないということでもありますので、当然そうなりますと、町の予算となりますので、財政状況を見ながら対応をしていきたいなというふうに考えております。それから、現在のマップでございますけれども、こちらにつきましては平成27年に作成をしたものでございます。合わせて、全戸に配布をして

きたわけでありまして、改訂につきましては来年度を予定しております。改訂の内容につきましては、指定緊急避難場所、それから指定避難所、公共施設等の施設名も変わったりしているものですから、そういったことも合わせて更新をしてみたいと思います。それから変更後の天竜川の浸水想定区域など、一級河川の浸水想定区域も変わるというふうに情報を掴んでおりますので、そちらの改訂に合わせて町のマップも変えていきたいというふうに考えております。いずれにしましても町民の皆さんにとって実用性の高い防災マップにしたいというふうに考えております。

○宇治（10番）

本当に見ると、刷新されたようなああいうマップでありまして、見ていただくとよく分かりますが、是非、これ新しく改訂していただき、また危険箇所については同様に順次やっていただきたいと、かように思うわけであります。しかし、これはあくまでもルールの見直しに過ぎないわけですから、改めて行政まかせでなくて、日ごろから住民自身が理解を深める避難訓練等を実施することで、隣近所の連携の重要性を再認識することが肝心なことではないかと考えるわけです。その良い例が平成26年11月22日夜10時8分に発生した神城地震で、白馬村が大きな災害に見舞われ堀之内地区は住宅27戸が全壊しました。ちょうど眠りに就く時間でしたから、全壊家屋で下敷きになった住民が多かったにもかかわらず、無事だった地域住民がいち早く駆けつけ全員を救出し死者はゼロという奇跡が起きたわけであります。テレビが入った11時頃にはほぼ救出は終わっていたという、隣近所の絆の強さ、そして地域力の見事さを実感させられました。日ごろからの備えあつての結果だと考えます。次は「火災・防火」いわゆる「消防」に関する安全安心の現状と対応についてお尋ねをしてみたいと思います。テレビは毎日のように全国各地の大きな火災を報じています。先日は小横川で山林火災があり、大変な被害が発生しています。24時間昼夜を問わず発生する火事の怖さは、丸ごと財産を持ってゆくことです。時には人命も奪うだけに一丁有事に備える消防の組織活動の重要さ、ありがたさは私達の日常生活の安全安心の、まさに原点とも言えます。そもそも日本でこうした消防組織はいつから生まれたものか、興味本位に調べてみました。私の考えていた明治ではなくて、実は江戸時代に必要に迫られて生まれた壮大なシステムであるということです。私の理解は単純に江戸の「火事とけんかは江戸の華」という程度の認識でしたが、そんな話ではありませんでした。武士が戦場に出向くことがなくなった3代将軍徳川家光の代に「大名火消」が制度化され、後に町人による「店火消」、そして幕府直轄の旗本に

よる「定火消」が生まれています。その後、徐々に武士と町民が一体化されて行く中において、8代将軍吉宗の時代、かの有名な「いろは48組の町火消組合」これがいわゆる初期消防団にあたるという創設がされています。火事の多い百万人都市江戸の防火という最重要課題に取り組む組織として幕末まで続き、今日の消防組織の大元（おおもと）が確立されたということでもあります。明治になって中頃には、今日の消防団の前身である「消防組」がスタートして全国各地に普及して以来、平成25年には120年目の歳月を迎え、併せて自治体消防も発足してから65年になったということでもあります。今日では江戸時代のように町を飲み込むような大火はないにしても、近代装備と技術力で時代を反映した消防組織の使命と役割は、ますます重要であると考えます。前段が長くなりましたけれども、これ程に長い歴史と伝統を今に引き継ぐ、現在の消防組織ですが、折しも昨年4月1日からは上伊那において消防の広域化による「上伊那広域消防」として組織体制が運用開始されました。パイが大きくなり、財政の効率化や広域的な受援体制は強化されたかもしれませんが、一例を申しますと、私の目線で広域化以前と比較して、町消防組織体制で明らかに変わったのは、消防団本部長、消防主任が町の総務課危機管理に組み込まれ、一見、町の機能が強化されたように見えますが、いずれも兼任人事であるがため消防団としての機能が低下した組織体制になっていないか、私としては危惧するところでもあります。そこでお尋ねいたします。広域消防に移行されて1年、町消防体制における対応に課題はないでしょうか。例えば出動体制、住民サービス、組織体制などについてお尋ねをいたします。

○町 長

宇治議員さんのご質問です。広域消防ということで、去年の4月から伊那消防組合と伊南消防組合が一緒になってということで、新しい庁舎もできまして、それに進んでいるわけであります。まず、人間的にそれぞれの署でやっていた事務方通信、そういった人たちを集約して、その分を減らしていこうということで、実働部隊の人数は変わっておりません。そういった中で、集中的に通報を受けて、それから出動かけたりいろいろするってということで、あと、指揮隊というのができましたけれども、そういった現役の人数集めて、まだ目標の195人ですか、196人だったかな、その人数まで到達しませんので、まだ年数が組織として目標としたには年数かかりますけれども、そういった過程の中で特に通信の人が集まってテレビのって言うんですか、いろんな画面を見ながら指令を出したりいろいろしているわけですので、知らない所をやるとかそういうことも出

てきますので、特にいろいろの最初に出たのは、むこうの中川と言うんですか、向こうの方で伊那消防組合じゃなくて、上伊那じゃなくて、向こうの伊南の方へ 119 番が入ってしまうとか、携帯電話でやると、そんなふうな話がありまして、そこらへんのところの調整をするとか、そういったことがありました。また、出動態勢でそれぞれの市町村じゃなくて、の境でなくて一番近い、時間の短い所の方が出動するんだっていう形に変えましたけれども、辰野についてはほとんどって言うんですか、前と変わらないということでありましたけれども、大きく変わったのは全分団が出動、要するに細かく今度は場所があれですので細かい招集ができませんので、全分団招集がかかるとか、あと地域ですね、人工音声でやりますので、そのイントネーションだとか目標物だとか、そういったものを徐々に変えたりだとか、いう方向をまだ選んでいる。そんなことであります。あと、指揮隊が来て、それぞれやるんですけれども、ほかの所はどうもこの前話を聞いてみたら署長は残って、指揮隊が来るのを待って、待ってということはないんですけれども署長さんはそこにいるということで「どういうことだ」というような話もされてましたけれども、辰野は火災には山火事もそうでした、あの時もそうでしたけれども、署長が行って陣頭指揮をとっていると、そういう形で指揮隊が来たら、そこで一緒にやるとそういう形でやっていますので、それぞれの今までの方法と変わっている所もありますが、辰野は署長の判断もありますし、こちらの要望もあつたんですけれども、そんなふうにとらさせていただいてやっています。そういった過程の中で、いろいろの、今までと違ったことはありますけれども、それにいいふうに向けて動いて、それぞれ広域の連合、正副連合長会だとか、そういった時にもその実情が変更したらどうするとか、そんな話も、そのたび出て良い方向には行っているのではないかと、こんなふうに思います。具体的にどういうふうだったかは、総務課長の方からお答えしたいと思います。

○総務課長

今、町長が申し上げたとおりが基本のことだと思っています。具体的に申し上げますと 2 点ほどございます。1 つは 2 次隊の出動の態勢でございますけれども、箕輪と伊那から応援で 2 次隊が来ていただけるわけでございますけれども、そういった応援車両が来るっていうことはそれだけ充実はしてきているわけでございますけれども、北の地域に位置する辰野町でございますので当然ながら到着までの時間がかかるというのが、ございます。それから先ほども町長言っていましたけれども、火災出動における防災無線の告知が不明瞭と言いますか、場所が特定しづらいということが住民の皆さん方からご

批判がございまして、この2月から公共施設、または民間の知名度のある施設を目標物として放送するようにしているようでございます。そういった2点について課題と言いますか態勢が取られるようになっております。それから、常備と非常備の連携の関係でございましてけれども、広域消防と消防団との連携が当然今まで以上に求められております。この1月に災害現場での情報の共有ですとか戦術の方策など、非常備と常備の消防総合の検討を行って今まで以上の団結を図る目的に、この1月に8市町村の消防団との合同の火災事例検証会というものを発足しました。そういった席において、課題等の検証と言いますか、研究と言いますか、そういうことをやっていくことになっておりますので、よろしくお願ひします。また、先ほどお話ありました危機管理の係長と消防団の本部長の兼務という件でございましてけれども、こちらについては確かに職員が充足していて、きちんと別体制が取れば良いわけではございますけれども、なかなか難しい問題でございまして、ただ災害時、特に大きな災害が起きた時には職員が一丸となって取り組むこととなります。したがって危機管理の部署であります総務課においては課長、あるいは課長補佐を含めて、職員全員で万全な態勢をとっていきたいというふうに考えております。

○宇治（10番）

全体効率を高めることは大いに結構だと思いますけれども、一丁有事の態勢はどういう事態でどういうことが起こるか分からないわけですので、ぜひ、消防署を中心にした体制と同時にその接続を十分考慮していただいた機能強化ですね、あるいはサービスの充実を図っていただくように今後とも引き続き改善を重ねていただきたいというふうに思うわけでありまして。火事の伝達手段というのは、昭和50年代位まで長いこと火の見櫓の半鐘であったわけではございますけれども、やがて有線放送や防災無線になって、そして今や携帯電話やメール、無線交信が主流となり、広域化を可能にしている最大の要件は、本部指令センターのデジタル通信システムの果たす役割があつてのことだと私は考えております。ただ瞬時に情報伝達されることは良いとしても、問題はそれを受ける町消防団各分団の実情は一律ではないと思ひます。新入団員が少ない中、定数に占める、俗にいう幽霊団員などのジレンマや幹部と幹部経験者のベテラン団員が半数近くを占める現状、そして実団員は減少してもポンプ台数は以前のまま、といった団員数とポンプ台数のミスマッチもあるなど、各分団が抱える課題に加えて一部団員に負担や負荷が集中していないかと心配するところでもあります。そうした中、辰野町消防団は広域化のタイミング

で「全分団出動方式」をとっているようですが、火災現場は多種多様で一斉出動することに意味のある山林火災は別としても、一般住宅火災などはポンプ車が多くて水源の確保や狭い道路など「火元」に入る余地がないなどの懸念はないかということでもあります。現実にもそうした事例もあったように聞きますので、これらの新たな課題解消も重要だと考えますけれどもいかがでしょうか。続いてお尋ねいたします。町消防組織として広域化で変わったルール等が十分に機能しているかという点であります。今申し上げました全分団出動方式、あるいは携帯の利活用、更には常備部の役割などをお尋ねいたします。

○総務課長

まず火災が発生した場合、上伊那広域消防本部から防災行政無線を通じて、放送がされるわけですが、同時に消防団員については携帯電話等のメール配信等で、出動の要請を行っております。最近の昼間火災における管轄分団の出動招集をかけた場合、団員の出動率がかなり低く、常備部が上伊那広域消防本部の後方支援部隊として、対応をしている状況でございます。この出動率低下の理由でございますが、団員のサラリーマン化によります町外勤務者の増加ですとか、休日出勤を含めた交代勤務者の増加などがあげられております。そこで団長をはじめ、消防団の幹部会で検討した結果、火災が発生した場合、山林火災等の大規模火災に備え、全分団に招集をかけ、現場指揮本部が到着後、小規模火災であると想定されれば必要最小限の分団で対応して、その他の分団には無線、携帯電話等で至急連絡をし、引き上げをさせているのが実態でございます。それから常備部の存在でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども消防本部の後方支援として活動いただいております。現在、役場職員25名で構成されております。非昼間火災を主に出動をしております。なお、平成の5年ぐらいからですかね、人数が揃えば夜間の出動にも出ているという状況でございます。常備部は昭和39年に発足をしまして、発足当時は役場職員と役場周辺の住民の方から組織がされておりましたけれども、現在は役場職員のみで活動をされております。

○宇治（10番）

事例を重ねて改善をしていただくということが大事じゃないかと思っておりますけれども、辰野町消防団には他に誇れる常備部の存在や、団員の技術技能と士気の高さは広域でもトップレベルにあるだけに、後に続く若い団員をいかに確保し地域の安全安心を確保してゆくかは大きな課題ではないかと思っております。一方において、広域化によって管理区域が見直され火災現場に最も近い消防署から出動するとされていますが、北の端の辰野町

内火災は地理的に見て、お隣の箕輪町のように双方からの支援はないので今までと変わらないようにも思います。それだけに自分の地域は自分で守る気概と、何よりも火を出さないために住民一人ひとりの予防消防活動こそが、団員の負担軽減に寄与する大事な自助活動ではないかと考えるわけであります。続いてもう1つの柱である救急対応についてお尋ねをしたいと思います。町内における昨年の救急出動件数とその内容はどのようなものか。また、俗に言う迷惑通報というようなものはあるか、ないかをお聞きしたいと思います。

○総務課長

それでは昨年の救急と火災出動の件数についてご報告をさせていただきます。まず、救急出動でございますけれども822件ございました。その内、町内の出動が795件、この中には箕輪消防署からの応援出動15件が含まれております。それから中央道ですとか他市町村への町外出動に当たりますけれども、こちらについては27件ございまして、トータルで822件でございます。それから火災出動でございますが11件、町内が5件です。町外は箕輪町が5件、伊那市が1件の合わせて6件でございます。それから議員、質問されております迷惑通報の関係でございますけれども、まず単純に間違っただ通報が245件あったそうです。それからそれとは別にイタズラと思われるものが16件あったようであります。ただし、どこからかけてきたかは不明のようでございます。以上です。

○宇治（10番）

近年はドクターヘリやドクターカーといった時代のニーズに対応した機動性の高い救急手段が拡充されてきています。超高齢化社会の住民生活の安全安心のために、仕事であるとはいえ24時間待機し、出動する救急隊員の実践行動には改めて敬意を表したいと思います。

次に医療についてであります。医療の「インシデント」の現状と対応についてお尋ねしてまいります。辰野病院は早いもので、新築移転から4年目を迎えました。経営状況の厳しさは最優先課題としても、病院が町内にあること自体、住民にとっては大きな安全安心の枠組みであることに間違いありません。とりわけ高齢者にとって、いざという時の「遠くの親戚より、近くの病院」であって、人生の拠り所でもあります。しかし、しばしばマスコミでも病院の医療事故や医療ミスが報じられ、それがための医師や患者の言葉が流れますが、ちょっとした治療から高度な手術まで自治体病院の役割は多岐にわたっています。辰野病院においても過去には医療事故で和解した例もあります。こう

した重大な医療事故、いわゆるアクシデントの陰には、多くのインシデントがあるわけで、残念ながら人間のやることですからゼロということはありません。そこでお尋ねいたします。辰野病院における直近のインシデント件数とその内訳をお尋ねしたいと思いますが、できれば5年前と比較してどうかということをお願いしたいと思います。

○辰野病院事務長

それでは辰野病院のインシデントの方の報告をさせていただきます。5年前の平成22年度は全体で153件ありました。平成25年度の方が98件となっております、以前と比べて少なくなっております。しかし、平成26年度に日本医療機能評価機構の受審の際、インシデントの件数が少なすぎるとの指摘を受けました。通常は病床あたり掛ける4ということで、辰野病院だったら400件くらいあっても良いんじゃないかっていうことを言われましたが、報告体制の方を強化した方が良いのではということで、平成26年度、もうちょっとその辺を徹底しました。平成26年度においては188件となっております。その内、転倒転落が65件と大体60%近いのが転倒転落の方になっております。また、今年度、平成27年度の1月までですが148件。その内、転倒転落は43件となっております。次に多いものとしましては薬剤に関するものとなっておりますが、大体傾向としましてはやはり転倒転落等が多い傾向にあります。以上です。

○宇治（10番）

専門家のご指摘で実態が徐々に出て来るとするのは非常に意義があると思いますので、ぜひこれは継続していただくことが大事だと思いますが、ご承知の方も多いと思いますけれども、労働災害などによく使われてメーカーでは常識とされているのが「ハインリッヒの法則」ということであります。その内容は1つの重大災害、これ死亡事故などの陰には29の軽微な事故があって、300のハット・ヒヤリの異常が存在するというものであります。いわゆる1対29対300、計330をいかに小さくするかが、重大災害を出さない道であり、病院でいえば患者に対する安全安心の医療行為の徹底でもあります。続いてお尋ねいたします。これらインシデントデータは院内でどの様に共有されているかをお尋ねしたいと思います。

○辰野病院事務長

このインシデントデータですが毎月、医療安全委員会というものが開催されております。ここには各部署の委員の方が集まって、その中で各部署から出されたインシデントをそれぞれ報告しております。その中で、インシデント報告の中で既にもう対応策等は

記入してありますが、他の部署にも分かってもらうために対応策等も再度その辺で共有しております。また、院内全体に関するものに関しましては各部署内に周知するとともに院内代表者会議においても報告して、情報共有を図っております。以上です。

○宇治（10番）

辰野病院の実態としては常勤医はもとより非常勤医師あって、交替勤務の看護師があり、すれ違い勤務体制の中でコミュニケーション不足から情報伝達や意思疎通が疎かになりがちだと思います。それらの背景からややもすると嫌な情報は報告しない、あるいは開示しないといったことはないかどうか。患者あつての病院ですからチームとしてすれ違い勤務者でも同次元で情報の共有でききるような管理力、個人の技術技能が有機的に機能するチームワーク、そして何よりも大切な病院組織として患者一人ひとりの信頼を得るための総合力の中にあつて、このインシデントの撲滅は避けて通ることはできない大切な責務であり、重要な管理指標だと考えます。最後にお尋ねいたします。これらのインシデントはどのように対策に結び付けておられるかをお聞きしたいと思います。

○辰野病院事務長

先ほども申し上げましたが、医療安全委員会において対応策を考えております。また、その中において物品や施設面等の対応でできるものは、直ぐに対処しております。それ以外につきましては各部署の代表者が複数人数で確認をすることを徹底付ける、また医療安全管理者がやはりそのへんは指導していくということを行っておりますので、そのへんについては情報共有ができていますと思います。また国の方は昨年10月1日から医療事故制度の方は大変強化されておりました、それに対する問題の方も、どうするかということが一緒に組織付けでされておりますので、そちらの方も合わせて対処していくようにしたいと思っております。ちょっと先ほど26年度の件数で大体、転倒転落が大体60%と申しましたが、転倒転落含む、療養に関するものが110件で、その内の65件が転倒転落ということで総体に対する割合を申し上げましたので、よろしく願いいたします。以上です。

○宇治（10番）

ぜひ、これは経営管理の大事な指標ですので、確かに言いにくい、あるいは表に出したがないという内容ですけれども、そこに全ての実態や内容が集約されているという意味合いで、ぜひ、経営管理の大事なツールとして扱っていただきたいというふうに思うわけでありまして。以上これらに共通する安全安心は、行政だけの問題ではなくて関係

する住民一人ひとりの理解と協力、いわゆる「自助」に加えて地域の人たちの助け合い、すなわち「共助」、そして「公助」の三位一体の取り組みによって、リスクや被害を最小限に抑えることができることを申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議は、これにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

3月9日 午後 4時 5分 散会

平成28年第2回辰野町議会定例会会議録(10日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 平成28年3月10日 午前9時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田清	2番	根橋俊夫
3番	向山光	4番	中谷道文
5番	山寺はる美	6番	堀内武男
7番	篠平良平	8番	小澤睦美
9番	瀬戸純	10番	宇治徳庚
11番	熊谷久司	12番	垣内彰
13番	成瀬恵津子	14番	宮下敏夫

5. 会議事項

日程第1 平成27年度辰野町一般会計補正予算(第9号)の原案訂正について

日程第2 議案第37号 平成27年度辰野町一般会計補正予算(第10号)

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	宮沢和徳	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	一ノ瀬元広	まちづくり政策課長	山田勝己

産業振興課長	飯 澤 誠	こども課長	石 川 あけみ
会計管理者	宮 原 修 二	住民税務課長	赤 羽 博
保健福祉課長	守 屋 英 彦	建設水道課長	小 野 耕 一
生涯学習課長	桑 澤 英 明	税務担当課長	伊 藤 公 一
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武 井 庄 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第2番	根 橋 俊 夫
議席 第3番	向 山 光

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。早朝より本議会の開催に全議員の出席をいただき、ありがとうございます。さて、3月定例会初日、加島町長より挨拶のありましたとおり、事案上程されている補正予算案に、訂正がありましたのでお集まりいただきました。内容につきまして慎重審議されますようお願いいたします。それでは、定足数に達しておりますので第2回定例会第10日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、平成27年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正についてを議題といたします。ここで、事務局長に議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（平成27年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正について 朗読）

○議 長

次に、提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

おはようございます。本日は急遽、本会議を開催をしていただきまして、関係各位に御礼を申し上げます。さて、議案第25号を訂正するに当たりまして提案

理由をご説明申し上げたいと思います。辰野南小学校体育館等改修事業にかかる国庫補助金、町債の額に変更が生じ、同事業にかかる関連予算を削除するため平成27年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の一部を訂正願うものであります。今回の訂正に伴い、補正総額は542万3,000円の追加になり、予算総額は86億5,762万3,000円となりました。訂正の概要を申し上げますと、歳入につきましては教育費国庫補助金と教育債を削除するものであります。歳出につきましては教育費の南小学校体育館等改修事業費2億1,299万円を削除するものであります。削除に伴い生じる歳入の増加分は財政調整基金繰入金の減額を行い調整いたしました。訂正箇所につきましては、関係課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、原案訂正について許可いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

○まちづくり政策課長

それでは、私の方から訂正をお願いする箇所につきまして、お手元にあります当初提案分と今回差し替えをお願いするものとの比較で説明申し上げます。お手元には今回訂正後のものを置いていただければと思いますが、よろしく願いいたします。まず、1ページをご覧ください。第1条ですが、第1項の2億1,841万3,000円の追加を542万3,000円の追加に訂正いたしました。歳入歳出の総額はそれぞれ86億5,762万3,000円に訂正しました。第2項と第2条、第3条は変更ございません。2ページをご覧ください。第1表の歳入の訂正箇所です。16国庫支出金について、合計の補正額を1,053万4,000円の減から5,162万1,000円の減に。02国庫補助金の補正額を2,119万6,000円の減から6,228万3,000円の減に訂正し、計も7億4,158万2,000円と3億5,493万1,000円に訂正いたしました。3ページをご覧ください。20繰入金について合計と02、基金繰入金の補正額を4,156万7,000円の減から4,297万円の減に訂正し、計も3億8,544万1,000円に訂正をしました。23町債について、合計と01町債の補正額を1億6,160万円の増から890万円の減に訂正し、計も7億190万円に訂正いたしました。歳入合計の補正額と計もそれぞれ訂正となります。4ページをご覧ください。歳出の訂正箇所です。10教育費について合計の補正額を2億1,275万7,000円の増から23万3,000円の減に訂正し、計も10億6,960万1,000円に訂正しました。5ページをご覧ください。02小学校費について、補正額を2億1,542万円の増から243万円の増に訂正し、計も5億1,387万4,000円に停止しました。歳出合計の補正額と計もそれぞれ訂正となります。

6 ページをご覧ください。第 2 表の繰越明許費補正の追加から、09 教育費の段を削除いたしました。7 ページをご覧ください。訂正前では 6 ページに記載してありました第 3 表の地方債補正の追加から、緊急防災・減債事業債と全国防災事業債の段をそれぞれ削除しております。14 ページをお願いいたします。国庫支出金の 10 目、教育費国庫補助金の段が削除となります。18 ページをご覧ください。繰入金の基金繰入金、財政調整基金の補正額を 4,156 万 7,000 円の減から 4,297 万円の減に訂正し、計も訂正しました。20 ページをご覧ください。町債の 10 目、教育債の段を削除いたしました。33 ページをご覧ください。教育費の 13 目、南小学校体育館等改修事業費の段を削除いたしました。これらの変更に伴いまして、8 ページの事項別明細書の歳入について、16 款、国庫支出金、20 款、繰入金、23 款、町債と歳入合計、それぞれの補正額及び歳出後の計を訂正し、9 ページになりますが、歳出の 10 款、教育費と歳出合計それぞれの補正額と補正後の計、財源内訳を訂正いたしました。以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ここでの質疑討論は、補正予算（第 9 号）の原案訂正についての質疑と討論として議案の内容については、上程議案どおり自宅審査、最終日採決としたいと思っております。以上を踏まえ、補正予算の原案訂正について質疑討論はありませんか。

○根橋（2 番）

今、数字は分かりました。それでその理由と言いますか、町長が冒頭、開会冒頭で若干言われましたけれども、その理由とその原因というか、なぜこうなってしまったのか、そのへんの説明もいただきたいと思っております。

○町長

次の議案のところでご説明申し上げるわけでしたけれども、詳しくはまた申し上げますが、南小学校の体育館等の改修につきまして、ここで予定をしてこの議案に盛ったわけでありまして、補助金の対象になる範囲が変わってきたと言うんですか、変わったと言うんじゃないかと、それが対象にならなかったということでありまして、それに変わる財源をどういうふうに見つけるかという話でありまして、少しでも有利なことができないか、そのままになりますと一般財源のということになりますので、それに代わるものを緊防債と言うんですか、そちらの方で交付税の付くものをもってこういうことでもって急遽、それに振り返るにあたりまして議決日がどうしても、この最終日を待つ

ていては申請に間に合わないということでもございましたので、その日をどうしても早くにさせていただくということで、開催日の当日にするか、お願いをしてそれ以後と言うんですか、今日の日の本会議を持っていただいて議決していただくか、そういうことによつて新たな財源の道が開けてくるとこういうことでもございましたので、そういった内容でお願いすることになりました。よろしいですか。

○根橋（2番）

はい。

○議長

ほかにありませんか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより平成27年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よつて平成27年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正については許可されました。なお、議案の内容についての審議は上程議案どおり自宅審査、最終日採決として議事を進行いたします。日程第2、議案第37号、平成27年度辰野町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成27年度の辰野町一般会計補正予算（第10号）についてご説明を申し上げます。今回の補正予算は辰野南小学校体育館等改修事業にかかる補正予算であります。この補正総額は2億1,299万円の追加であり、予算総額は88億7,061万3,000円となります。その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫補助金町債、財政調整基金繰入金の増額であります。歳出につきましては教育費の老朽化が著しい南小学校体育館等改修事業に伴う、工事請負費、管理委託料などの追加が主なものです。なお、本事業につきましては平成28年度への繰越手続きを行い、繰越明許費として事業

を実施いたします。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（3番）

今回の新しい追加補正で、10ページを見ますと国庫支出金が減額になって、地方債がその分増えると、一部、一般財源も増えるという形なんですけど、この地方債の許可条件というか、充当率、それから交付税の参入見込みがどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

この事業につきましてはまずは国庫補助金、これは学校施設環境改善交付金、補助率が3分の1です。と、補助対象事業費のこの補助残ですね、通称、補助裏と言っておりますけど、これについては全国防災事業債というものを充てます。これについては充当率が100で、交付税の措置率が80%です。そして、これに合わせて実施します単独事業、町の単独事業費ですね、こちらの方には通称、継ぎ足し単独分と言っているんですけど、こちらの方には緊急防災減債事業債、充当率100、交付税措置率70を充てて実施しております。今回、この補助対象事業の範囲が狭まったものですから、それに付随する国庫補助金と全国防災事業債の額が減ってしまったものですから、ここで約9,000万円の一般財源の持ち出しをしなければいけなくなりました。9,000万円という額を一気に一般財源から出すということはちょっと不可能ですので、現在の財政状況においては不可能ですので、それに代わるものを探していたわけでありまして。本来でしたら緊急防災減債事業債というものを使ってできるんですけど、たまたま今年のこの起債の申請が2月の24日で終了しておりまして、もう全国のこの事業債の配分が決定しておりまして追加ができないということになりました。今回、この地方債には国の資金を借りるのに協議制という国県と協議をして借り入れる協議制というものと、平成24年から新しい制度ができて、市町村が民間等の資金債、の起債ですね、昔で言う縁故債、現在、銀行等引き受け資金と言っておりますけど、これにかかる資金の借り入れについては届出制という、事前に届け出ることによって、国県に届けることによって借り入れるという制

度が平成24年からできております。今回はその届出制を利用してこれを借り入れようというものであります。ただし、この条件がございまして先ほど町長言ったようにこの借り入れにおける条件が3月12日までに議会の議決を経ているということでありまして、今回、この調整をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。以上であります。

○議長

ほかにありませんか。

○根橋（2番）

2点お伺いしたいと思います。1点は4ページのその今の地方債の件なんですけれども、1億7,270万円に関して利率が4%以内ということで、非常に高いわけですね。現在ご存知のと通りの低金利の中で言われた縁故債で入札等、入札というのが馴染んでいりかわかりませんが、事実上、入札等やれば多分1%台でいけるんじゃないかと思うんですが、それが4%、以内ですからということなんだろうが、あえてこの4%という数字がなぜ出てくるのかっていうことをご説明いただきたいと思います。それから2点目、2点目は要するに補助対象事業でなくなってしまった部分が出てきたっていうか、分かったっていうか。だけどこれ多分、これだいたい前から県とは実際ヒヤリング等で積み重ねてきた話だったと思うんですけど、急遽このように国庫補助対象ではないということが分かったと言うか、それはいったい、どこにそういう責任、責任と言うかどうしてそうなっちゃったのか、その経過について説明していただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

議案書の中の4ページにございます地方債補正の利率については4%というのは上限であります。議員ご指摘のとおり実際に借り入れる額はもっと少ない額になりますが、何かあった時にこれ以下のものでもって借り入れたいということでもって、当初予算に示された数字と一致をさせておりますので、お願いをしたいと思います。現実的にはもちろんこれよりも低い額、議員言うとおりに入札と言いますか見積もりでもって各銀行等から利率の方を提出いただきましてその中で低いものを採用しております。以上です。

○こども課長

それでは南小学校体育館改修事業の国庫補助のことについてご説明させていただきます。昨年6月体育館の軒天、外壁が落下しましたことで児童の安全を最優先ということで体育館の外壁を急遽改修するということで県の教育委員会に相談しまして、この外壁

の改修というのは、なかなか前例がないということで、県でも非常に検討をしていただきました。そして防災機能強化工事の補助金で該当になるということで、外壁のみの改修が補助金対象になるということで補助金の申請をいたしまして、内定をいただいたわけです。これは体育館の改修についてのみの補助金でございました。その後、9月に設計業者を委託しまして、この補助金の工事限度額2億円での工事内容の検討をいたしました。当初、体育館の外壁の改修を計画をしていたわけですがけれども、調査の結果、校舎の外壁の劣化、体育館だけではなくて学校全体の外壁の劣化が非常に進んでいること。また、屋根や雨どいからの浸水によりまして外壁が劣化していますので、外壁のみ改修をしましても、屋根を改修しないことには根本的な改善にならないこと。また、工事予定額2億円の中でそれらの工事が実施できる。2億円の中で外壁の工事も屋根の工事も改修することができるということが判明いたしましたので、学校全体の外壁の工事、並びに屋根の改修の工事を工事内容として決定をしたわけでございます。それが今年1月に入ってからでございます。しかしながら補助金の対象というのは体育館の外壁を対象として申請をしておりました関係上「ほかの工事は補助対象外だ」という県から説明がございました。指摘がございまして、それがありましたのが2月の下旬でございました。県の方にもこういうことで改修をしたいという、外壁の工事、体育館だけではなくて、ほかの所も非常に傷んでいる状況なので、工事をさせていただきたい、そしてそれを補助対象としていただきたいということで、説明にもお願いにも伺ったわけですがけれども「当初体育館の外壁を補助対象としたというところは変更することはできない」という結論を最終的に、ごく最近いただきました。ということで今回の補助金の金額に変更が生じたわけでございます。以上でございます。

○根橋（2番）

説明は分かりました。ただ今の説明ですと、それは制度上のことではなく、結局予算がないということなんでしょうか。

○こども課長

予算は県は枠を取っていただいております。あるんですけども、その補助を体育館以外の工事に使ってはいけません。

○根橋（2番）

制度上。

○こども課長

ええ、そうですね。そこは補助の対象外だという、そこがはっきりしたわけです。

○岩田（1番）

今の説明で分かりましたけれども、そうしますと議会に案件提出という形の中の流れを見ますと、今のこども課長の説明でいきますと、この2つに分かれているものが、構成要件が違うわけですね、実際に。原因たる。構成要件が違うということが、これは別の要するに事業という形と解釈、名許支出で見るとそういうふうになりますので、そうすると事件訂正じゃなくて、撤回して1つずつの案件を提出するということが一応、本筋に見えるんですけども、このへんのところはどういうふうに解釈されているんでしょう。

○議会事務局長

それでは今、臨時に提案されました処理についての議会運営上の内容について説明を申し上げます。この案件につきまして撤回と訂正と2種類の方法で処理をすることとなっております。県議長会の方に確認を取りましたところ、今回の案件につきましてはあくまでも訂正で処理をすることが正しいという明確な答えをいただいております。内容でございますけれども、撤回についてはあくまでも収入、あるいは支出、その他に訂正箇所がたくさんあった場合に説明がつかない場合、この場合には撤回が正しいのですが、撤回というものはあくまでも議会に提出した正確な議案を安易に撤回することを議会が承認することは、あまり好ましくないという返事をいただいております。なるべく修正でその内容をきちんと整理をして、今回のような議案を残したまま、補正予算の第9号でございますけれども、議案の25番を残したまま処理をすることが正しいということで、今回こういった追加議案で南小学校だけの補正予算を組んで提出をして、それを早い日にちの段階で議決をいただきたいという提案理由でございます。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

○垣内（12番）

そうすると、話はまた元に戻るわけなんですけれども、最初、当初から緊急防災減債事業債の中の用途目的と言うんですかね、用途の中に体育館外壁だけでなく、本校舎外壁及び屋根工事っていうような項目を書いてあれば通ったっていうことですか、2億円以内なら。

○こども課長

はい、今の点でございますけれども、あくまでもこの補助対象が外壁、外壁の改修のみということと聞いております。例えば、雨漏りのための屋根の改修、それは対象外だということでございます。以上です。

○議長

ほかにありますか。

○まちづくり政策課長

今の質問でいいますと、緊急防災減債事業債の中にとということでしょうか。こちらの起債につきましては、町がこれ東日本大震災の時にできた起債でありまして、町がそういった緊急的にいろいろな校舎等の施設の耐震工事だとか、大規模改修だとかそういったことをやった時にその、一緒に町単独で行う事業に付いてくる起債でありますので、こちらについては外壁だとか、そういった指定の方はございません。工事の単独分に付く起債だと思っていただければと思います。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

これより議案第37号、平成27年度辰野町一般会計補正予算（第10号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。以上を持ちまして、本日の会議は散会といたします。

10．散会時間

散会時間 9時 30分